

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成19年4月1日
(第23期) 至 平成20年3月31日

日本たばこ産業株式会社

(E00492)

【目次】

表紙	頁
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 業績等の概要	11
2. 生産、受注及び販売の状況	15
3. 対処すべき課題	16
4. 事業等のリスク	17
5. 経営上の重要な契約等	28
6. 研究開発活動	28
7. 財政状態及び経営成績の分析	29
第3 設備の状況	31
1. 設備投資等の概要	31
2. 主要な設備の状況	31
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
(1) 株式の総数等	34
(2) 新株予約権等の状況	35
(3) ライツプランの状況	37
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	37
(5) 所有者別状況	37
(6) 大株主の状況	38
(7) 議決権の状況	39
(8) ストックオプション制度の内容	40
2. 自己株式の取得等の状況	41
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	42
5. 役員等の状況	43
6. コーポレート・ガバナンスの状況	47
第5 経理の状況	52
1. 連結財務諸表等	53
(1) 連結財務諸表	53
(2) その他	108
2. 財務諸表等	109
(1) 財務諸表	109
(2) 主な資産及び負債の内容	135
(3) その他	138
第6 提出会社の株式事務の概要	139
第7 提出会社の参考情報	140
1. 提出会社の親会社等の情報	140
2. その他の参考情報	140
第二部 提出会社の保証会社等の情報	141
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年6月24日
【事業年度】	第23期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）
【会社名】	日本たばこ産業株式会社
【英訳名】	JAPAN TOBACCO INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 宏
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
【電話番号】	03（3582）3111（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員コミュニケーション責任者 志水 雅一
【縦覧に供する場所】	日本たばこ産業株式会社 埼玉支店 （さいたま市大宮区下町一丁目55番1号） 日本たばこ産業株式会社 横浜支店 （横浜市西区花咲町六丁目143番地） 日本たばこ産業株式会社 名古屋支店 （名古屋市中区伊勢山二丁目12番1号） 日本たばこ産業株式会社 大阪支店 （大阪市北区大淀南一丁目5番10号） 日本たばこ産業株式会社 神戸支店 （神戸市中央区中山手通三丁目7番23号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高（百万円）	4,625,151	4,664,513	4,637,657	4,769,387	6,409,726
経常利益（百万円）	213,599	270,251	297,842	312,044	362,681
当期純損益（△は損失）（百万円）	△7,602	62,583	201,542	210,772	238,702
純資産額（百万円）	1,507,937	1,498,203	1,762,511	2,024,615	2,154,629
総資産額（百万円）	3,029,083	2,982,056	3,037,378	3,364,663	5,087,214
1株当たり純資産額（円）	771,516.28	781,813.72	919,780.33	204,617.68	216,707.27
1株当たり当期純損益金額（△は損失）（円）	△3,966.78	32,089.84	105,084.78	22,001.10	24,916.51
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	—	—	—	—	24,916.26
自己資本比率（％）	49.78	50.24	58.03	58.26	40.81
自己資本利益率（％）	△0.49	4.16	12.36	11.32	11.83
株価収益率（倍）	—	37.08	19.70	26.32	20.03
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	334,501	250,839	150,342	435,958	145,030
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△228,619	176,914	△26,357	△149,692	△1,668,634
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△109,334	△202,195	△48,134	△32,634	519,000
現金及び現金同等物の期末残高（百万円）	601,661	829,087	920,141	1,179,522	215,008
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]（人）	39,243 [10,790]	32,640 [11,387]	31,476 [12,187]	33,428 [10,353]	47,459 [14,986]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

3. 第19期、第20期、第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第19期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

5. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高(百万円)	2,694,310	2,685,948	2,370,645	2,330,453	2,302,704
経常利益(百万円)	154,320	194,120	192,830	189,730	177,757
当期純損益(△は損失)(百万円)	△29,533	27,030	126,268	132,456	131,145
資本金(百万円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数(千株)	2,000	2,000	2,000	10,000	10,000
純資産額(百万円)	1,557,476	1,527,787	1,643,098	1,753,067	1,816,727
総資産額(百万円)	2,609,212	2,548,924	2,410,096	2,561,865	2,902,509
1株当たり純資産額(円)	796,930.96	797,300.01	857,497.63	182,990.92	189,616.56
1株当たり配当額(円) (うち、1株当たり中間配当額 (円))	10,000 (5,000)	13,000 (5,000)	16,000 (7,000)	4,000 (1,800)	4,800 (2,200)
1株当たり当期純損益金額(△は 損失)(円)	△14,995.23	13,836.11	65,839.28	13,826.19	13,689.35
潜在株式調整後1株当たり当期純 利益金額(円)	—	—	—	—	13,689.21
自己資本比率(%)	59.7	59.9	68.2	68.4	62.6
自己資本利益率(%)	△1.85	1.75	7.96	7.80	7.35
株価収益率(倍)	—	86.01	31.44	41.88	36.45
配当性向(%)	—	94.0	24.3	28.9	35.1
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	13,769 [1,407]	10,124 [1,257]	8,855 [1,285]	8,930 [1,195]	8,999 [1,209]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第22期から、純資産額の算定にあたっては、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
3. 第19期、第20期、第21期、第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第19期の株価収益率については、当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
5. 第20期の当社の1株当たり配当額13,000円は、会社設立20周年記念配当1,000円を含んでおります。
6. 平成18年4月1日付をもって1株につき5株の割合で株式分割を行っており、平成18年3月末時点の株価は権利落ち後の株価となっております。従いまして、第21期の株価収益率は1株当たり純資産額等との整合性を図るため、権利落ち後の株価に分割割合を乗じて算定しております。

2【沿革】

(1) 株式会社移行の経緯

当社の前身となる日本専売公社（以下「公社」という。）は、「国の専売事業の健全にして能率的な実施に当たることを目的」として、昭和24年6月1日に設立され、たばこ専売制度等の実施主体として、たばこの安定的提供と財政収入の確保に貢献する等の役割を果たしてまいりました。

しかし、昭和50年代に入り、成年人口の伸び率の鈍化、喫煙と健康問題の高まり等のため、需要の伸びが鈍化し、販売数量はほぼ横這いで推移するに至り、このような傾向は更に続くものと予想され、需要の構造的変化としてとらえざるを得ない状況と考えられました。また、外国たばこ企業に対する実質的な市場開放が進展し、国内市場における内外製品間の競争が展開される中で、たばこ専売制度の枠内では対応困難な諸外国からの市場開放要請の強まり、さらに、国内における公社制度に対する改革動向の中で、昭和56年3月臨時行政調査会が発足し、同調査会の第3次答申（昭和57年7月30日）において、専売制度、公社制度に対する抜本的な改革が提言されました。

これを受けて政府は、制度全体の見直しを進め、

- ・たばこの輸入自由化を図るためたばこ専売法を廃止するとともに、新たにたばこ事業に関し所要の調整を図るためのたばこ事業法の制定
- ・たばこの輸入自由化の下、国内市場において外国たばこ企業と対等に競争していく必要があることから、日本専売公社法を廃止するとともに、公社を合理的企業経営が最大限可能な株式会社に改組し、必要最小限の公的規制を規定する日本たばこ産業株式会社法の制定

を中心とするいわゆる専売改革関連法として法案化し、これら法律案は、第101回国会において、昭和59年8月3日成立し、同年8月10日に公布されました。

当社設立前の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和24年6月	日本専売公社設立
昭和32年7月	国産初のフィルター付製造たばこ「ホープ(10)」発売
昭和38年2月	製造たばこの販売店配送等を目的とする東京たばこ配送㈱を設立 その後昭和47年3月までの間に関西、中部、九州及び北海道たばこ配送㈱を設立して全国体制整備
昭和48年1月	研究開発体制の充実・強化を図るため、中央研究所を横浜市に建設し、東京都より移転
昭和52年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため宇都宮・茂木両工場を廃止し、北関東工場を設置
昭和54年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため磐田工場を廃止し、東海工場を設置
昭和57年7月	専売改革を含む臨時行政調査会第3次答申
昭和57年9月	たばこ製造の近代化、効率化のため京都・茨木・高槻3工場を廃止し、関西工場を設置
昭和59年4月	製造たばこの輸出を目的とする日本たばこインターナショナル㈱を設立
昭和59年8月	「専売改革関連法案」成立（8月10日公布）

(2) 当社設立後の状況

当社は、日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）に基づき、昭和60年4月1日に公社財産の全額出資により設立されました。当社は設立に際し、公社の一切の権利義務を承継しました。

当社設立後の主な変遷は次のとおりです。

年月	変遷の内容
昭和60年4月	日本たばこ産業株式会社設立
昭和60年4月	新規事業の積極的展開を図るため事業開発本部を設置 その後平成2年7月までの間に各事業の推進体制強化のため、同本部を改組し、医薬、食品等の事業部を設置
昭和61年3月	たばこ製造の近代化、効率化のため福岡・鳥栖両工場を廃止し、北九州工場を設置 その後平成8年6月までの間にたばこ製造体制の合理化のため9たばこ工場を廃止
昭和63年10月	コミュニケーション・ネーム「JT」を導入
平成3年7月	新本社ビル建設のため、本社を東京都港区から東京都品川区に移転
平成5年9月	医薬事業研究開発体制の充実・強化を図るため、医薬総合研究所を設置
平成6年10月	政府保有株式の第一次売出し（394,276株） 東京、大阪、名古屋の各証券取引所市場第一部に株式を上場
平成6年11月	京都、広島、福岡、新潟、札幌の各証券取引所に株式を上場
平成7年5月	本社を東京都品川区から東京都港区に移転
平成8年6月	政府保有株式の第二次売出し（272,390株）
平成9年4月	塩専売制度廃止に伴い、当社の塩専売事業が終了 たばこ共済年金を厚生年金に統合
平成10年4月	㈱ユニマットコーポレーションと清涼飲料事業での業務提携に関する契約を締結 その後、同社の発行済株式の過半数を取得
平成10年12月	鳥居薬品㈱の発行済株式の過半数を、公開買付により取得
平成11年5月	米国のRJRナビスコ社から米国外のたばこ事業を取得
平成11年7月	旭フーズ㈱など子会社8社を含む旭化成工業㈱の食品事業を取得
平成11年10月	鳥居薬品㈱との業務提携により、医療用医薬品事業における研究開発機能を当社に集中し、プロモーション機能を鳥居薬品㈱に統合
平成15年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、仙台・名古屋・橋本工場を閉鎖
平成15年10月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（45,800株）
平成16年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、広島・府中・松山・那覇工場を閉鎖
平成16年6月	政府保有株式の第三次売出し（289,334株）により政府の保有義務が及ばない株式についての売却が完了
平成16年11月	経営の選択肢の拡大に向けて、自己株式を取得（38,184株）
～平成17年3月	
平成17年3月	国内たばこ事業の将来に亘る利益成長基盤を確立するため、上田・函館・高崎・高松・徳島・臼杵・鹿児島・都城工場を閉鎖
平成17年4月	マールポロ製品の日本国内における製造及び販売、商標を独占的に使用するライセンス契約の終了
平成19年4月	英国法上の買収手続きであるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国の Gallaher Group Plc の発行済株式を取得
平成20年1月	㈱加ト吉株式を公開買付により取得

3【事業の内容】

当社と、連結子会社299社、持分法適用関連会社25社から構成される当社グループが営んでいる主な事業内容、各関係会社等の当該事業に係る位置づけは次のとおりです。

なお、次の5区分は「第5 経理の状況 1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げる事業の種類別セグメント情報の区分と同一です。

〔国内たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造たばこの製造、販売を行っております。

当社が製造、販売を行い、TSネットワーク㈱が当社製品の配送及び外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の流通業務を行っております。また、日本フィルター工業㈱等が材料品の製造を行っております。

（主な関係会社）

TSネットワーク㈱、ジェイティ物流㈱、日本フィルター工業㈱、富士フレーバー㈱、ジェイティエンジニアリング㈱

その他連結子会社13社、持分法適用関連会社2社

（注）日本メタライジング工業㈱につきましては、平成20年3月27日付で清算を結了しております。

〔海外たばこ事業〕

当該事業につきましては、製造、販売を統括する JT International S.A.を中核として、製造たばこの製造、販売を行っております。

（主な関係会社）

JT International S.A.、JTI-Macdonald Corp.、LLC Petro、JT International Germany GmbH、JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S.、Gallaher Ltd.、Austria Tabak GmbH、Liggett-Ducat CJSC

その他連結子会社206社、持分法適用関連会社7社

（注）当社は、平成19年4月18日、Gallaher Group Plc（現 Gallaher Group Ltd.（以下「Gallaher 社」））の発行済株式を取得し、Gallaher 社を完全子会社としました。Gallaher 社を含む Gallaher グループ（以下「Gallaher」）につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

〔医薬事業〕

当該事業につきましては、医療用医薬品の研究開発、製造、販売を行っております。

主に当社が研究開発を行い、鳥居薬品㈱が製造、販売・プロモーション業務（当社製品を含む）を行っております。

（主な関係会社）

鳥居薬品㈱、ジェイティファーマアライアンス㈱、Akros Pharma Inc.

その他連結子会社1社

〔食品事業〕

当該事業につきましては、清涼飲料水、加工食品、調味料の製造、販売等を行っております。

飲料事業におきましては、ジェイティフーズ㈱が当社の清涼飲料水の販売を行い、㈱ジャパンビバレッジ等が当社製品を含む清涼飲料水等を自動販売機で販売しております。また、加工食品事業、調味料事業におきましては、ジェイティフーズ㈱が当社の冷凍加工食品、調味料等の販売を行っており、㈱加ト吉が冷凍加工食品の製造、販売等を行っております。

（主な関係会社）

ジェイティフーズ㈱、㈱ジャパンビバレッジ、㈱加ト吉

その他連結子会社48社、持分法適用関連会社13社

- (注) 1. 当社は、平成20年1月8日、(株)加ト吉の発行済株式を公開買付けにより取得し子会社としました。
(株)加ト吉を含む加ト吉グループにつきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
2. 平成20年7月1日に食品事業における事業再編を予定しております。具体的には、当社が担う加工食品事業（チルド加工食品事業を除く）及び調味料事業を(株)加ト吉に集約し、また、ジェイティフーズ(株)を含む関係会社について、株式譲渡等により(株)加ト吉に集約することといたします。
なお、飲料事業については、引き続き商品開発等のメーカー機能を当社が担い、ジェイティフーズ(株)の飲料事業にかかる販売機能は、新設のジェイティ飲料(株)に移管することといたします。

[その他事業]

不動産事業につきましては、不動産施設の賃貸及び運営等を行っております。その他に、各種製品の製造、販売や当社グループ全般に対してサービスの提供を行う関係会社があります。

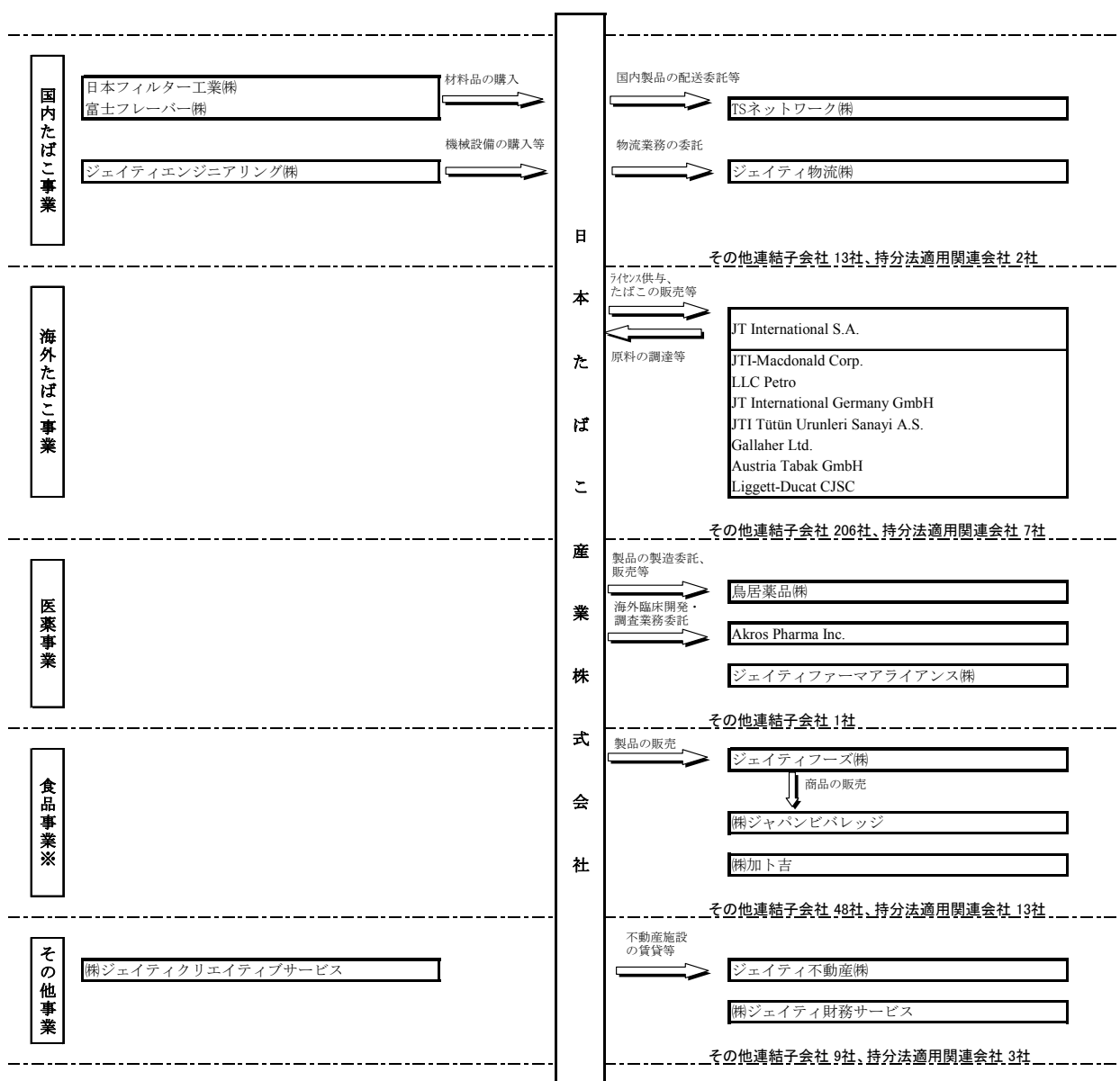
(主な関係会社)

ジェイティ不動産(株)、(株)ジェイティ財務サービス、(株)ジェイティクリエイティブサービス
その他連結子会社9社、持分法適用関連会社3社

- (注) フロンティア・リート・マネジメント(株)につきましては、平成20年3月、当社が保有していた発行済株式の全株式を三井不動産(株)に譲渡いたしました。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりです。

(平成20年3月31日現在)



(注) 連結子会社

※平成20年7月1日に食品事業における事業再編を予定しております。具体的には、当社が担う加工食品事業（チルド加工食品事業を除く）及び調味料事業を㈱加ト吉に集約し、また、ジェイティフーズ㈱を含む関係会社について、株式譲渡等により㈱加ト吉に集約することといたします。

なお、飲料事業については、引き続き商品開発等のメーカー機能を当社が担い、ジェイティフーズ㈱の飲料事業にかかる販売機能は、新設のジェイティ飲料㈱に移管することといたします。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
(連結子会社) 299社									
TSネットワーク㈱ ※1	東京都 台東区	460	国内 たばこ	74.5	—	有	—	製造たばこの 配送業務等の 委託	有
ジェイティ物流㈱	東京都 渋谷区	207	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ、 原材料の運送 委託	有
日本フィルター工業㈱ ※2	東京都 渋谷区	461	国内 たばこ	86.8	—	有	—	製造たばこ用 フィルターの 購入	有
富士フレーバー㈱	東京都 羽村市	196	国内 たばこ	100.0	—	有	—	製造たばこ用 香料の購入	有
ジェイティエンジニアリン グ㈱	東京都 墨田区	200	国内 たばこ	100.0	—	有	—	機械設備の購 入等	有
JT International S.A. ※2	スイス	千CHF 1,215,425	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	—	—	ライセンス供 与、製造たば この販売等	—
JTI-Macdonald Corp. ※2	カナダ	千CAD 124,996	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
LLC Petro	ロシア	千RUB 328,439	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Germany GmbH	ドイツ	千EUR 54,706	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. ※2	トルコ	千TRY 148,824	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
JT International Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	海外 たばこ	100.0 (100.0)	有	有	—	—	—
JTI(UK)MANAGEMENT LTD ※2	イギリス	千GBP 5,345,917	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Gallaher Group Ltd. ※2	イギリス	千GBP 65,714	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Gallaher Ltd. ※2	イギリス	千GBP 164,649	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Austria Tabak GmbH ※2	オーストリア	千EUR 175,934	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
Liggett-Ducat CJSC	ロシア	千RUB 260,365	海外 たばこ	100.0 (100.0)	—	—	—	—	—
鳥居薬品㈱ ※3	東京都 中央区	5,190	医薬	54.5	—	有	—	製品の製造委 託、販売等	有
ジェイティファーマアライ アンス㈱	東京都 港区	360	医薬	100.0	有	有	—	—	有

名称	住所	資本金 (百万円)	事業 内容	議決権に 対する 所有割合 (%)	関係内容				
					役員の兼任等		資金 援助	営業上の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員	当社 従業員			
Akros Pharma Inc.	アメリカ	千USD 1	医薬	100.0 (100.0)	－	有	－	海外臨床開 発・調査業務 委託	－
ジェイティフーズ㈱	東京都 品川区	490	食品	100.0	－	有	－	清涼飲料、加 工食品、調味 料等の販売委 託	有
㈱ジャパンビバレッジ ※2	東京都 新宿区	10,471	食品	66.7	－	－	－	ジェイティ フーズ㈱を通 じた清涼飲料 水の販売	有
㈱加ト吉 ※2、※3	香川県 観音寺市	34,002	食品	94.0	有	有	－	－	－
ジェイティ不動産㈱	東京都 渋谷区	450	その他	100.0	－	有	－	不動産施設の 賃貸等	有
㈱ジェイティ財務サービス	東京都 大田区	160	その他	100.0	－	有	－	各種機器の リース等	有
㈱ジェイティクリエイティ ブサービス	東京都 大田区	200	その他	100.0	－	有	－	事務用諸物品 の購入等	有
JT Europe Holding B.V. ※2	オランダ	千EUR 1,380,018	その他	100.0	－	有	－	－	－
その他271社 ※2、※3									
(持分法適用関連会社) 25社 ※3									

- (注) 1. 「事業内容」には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
2. 「議決権に対する所有割合」の()内は、間接所有割合を表示(内書)しております。
3. 「役員の兼任等」には、当社との兼任及び当社からの出向を含んでおります。
4. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成19年12月31日現在の状況を記載しております。
5. ※1: TSネットワーク㈱については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

名称	主要な損益情報等(百万円)				
	売上高	経常利益	当期純利益	純資産額	総資産額
TSネットワーク㈱	1,217,377	9,458	5,263	32,229	149,819

6. ※2: 特定子会社に該当しております。なお、その他に含まれる会社のうち特定子会社に該当する会社は次のとおりです。

(連結子会社)

JT Canada LLC Inc.、JT Canada LLC II Inc.、Gallaher Capital Ltd.、Gallaher Europe Finance、Harrigan Ltd.、HABET Handels-Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. KG Nahrungs- und Genußmittel、Gallaher AF Luxembourg S.à r.l.、Gallaher Luxembourg Overseas Finance S.à r.l.、Gallaher Benelux Limited、Gallaher Investments Luxembourg S.à r.l.、Gallaher Investment Finance S.à r.l.、Gallaher Finance

7. ※3: 有価証券報告書を提出しております。なお、その他に含まれる会社のうち有価証券報告書を提出している会社は次のとおりです。

(連結子会社)

ケイエス冷凍食品㈱、㈱グリーンフーズ
(持分法適用関連会社)

シンワオックス㈱、㈱ハブ

8. 日本メタライジング工業㈱につきましては、平成20年3月27日付で清算を結了しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成20年3月31日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）
国内たばこ事業	11,548 [4,980]
海外たばこ事業	22,324 [691]
医薬事業	1,569 [98]
食品事業	11,169 [9,002]
その他事業	441 [215]
提出会社の全社共通業務	408 [0]
合計	47,459 [14,986]

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 決算日が12月31日の海外子会社については、平成19年12月31日現在の従業員数により算定しております。
 3. 提出会社の全社共通業務は、特定のセグメントに区分できない管理部門等の従業員数です。
 4. 従業員数（合計）が、前期（平成19年3月期）に比べて14,031人増加しておりますが、これは主に、
 Gallaher 及び加ト吉グループを連結の範囲に含めたことによるものです。

(2) 提出会社の状況

(平成20年3月31日現在)

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
8,999 [1,209]	42.1	21.0	8,473,186

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に年間の平均人員を外書で記載しております。
 2. 従業員数は、契約社員（90人）、休職者（78人）、当社への出向者（85人）を含み、当社からの出向者（1,096人）の他、退職を前提とする長期休職者（36人）は含んでおりません。
 3. 平均勤続年数には、旧日本専売公社における勤続年数を含んでおります。
 4. 平均年間給与（税込）は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループには主要な労働組合として、全日本たばこ産業労働組合が組織されており、日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合）に所属し、上部団体として、日本労働組合総連合会（連合）、国際食品関連産業労働組合連合会（IUF）に加入しております。

また、労使関係につきましては良好であり特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国の経済は、下半期に入り、原油をはじめとする素材価格が高値で推移するなか、個人消費の伸びに鈍化がみられ、また企業収益も弱含みで推移するなど景気の減速がみられました。世界経済につきましては、サブプライムローン問題に端を発した金融市場の信用収縮懸念等の不透明な状況のなか、米国経済の減速がみられたものの、アジアでは中国等で景気の拡大が続き、欧州においても引き続き景気の緩やかな回復基調が続きました。

このような状況のもと、当社グループでは、平成18年5月に策定した中期経営計画「JT2008」に沿った施策を着実に実行し、将来に亘る持続的な成長の実現に向け取り組んでおります。

平成19年8月には、当社グループの海外たばこ事業を担う JT International と4月に買収を完了した Gallaher との統合計画を発表いたしました。事業統合によるシナジー効果を早期かつ最大限に発揮できるよう、現在、統合計画に基づく諸施策の着実な実施に努めております。

なお、海外たばこ事業は、平成19年（2007年）1～12月の業績を当連結会計年度の業績としており、平成19年4月18日に買収を完了した Gallaher につきましては、4月18日以降12月31日までの業績を当連結会計年度に含めております。また、平成20年1月8日に子会社とした加ト吉グループにつきましては、1月1日以降3月31日までの業績を当連結会計年度の業績に含めております。

①売上高

国内たばこ事業における販売数量の減少等があったものの、海外たばこ事業における Gallaher の連結等により、売上高は前年度比1兆6,403億円増収の6兆4,097億円（前年度比34.4%増）となりました。

②営業利益

国内たばこ事業において、販売数量の減少に加え販売促進費及び原材料費の増加があるものの、海外たばこ事業において Gallaher を連結したこと等により、営業利益は前年度比985億円増益の4,305億円（前年度比29.7%増）となりました。

③経常利益

Gallaher 買収に伴い増加した借入金や社債に係る支払利息及び為替差損の増加等により、営業外損益は悪化したものの、経常利益は前年度比506億円増益の3,626億円（前年度比16.2%増）となりました。

④当期純利益

連結子会社の保有する投資有価証券の評価損の発生、成人識別自販機導入費用の増加及び海外たばこ事業における統合作業の進捗に伴う合理化費用の発生等があるものの、当期純利益は前年度比279億円増益の2,387億円（前年度比13.3%増）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけております。国内市場における総需要の減少、競合他社との競争激化により、事業環境は一層厳しさを増しております。当社といたしましては、トップライン成長に向けて、既存ブランドの必要な刷新・強化に加え、効果的な新製品の投入を行うとともに、マーケティング体制の構築を図っております。併せて、生産性の向上につきましても、不断の取り組みを行っております。

当連結会計年度においては、中核ブランドであるマイルドセブン・ファミリーを中心に新製品投入や既存ブランドの育成に注力し、ブランド価値の向上に努めました。具体的には、平成19年7月に「マイルドセブン・アクア・メンソール・スーパーライト・ボックス」を、12月にD-spec製品（当社独自の「たばこの先から立ち上るにおいを抑える」低臭気技術を活用した製品）「マイルドセブン・ディースペック・スーパーライト・ボックス」を全国で新発売するとともに、平成19年6月に発売30周年を迎えた「マイルドセブン」の

キャンペーンを引き続き実施する等、積極的な販売促進活動を行っております。

また、地域限定で発売していたD-spec製品「ピース・インフィニティ」を平成19年10月より全国拡販するとともに、平成20年2月から地域限定で「セブンスター・ライト・メンソール」を新発売いたしました。キャスター・ファミリー全9銘柄については、平成19年12月下旬よりデザインを刷新し、ブランドイメージを統一しております。

なお、新製品として、「マイルドセブン・インパクト・ワン・100's・ボックス」を平成20年5月より発売するとともに、「キャビン・ローストブレンド・100's・ボックス」、D-spec製品「キャメル・ナツティ・ライト・ボックス」を7月上旬より地域限定で発売する予定です。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、総需要の減少により、前年度に対し71億本減少し、1,677億本（注）（前年度比4.1%減）となりました。シェアについては、積極的な販売促進活動の実施や新製品の投入等により、64.9%（前年度比0.1ポイント増）となり、昭和60年の会社化以来、初のシェア反転を成し遂げました。また、千本当税抜売上高は、平成18年7月の定価改定に伴う販売単価の上昇により、前年度に対し67円増加し、4,057円となりました。

この結果、売上高は、販売数量の減少により、前年度比538億円減収の3兆3,623億円（前年度比1.6%減）、営業利益は、販売数量の減少に伴う利益の減に加え販売促進費及び原材料費の増加等により、前年度比230億円減益の2,223億円（前年度比9.4%減）となりました。

また、当連結会計年度における国内で生産した紙巻たばこの数量は、1,875億本（前年度比3.5%減）となりました。

（注）国内たばこ事業の販売数量には、当該数値の他に、国内免税市場及び当社の中国事業部管轄の中国・香港・マカオ市場の当連結会計年度における販売数量35億本があります。

[海外たばこ事業]

海外たばこ事業につきましては、トップライン成長に努め、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させております。また、JT International と Gallaher との事業統合において強力でバランスのとれたブランド・ポートフォリオを実現する等、トップラインシナジーの追求に取り組む一方、コストダウンシナジーの創出に向けた取り組みも着実に進めております。

グローバル・フラッグシップ・ブランド（以下「GFB」）については、新たに8ブランド（「ウinston」「キャメル」「マイルドセブン」「ベンソン・アンド・ヘッジス」「シルクカット」「LD」「ソブラニー」「グラマー」）を選定しております。新たなブランド・ポートフォリオの根幹を支える GFB を中心に、トップライン成長の機会を積極的に追求しております。

当連結会計年度における紙巻たばこの販売数量は、Gallaher を連結したことに加え、「ウinston」がロシア、ウクライナ、トルコ、スペインで、「キャメル」がスペイン、フランス、イタリア、ロシアで伸張したことにより、前年度に対し1,455億本増加し、3,856億本（前年度比60.6%増）となりました。なお、GFBの販売数量は、2,032億本となりました。

この結果、売上高は、前年度比1兆6,403億円増収の2兆6,399億円（前年度比164.1%増）、営業利益は、前年度比1,242億円増益の2,053億円（前年度比153.3%増）となりました。

また、当連結会計年度における海外で生産した紙巻たばこの数量は、Gallaher の連結により、3,495億本（前年度比74.3%増）となりました。

※ 当連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル=117.85円、前連結会計年度の為替レートにつきましては1 USドル=116.38円です。

[医薬事業]

医薬事業につきましては、自社における研究開発力の一層の充実・強化を進めております。開発状況としましては、糖尿病治療薬「JTT-551」の開発を中止いたしました。肥満症治療薬「JTT-553」、糖尿病治療薬「JTT-651」、C型肝炎治療薬「JTK-652」、鎮痛薬・過活動膀胱治療薬「JTS-653」、糖尿病治療薬「JTT-654」の臨床試験段階への移行により、自社開発品11品目が臨床試験の段階にあります。

また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでおります。平成19年9月には、ケリック

ス・バイオファーマシューティカルズ社と、同社が米国で第Ⅱ相臨床試験を実施中の高リン血症治療薬について、日本における独占的開発・商業化権を取得するライセンス契約を、子会社鳥居薬品㈱とともに締結いたしました。

鳥居薬品㈱につきましては、主力品である蛋白分解酵素阻害剤「注射用フサン」、肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファーゲンシー」の売上高が減少しましたが、外用副腎皮質ホルモン剤「アンテベート」及び抗HIV薬「ツルバダ錠」等が伸張したことから増収となりました。

この結果、売上高は、ピラセプトロイヤリティの減収等があったものの、平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質代謝異常治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入や、鳥居薬品㈱における増収により、前年度比36億円増収の490億円（前年度比7.9%増）となりました。利益面では、ケリックス・バイオファーマシューティカルズ社からの高リン血症治療薬の導入に伴う契約一時金を含めた研究開発費の増加等があったものの、マイルストーン収入により、営業損失は96億円（前年度は112億円の営業損失）となりました。

〔食品事業〕

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業（冷凍加工食品、ベーカリー、チルド加工食品、常温加工食品）、調味料事業の3分野に注力しております。今回の冷凍食品への農薬混入事案を重く受け止め、「食の安全」を再認識し、最高水準の安全管理体制の構築に向けた取り組みを進めるとともに、総合食品メーカーとしての基盤確立に努めております。

飲料事業におきましては、自動販売機オペレーターである子会社㈱ジャパンビバレッジを中心とした着実な拡大を図るとともに、基幹ブランドである「ルーツ」を中心に、差別化を徹底的に追求した新製品等を積極的に開発・投入いたしました。

加工食品事業におきましては、農薬混入事案の影響により2月以降の冷凍食品の販売が低迷しました。当社といたしましては、安全管理体制の大幅強化に向けた改善策を、早急かつ確実に実施し、お客様からの信頼を得ることができるよう努めてまいります。併せて、平成20年1月8日に子会社とした加ト吉グループとの事業統合を着実に進めてまいります。

調味料事業におきましては、当社独自の技術を活用した高核酸酵母エキス等の天然調味料の開発・販路拡大等を通じ、事業基盤の強化に取り組んでおります。

この結果、売上高は、加工食品事業における売上の減少があったものの、加ト吉グループの連結等により、前年度比498億円増収の3,364億円（前年度比17.4%増）となりました。一方、営業利益は、原材料費の増加及び加ト吉グループの買収に伴い発生したのれんの償却等により、前年度比60億円減益の6億円（前年度比90.1%減）となりました。

〔その他事業〕

その他事業につきましては、不動産賃料収入の増加等により、売上高は前年度比4億円増収の218億円（前年度比2.0%増）、営業利益は、前年度比11億円増益の104億円（前年度比12.0%増）となりました。

所在地別セグメントの業績は次のとおりです。

〔日本〕

当連結会計年度の日本における売上高は、平成18年7月の定価改定に伴う販売単価の上昇があったものの、国内たばこ事業における販売数量の減少により、前年度比66億円減収の3兆7,117億円（前年度比0.2%減）となりました。また、営業利益につきましては、国内たばこ事業における販売数量の減に伴う利益の減に加え、販売促進費の増加及び市況悪化に伴う原材料費の増加等により、前年度比261億円減益の2,223億円（前年度比10.5%減）となりました。

〔西欧〕

当連結会計年度の西欧における売上高は、販売単価の高いイギリス、アイルランド等において大きなシェアを持つ Gallaher の連結に伴い、前年度比1兆3,249億円増収の1兆6,787億円（前年度比374.5%増）、営業利益につきましては559億円（前年度は188億円の営業損失）となりました。

[その他]

当連結会計年度のその他の地域における売上高は、海外たばこ事業において Gallaher を連結したことに加え、ロシア、ウクライナ等において販売が好調に推移したこと等により、前年度比3,220億円増収の1兆191億円（前年度比46.2%増）、営業利益につきましては、前年度比498億円増益の1,513億円（前年度比49.1%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ9,645億円減少し、2,150億円となりました（前年度末残高1兆1,795億円）。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、1,450億円の収入（前年度は4,359億円の収入）となりました。これは、たばこ事業によるキャッシュ・フローの創出力が、Gallaher が加わることによりさらに高まった一方、金融機関の休日の影響から国内たばこ事業に係るたばこ税の支払額が、前年度は11ヶ月分、当連結会計年度は13ヶ月分となり、当連結会計年度の支払額が前年度に比べ2ヶ月分相当額多かった一時的な影響等によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、1兆6,686億円の支出（前年度は1,496億円の支出）となりました。これは、主に Gallaher 社株式及び棚加ト吉株式を取得したことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、5,190億円の収入（前年度は326億円の支出）となりました。これは、主に Gallaher 社株式取得に係る資金調達を目的として、社債の発行及び金融機関からの借入を実施したことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、国内たばこ事業、海外たばこ事業、医薬事業、食品事業、その他事業において広範囲かつ多種多様な製品の生産・販売を行っており、その品目・形式・容量・包装等は多種類であること、また主要な製品については受注生産を行っていないことから、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額及び数量で表示することはしていません。

このため生産、受注及び販売の状況については、「1. 業績等の概要」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて記載しております。

3【対処すべき課題】

当社は、長期的に目指す企業像である「価値創造ビジネスを多角的に展開するグローバル成長企業」の実現に向け、これまで推進してきた戦略を継承し、さらに発展させた、平成21年3月までの3年間についての中期経営計画「JT2008」を平成18年5月に策定いたしました。

「JT2008」では、今後想定される様々な環境変化を克服し、将来に亘る持続的な成長を実現するために「組織力、人的競争力、事業基盤の充実・強化といった、将来に向けた投資を積極的に行う」ことをテーマとしております。

国内たばこ事業につきましては、当社グループの利益創出の中核として位置づけてまいります。国内市場における総需要の減少により、競合他社との競争は今後さらに激化する見通しであり、当社といたしましては、トップライン成長に向けて、効果的な新製品の投入に加え、既存ブランドについても必要な刷新・強化を行い、ブランド・エクイティの維持・向上を図ってまいります。併せて、成長販路への活動強化、効率的・効果的な販売促進活動を行うとともに、生産性の向上にも引き続き努めてまいります。なお、成人識別機能付たばこ自動販売機の円滑な全国導入（平成20年実施）と運用に向けた取り組みを進めるとともに、たばこを吸われる方と吸われない方が協調して共存できる社会の実現に向けた取り組みも強化してまいります。

海外たばこ事業につきましては、JT International と Gallaher との統合により、当社グループの利益成長の牽引役としての役割をさらに拡大させてまいります。この実現に向けて、GFB を中心に卓越したブランドの構築及び育成、生産性の向上、成功を支える人材育成、責任ある企業活動、これらすべての活動における継続的な改善を基本戦略とし、積極的にトップライン成長の機会を追求するとともに、成長のための事業基盤の拡充を図ってまいります。

また、世界保健機関（WHO）による「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、欧州連合（EU）及びその他各国におけるたばこに対する諸規制の動きに対しましても、引き続き適切な対応を図ってまいります。

医薬事業につきましては、将来における柱事業を目指し、事業価値増大の早期実現に向け、臨床開発品の着実なステージアップと研究開発パイプラインの充実に努めてまいります。また、導出・導入機会の戦略的な探索にも引き続き取り組んでまいります。

食品事業につきましては、当社グループの柱事業として、飲料事業、加工食品事業（冷凍加工食品、ベーカリー、チルド加工食品、常温加工食品）、調味料事業の3分野に注力し、自主検査体制の充実や外部専門家の知見活用をはじめとして、最高水準の安全管理体制の構築に向けた取り組みを進めるとともに、総合食品メーカーとしての基盤確立に努めてまいります。併せて、加ト吉グループとの事業統合を着実に進め、さらなる事業量の拡大及び収益力の強化を図ってまいります。

また、海外たばこ事業、食品事業を中心とした外部資源の獲得による成長機会も積極的に探索してまいります。

環境保全活動や社会貢献活動につきましても、当社グループが事業活動を行うすべての国や地域において、事業活動と環境との「調和」、及び、社会と共生する「良き企業市民」を目指す観点から、環境負荷低減、地域貢献活動、植林／森林保全活動、青少年育成活動等に積極的に取り組んでまいります。

配当につきましては、中期経営計画「JT2008」において、当面、連結配当性向20%を目指すこととしておりますが、この連結配当性向の算定の基礎となる連結純利益からは、のれんの償却影響を除いた上で、連結配当性向20%の達成に努めます。引き続き、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、さらなる配当水準の向上に努めてまいります。なお、内部留保資金につきましては、その使途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得に充当するとともに、有利子負債の圧縮、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得等に備え充実に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、別段の表示が無い限り、当該事項は当連結会計年度末において判断したものです。

(1) 当社グループの事業及び収益構造並びに経営方針に係る事項

①国内たばこ事業への依存度について

現状においては、当社グループの主要な事業セグメントは国内たばこ事業であり、当社グループの売上高及び営業利益に相当程度貢献しております。当連結会計年度における国内たばこ事業の売上高（当社が国内で製造販売したもの（ライセンスに基づくものを含む）、当社グループ会社が国内で卸売販売したもの（競合他社製品で利益率の低い製品を含む）及び当社が中国・香港・マカオ市場で販売したものの合計を指します。）は、当社グループの売上高の52.5%、営業利益の51.6%を占めております。当社グループの国内たばこ事業が何らかの悪影響を受けた場合は、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります（詳細については、下記(2)をご参照ください。）。

②事業拡大について

当社グループは、医薬事業、食品事業が将来において業績に貢献するものと考えており、これらの事業に対する投資を行う予定ですが、かかる投資が期待されるリターンをもたらすという保証はありません。

当社グループは、海外たばこ事業における RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収及び食品事業における備加ト吉の買収をはじめとして、事業の拡大に向け、積極的に外部の経営資源を獲得してまいりました。当社グループは、事業基盤をさらに強化するために、他企業の買収、他企業への出資、他企業との提携及び協体制構築等の検討を行い、その結果、将来の当社グループの業績に貢献すると判断した場合には、これらを実行することもあり得ます。しかしながら、これらの実行の結果、当社グループの期待する成果が得られない場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、買収に伴い発生した相当額ののれんを連結貸借対照表に計上しており、海外たばこ事業におけるのれんの金額は、当連結会計年度末時点において、連結総資産の40.2%を占めることとなりました。当社グループは、当該のれんにつきまして、それぞれの事業価値及び事業統合による将来のシナジー効果が発揮された結果得られる将来の収益力を適切に反映したものと考えておりますが、事業環境や競合状況の変化等により期待する成果が得られない場合、減損損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

さらに、海外における事業については、為替変動、法令や規則の変更、政情不安、経済動向の不確実性、現地における労使関係、税制・関税等の変更、商慣習の相違その他のリスクに直面する可能性があります。

③外国為替の変動による影響について

i 為替換算リスク

当社は円表示で連結財務諸表を作成しておりますが、海外の当社グループ会社は日本円以外の外国通貨で財務諸表を作成しております。従って、海外の当社グループ会社の売上高、営業損益及び純損益は、当社の連結財務諸表の作成時において日本円に換算され、円表示で当社の連結損益計算書に記載されることになるため、当該当社グループ会社が決算に使用する外国通貨の日本円に対する為替の変動による影響を受けることとなります。この為替換算リスクは特に当社の連結損益計算書における JT International Holding B.V.（当社のオランダにおける連結子会社、以下「JTIH」）の寄与分につき重大な影響を与える可能性があります。JTIH が決算に使用する通貨は米国ドルですが、同社は世界各国に存在する連結子会社又は関連会社を通じて経営を行っており、それらの幾つかは米国ドル以外の通貨により決算を行っております。その結果、当該為替換算リスクには日本円と米国ドルの間の為替変動だけでなく、JTIH が連結決算に使用する通貨である米国ドルと、同社の連結子会社又は関連会社が決算に使用するその他の通貨の間の為替変動も含むこととなります。

また、当社が外貨建てで株式等を取得した海外の当社グループ会社について清算、売却、重大な価値の減額等の事由が発生した場合、当社の連結財務諸表において当該会社に対する投資の損益が計上され、かかる損益は当該株式等の取得に使用した外国通貨と日本円の間での為替変動の影響を受けます。

ii 外貨取引リスク

当社グループの国際取引の相当程度は日本円以外の通貨でなされており、当社及び当社グループ会社の所在する国の現地通貨により当該取引が行われる場合を除き、かかる取引は外国為替の影響を受けます。当社グループは取引による為替リスクの一部をヘッジしておりますが、かかるヘッジにより当社グループの為替リスクを完全に回避することはできず、為替の動向が当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業に係る事項

①たばこ需要の減少について

国内たばこ市場における紙巻たばこの総需要は、高齢化の進展、喫煙と健康に関する意識の高まり、喫煙をめぐる規制の強化等を背景に、減少傾向が続いており、当社はかかる減少傾向は継続するものと予測しております。海外たばこ市場においても需要の動向は地域によって変動はあるものの、経済環境、地域状況等により減少する可能性があります。

国内又は海外においてたばこ需要が減少した場合、当社グループの国内たばこ事業、海外たばこ事業における売上高が減少し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②競合他社との競争について

当社グループは、国内外のたばこ市場においてフィリップモリス・インターナショナル社及びブリティッシュアメリカンタバコ社といった競合他社と熾烈な競争を行っております。

国内のたばこ市場においては、昭和60年の製造たばこの輸入に関する規制の自由化及び昭和62年の輸入紙巻たばこの関税の無税化以降、喫煙者の嗜好の多様化、競合他社の積極的な販売促進活動等により、競合他社との競争は著しく高まってきております。

海外のたばこ市場においては、当社グループは主として RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業の買収、Gallaher の買収を通じて当社グループの事業の拡大を行いました。これら買収の結果として、海外の市場において、当社グループはフィリップモリス・インターナショナル社やブリティッシュアメリカンタバコ社のようなグローバルにたばこ事業を展開する企業及びそれぞれの地域において強みを持つ企業との間で、より広範囲にわたって競合関係にあります。

国内及び海外のたばこ市場におけるシェアは、当社グループ及び他社の新製品の投入及びそれらに伴う特別の販売促進活動等の一時的要因によって短期的に変動することがあるほか、競合、価格戦略、喫煙者の嗜好の変化、ブランド力又は各市場における経済情勢その他の多数の要因に影響されて変動いたします。当社グループがこれらの諸要因によりたばこ市場におけるシェアを低下させた場合、又は市場シェアの減少に対抗すべく採用した施策（費用の増加を含む）によっては、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③外国産葉たばこの価格変動について

当社は、国内において製造する製造たばこの原料として、外国産葉たばこを約6割使用しており、一方、当社グループが海外において製造する製造たばこの原料については、現時点において外国産葉たばこを使用しております。外国産葉たばこの価格の変動は、競合他社とともに当社グループの営業利益にも直接的な影響を与えます（国内産葉たばこの買入れ等については、下記(4)②をご参照ください。）。

④たばこに課せられる税金について

国内において製造され又は販売される製造たばこには、たばこの本数を基準とする国たばこ税、地方たばこ税及びたばこ特別税並びに価格を基準とする消費税等が課せられます。また、政府はその予算審議において毎年租税政策を見直しております（詳細については、下記(4)③iiiをご参照ください。）。海外においても、製造たばこは課税対象であり、その課税の対象・根拠・課税標準等は地域によって異なっております。

当社は国内及び海外においてたばこに課せられる税又はその税率等に関する増加又は変更を予測することはできません。

国内又は海外におけるたばこに課せられる税金の増税は、これに対応してたばこの小売定価の値上げを行えば、たばこ需要の減退や低価格製品への需要の移行を促す可能性があり、かかる値上げを行わなければ、国内たばこ事業、海外たばこ事業の収益構造の悪化をもたらす、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤国内及び海外における製造たばこに対する規制について

たばこ事業法、関連法令及び業界自主規準は国内における製造たばこの販売及び販売促進活動に関する規制を設けており、この規制には広告活動や製造たばこの包装に製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促す文言を表示することも含まれております。平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言等の見直しが行われ、平成17年7月以降、全ての国内向け製造たばこが改正後の規則に従って販売されております。また、財務大臣は、たばこ事業法に基づき、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を示しており、同指針は平成16年3月、より厳格な内容に改正されました（詳細については、下記(4)③iの脚注2をご参照ください。）。社団法人日本たばこ協会も広告及び販売促進活動等に関する自主規準を設けており、当社を含む会員各社は、これを遵守しております。さらに、近年、国内においてレストランやオフィスビルを含む公共の場所等における喫煙が制限されるケースが増加してきましたが、受動喫煙防止に関する努力義務を規定した健康増進法や「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の見直し等により、こうした動向はさらに加速してきております。当社はこのような規制は今後も増加していくものと予測しております。

当社グループが製造たばこを販売している海外市場でも、製造たばこの販売活動、マーケティング及び喫煙に関する規制が増加する傾向にあります。例えば、欧州連合（EU）による製造たばこに関する指令が平成13年7月に公布され、この指令はEU加盟国にタール、ニコチン、一酸化炭素の量、個装及び外包に記載される警告表示、個装に記載される成分、並びに「マイルド」、「ライト」等の形容的表示に関し、EU加盟国の法律、規則及び行政規定をEU全体で調和することを求めています。また、世界保健機関（WHO）において喫煙の広がりへの継続的かつ実質的な抑制を目的とする「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成15年5月に開催された第56回世界保健総会にて採択され、平成17年2月に発効しました。なお、日本政府は平成16年6月に当該条約を受諾しています。当該条約には、たばこ需要減少のための価格及び課税措置についての条項、たばこ需要減少のための非価格措置についての条項（具体的内容として、たばこ製品の包装及び表示に関する規制、たばこの広告、販売促進及びスポンサーシップに関する規制等について規定されています。）、たばこの供給削減に関する措置についての条項（具体的内容として、未成年者へのたばこの販売の禁止等について規定されています。）等が含まれております。この条約の各締約国においては、たばこ規制戦略、計画及びプログラムを策定し、実施し、定期的に更新し、再検討することが、条約上の一般的義務とされていますが、当該国における具体的規制の内容・範囲・方法等は各国の法制化の内容によって最終的に定まることとなり、必ずしも一義的ではありません。また、上記の他に、喫煙についての公的又は公的でない制限も多く海外市場で一般に広がっております。

将来における販売活動、マーケティング及び喫煙に関する法律、規則及び業界のガイドラインの正確な内容を予測することはできませんが、当社は当社グループが製品を販売する国内又は海外において上記のような規制又は新たな規制（地方自治体による規制を含む）が広がっていくものと予測しております。

当社グループとしては、たばこに関する適切かつ合理的な規制については支持する姿勢ではありますが、上記のようなたばこに関する規制の強化は、たばこに対する需要の減少や、新たな規制に対応するための費用等の要因を通じて、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の禁止

平成13年7月に公布された上記EUの製造たばこに関する指令では、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示の使用を禁止する規制を実施するよう加盟国に要求しております。その後、加盟国による規制の法制化が進んだことから、当社グループはEU域内における「マイルドセブン」ブランド製品の販売を中止し、その他のたばこ製品につきましては「マイルド」、「ライト」等の禁止された表示を含まないものへの変更を行っております。

また、WHOの「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においても、「マイルド」、「ライト」等の形容的表示を規制する条項があります。この条項においては、条約発効後3年以内に、締約国はその国内法に従い、特定のたばこ製品が他のたばこ製品より有害性が少ないとの誤った印象を与える用語等（これらには「マイルド」、「ライト」等といった用語を含めることができます。）を含む、たばこ製品の特徴等に誤った印象を与え得る方法により、たばこ製品の販売を促進しないよう、効果的な措置を採択及び実施するものとされております。

各国が行う立法の内容によっては、EU域内以外の市場においても上記のEUの製造たばこに関する指令の場合と同様の事態が発生する可能性があり、かかる場合には、「マイルドセブン」ブランド製品に匹敵又は相

応する新たなブランドを構築するのに多額の費用と時間を要するのみならず、その結果としてこれらと同様の価値と訴求力を有するブランドを構築できる保証はなく、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本国内においては、平成15年11月のたばこ事業法施行規則改正により、全ての国内向け製造たばこについて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、平成17年7月以降、所要の措置を講じております。当社グループは、上記規則に従って今後とも「マイルド」、「ライト」等の用語を国内で使用する予定です（詳細については、下記(4)③ i の脚注2をご参照ください。）。

⑦訴訟等について

i 国内及び海外における喫煙と健康問題関連の訴訟について

当社グループは、国内及び海外において、喫煙と健康の問題に関連する訴訟の被告となっております。日本においては当社を被告とする訴訟が、当連結会計年度末において2件係属中です（東京地方裁判所と横浜地方裁判所にそれぞれ係属中。）。

海外における喫煙健康問題関連訴訟については、政府機関による医療費返還訴訟及び個人又は集団による損害賠償請求訴訟があり、当社グループを被告とする訴訟、又は当社が RJR ナビスコ社の米国外の全たばこ事業を買収したことに伴い当社が責任を負担するものを合せて、当連結会計年度末において17件存在しております。

なお、上記の喫煙健康問題関連訴訟には、カナダにおいて当社グループを含むたばこメーカーに対して提起された、ブリテッシュ・コロンビア州政府による医療費返還請求訴訟、2件の集団訴訟（ケベック州）が含まれております。ブリテッシュ・コロンビア州政府の医療費返還請求訴訟では、当該請求の根拠である州法

“Tobacco Damages and Health Care Recovery Costs Act” についてカナダ連邦最高裁判所が合憲の判決を下し、平成20年3月にはニューブランズウィック州が同様の訴訟を提起しておりますが、いずれの訴訟においても実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。また、ケベック州の2件の集団訴訟では、第一審において原告の集団適格が認められましたが、これらの訴訟も実質審理が開始されておらず、当社グループ等の責任について実質的な判断がなされたものではありません。当社グループとしては、これらに適時適切に対処していく所存です。

当社は、将来においてもさらにこのような喫煙と健康問題関連の訴訟が提起される可能性があるものと考えております。

当社は係争中の又は将来の訴訟がどのような結果になるのか予測することはできませんが、これらの訴訟が当社グループにとって望ましくない結果になった場合、賠償責任を負うこと等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、これらの訴訟の結果にかかわらず、訴訟に関する批判的報道その他により、喫煙に対する社会の許容度の低下、喫煙と健康に対する関心の高まり、喫煙に対する公的な規制が強化されること、当社グループに対する多くの類似の訴訟が提起されること、かかる訴訟の対応及び費用の負担を強いられること等により、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

ii その他

たばこ製品については密輸及び偽造が広範囲にわたり行われており、たばこ業界全体が直面している主要な問題の一つとなっているところでは、これに関し、カナダ政府がカナダへのたばこの密輸に関連して被ったと主張する損害の賠償を求めて当社及び当社グループ会社等を被告として提訴した訴訟や、カナダのケベック州税庁が、たばこ密輸に関連して当社グループ会社に対し、たばこ税及び加算税の課税通知を行い、当該課税通知に対して当社グループ会社が課税処分の無効確認を求めて提起した訴訟があります。これらの訴訟については、平成11年における当社と RJR ナビスコ社との買収時の契約に基づき、当社グループが何らかの損害及び費用を負担した場合には、売り手側である RJR ナビスコ社（現レイノルズアメリカン社他）に求償できる権利があると考えています。

当社グループとしては、密輸等の不正取引に関与しておらず、密輸に関連するとされる訴訟において、今後とも適切に対処してまいります。

なお、たばこ製品の密輸及び偽造の問題に関し、平成19年12月、当社グループ会社と EU 及び加盟国との間で、欧州におけるたばこの密輸や偽造の問題を解決するための協力契約を締結いたしました。これまでも、当社グループとしてその対策に取り組んで参りましたが、これまでの取り組みに加え、EU 及びその加盟国との間でより効率的かつ建設的な密輸品・偽造品対策のための体制が構築され、密輸品・偽造品から当社グループ

商品のブランド価値を保全することができるものと考えております。この協力契約に基づき、EU 及び加盟国における密輸品・偽造品対策に係る取り組みを支援するために、契約締結時から15年間にわたって、当初5年間は毎年50百万米ドル（5,629百万円）、以降10年間は毎年15百万米ドル（1,688百万円）の資金を拠出することとしております。併せて、EU 及び加盟国との間で本件合意以前の事項に係る民事上の請求を相互に提起しないことを両者の間で合意しております。当社グループとしては、引き続き密輸品・偽造品撲滅に向けて積極的に取り組んでまいります。

さらに、密輸に関連するものではありませんが、ロシアの税務当局から課税通知を受けた当社グループ会社が当該課税通知の無効を裁判所に訴えている訴訟もあります。

また、英国公正取引庁（Office of Fair Trading）から、「Statement of Objections（違反行為告知書）」が発出され、当社グループ会社が当社による買収以前に、英国競争法違反をしていた疑いがあるとの指摘を受けたものもあります。今後、当社及び当社グループ会社としては、英国競争法の定めるところにより、「Statement of Objections」にて指摘された内容等を十分に精査検討した上で、本件に対して適切に対処していく所存です。

以上のとおり、喫煙と健康問題関連の訴訟以外にも、当社グループにとって望ましくない結果になった場合に当社グループの業績又は製造たばこの製造、販売、輸出入等に悪影響を及ぼす可能性のある訴訟等が、当社グループを当事者として係属しており、また、今後も係属する可能性があります。

(3) たばこ事業以外の事業に係る事項

①医薬事業に係る事項

当社グループの医薬事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができないリスク（なお当社はこれまで独自に創製した医薬品を上市したことはありません。）
- ・医薬品の研究開発に長期の時間及び多大な研究開発費を要するリスク
- ・当社グループが研究開発中の臨床開発品目につき、当社グループ若しくは当社グループの共同開発先・導出先（ライセンサー）等が存在する場合はそれらの判断により、又は何らかの内部的若しくは外的要因により、研究開発を中止することとなるリスク
- ・当社グループが事業上価値のある医薬品を研究開発又は発売することができたとしても、研究開発費用がその医薬品から生じる売上高を上回るリスク
- ・当社グループが特定の医薬品に依存するリスク
- ・当社グループが医薬品を効率的かつ大量に製造することができないリスク
- ・当社グループの医薬品が事業上成功したとしても国内及び海外の競合他社の製品や政府による価格の引き下げ指示等によってその成功が覆されるリスク
- ・他社の開発医薬品のライセンス及び販売に依存するリスク
- ・重要な原材料の一部を特定の外部の供給元に依存するリスク
- ・当社グループの医薬品の品質又は情報提供に何らかの問題が生じた場合に製造物責任等の請求を受けるリスク及び販売中止になるリスク
- ・特許その他の知的財産権に関する訴訟等により業績が影響を受けるリスク
- ・研究開発段階から新薬発売後まで広範な規制を受けるリスク
- ・研究開発又は販売における提携先の努力に一部依存するリスク
- ・放射性物質その他の危険物の使用又は管理に関し、当該危険物が環境を害する等の社会的又は法的問題が発生するリスク

②食品事業に係る事項

当社グループの食品事業に係る様々なリスクには下記のものが含まれます。

- ・当社グループの開発する食品製品が消費者の嗜好に合致せず、また、商品寿命が短期で終了するリスク
- ・食品製品の原材料価格の変動（為替変動によるものを含む）により当社グループの損益が変動するリスク
- ・食品製品の売上が天候の影響を受けるリスク
- ・食品製品の調達、製造、販売等について国内及び海外の規制を受けるリスク（規制に対応するための諸コストの増加のリスクを含む）
- ・当社グループが当社グループよりも広い販売網、優れた開発能力又は豊富な経験を有する他の大規模な製造

者に対抗することができないリスク

- ・当社グループが効率的なマーケティングを行えないリスク
- ・当社グループが、効率的、安定的かつ効果的な方法で食品製品を自ら製造し又は外部に製造委託できないリスク
- ・当社グループが飲料製品の製造の大部分を国内の外部委託先に製造委託し、これらに依存しているリスク
- ・当社グループの食品製品の品質に何らかの問題が生じた場合に、製造物責任等の請求を受ける、又は当該製品及び当社グループのブランド・イメージが損われるリスク

(4) 上記以外に、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

①日本国政府及び財務大臣との関係等について

日本国政府は日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）に基づいて、当社の成立のときに政府に無償譲渡された当社の株式の総数の2分の1以上に当たり、かつ、当社の発行済株式総数の3分の1を超える株式を保有し続けることとされており、当連結会計年度末において、当社の発行済株式総数の50.02%を保有しております。

また、財務大臣はJT法及びたばこ事業法に従い、当社を監督する権限等を有しております。なお、JT法上、当社の営む事業の範囲は、「製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業及びこれに附随する事業のほか、当社の目的を達成するために必要な事業」とされており、かつ、「当社の目的を達成するために必要な事業」については財務大臣の認可を受ける必要があります。したがって、現在認可を受けている事業の範囲を超えて新たな事業を営もうとする際には、財務大臣の認可が必要になります（詳細については、下記③iiをご参照ください。）。

②葉たばこの買入れ等について

当社の国内産葉たばこの買入れについては、たばこ事業法に基づき、国内の耕作者と毎年たばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結し、当社は、この契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れる義務があります。当社がこの契約を締結しようとするときは、耕作総面積及び葉たばこの価格について、国内の耕作者を代表する者及び学識経験のある者のうちから財務大臣の認可を受けた委員で構成される「葉たばこ審議会」の意見を尊重することとされています（詳細については、下記③iをご参照ください。）。他の多くの国内農産物と同様に国内産葉たばこの生産費は外国産葉たばこの生産費に比して高いため、国内産葉たばこ（再乾燥前）の買入価格も、外国産葉たばこ（再乾燥済み）に対し約4倍割高となっております。

③提出会社の事業に係る法律関連事項等

i たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）

	内容
1. 目的	この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。（第1条）
2. 原料用国内産葉たばこの生産及び買入れ	<p>(1) 日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）は、国内産の葉たばこの買入れを行おうとする場合は、あらかじめ、会社に売り渡す目的をもってたばこを耕作しようとする者（以下「耕作者」という。）とたばこの種類別の耕作面積並びに葉たばこの種類別及び品位別の価格を定めた葉たばこの買入れに関する契約を締結するものとする。（第3条）</p> <p>(2) 会社は、契約に基づいて生産された葉たばこについては、製造たばこの原料の用に適さないものを除き、すべて買入れるものとする。</p> <p>(3) 会社は、契約を締結しようとするときは、たばこの種類別の耕作総面積及び葉たばこの価格について、あらかじめ、会社に置かれる葉たばこ審議会に諮り、その意見を尊重するものとする。（第4条及び第7条）</p> <p>(4) 葉たばこ審議会は、葉たばこの価格について、生産費及び物価その他の経済事情を参酌し、葉たばこの再生産を確保することを旨として審議するものとする。</p> <p>(5) 会社は、たばこの種類別の耕作総面積の地域別の内訳をたばこ耕作組合中央会（以下「中央会」という。）の意見を聴いて定め、その範囲内において耕作者と契約を締結するものとする。（第5条）</p> <p>(6) たばこ耕作組合の組合員である耕作者が中央会に対し葉たばこの価格等の基本的事項の約定を委託したときは、会社は、中央会と当該基本的事項を約定するものとするとともに、当該約定は、会社と当該耕作者との間で締結される契約の一部とみなす。（第6条）</p>
3. 製造たばこの製造	<p>(1) 製造たばこは、会社でなければ製造してはならない。（第8条）</p> <p>(2) 会社は、その製造する製造たばこの品目別倉出価格の最高額について、財務大臣の認可を受けなければならない。（第9条）</p> <p>(3) 会社は、製造たばこに係る地域的な需給状況を勘案して、その円滑な供給を図るよう努めるものとする。（第10条）</p>
4. 製造たばこの販売	<p>(1) 自ら輸入した製造たばこの販売を業として行おうとする者は、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者（以下「特定販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第11条～第19条）</p> <p>(2) 製造たばこの卸売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の登録を受けなければならないものとし、当該登録及び当該登録を受けた者に関し、必要な規定が設けられている。（第20条及び第21条）</p> <p>(3) 製造たばこの小売販売を業として行おうとする者は、当分の間、財務大臣の許可を受けなければならないものとし、当該許可及び当該許可を受けた者（以下「小売販売業者」という。）に関し、必要な規定が設けられている。（第22条～第32条）</p> <p>(4) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入する製造たばこを販売しようとするときは、当分の間、その品目毎の小売定価を定め、財務大臣の認可を受け、また、これを変更しようとするときも同様に認可を受けなければならないものとし、これらの認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認めるとき等を除き認可しなければならないとする等、当該認可に関し、必要な規定が設けられている。（第33条～第35条）</p> <p>(5) 小売販売業者は、財務大臣の認可に係る小売定価によらなければ、製造たばこを販売してはならない。（第36条）</p>

	内容
5. その他	<p>(1) 会社又は特定販売業者は、その製造し、又は輸入した製造たばこを販売する時までに、消費者に対し製造たばこの消費と健康の関係に関して注意を促すための財務省令で定める文言を表示しなければならない。（第39条）</p> <p>(2) 製造たばこに係る広告を行う者は、未成年者の喫煙防止等に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならないものとし、財務大臣は、広告を行う者に対し、必要な措置を行うことができる。（第40条）</p>

(注) 1. いわゆる定価制度を当分の間維持するとは、明治37年以来、定価制がとられ、一定の流通秩序が形成され、定着してきていることから、これを一挙に廃止した場合の流通秩序の混乱を避けるための措置であると承知しております。

なお、たばこはいわゆる公共財・サービスとは異なる嗜好品であり、輸入自由化等に伴い完全に自由化された流通市場におきましては、会社も特定販売業者も各々が独自の経営判断に基づいて、財務大臣に対する申請価格を定めております。

また、小売定価の認可に関し、財務省からは、次のような考え方が示されております。

「たばこの小売定価については、たばこ事業法において、小売定価の認可の申請があった場合には、財務大臣は、消費者の利益を不当に害することとなると認められるとき、又は倉出価格（国産品）若しくは輸入価格（輸入品）に照らして不当に低いと認められるときには例外的に認可しないことができるとされており、このような場合でない限り認可しなければならないとされ、このたばこ事業法の趣旨に基づき認可を行っているところである。」

2. 平成15年11月、たばこ事業法施行規則が改正され、製造たばこの包装に表示するたばこの消費と健康に関する注意文言の見直しが行われました。改正された同施行規則では、注意文言は、直接喫煙（肺がん、心筋梗塞、脳卒中及び肺気腫）に関する4種類の文言と、妊婦と喫煙、受動喫煙、喫煙への依存及び未成年者の喫煙に関する4種類の文言の計8種類の文言とすること、直接喫煙に関する4種類の文言とそれ以外の4種類の文言のうち、それぞれ1つ以上を選び、たばこ包装の「主要な面」に一つずつ表示し、これらの文言が年間を通じて品目及び包装ごとに概ね均等に表示されるようにすること、これらの文言の表示場所については、それぞれ「主要な面」の面積の30%以上を占める部分とすること等が規定されています。

加えて、「マイルド」、「ライト」等の用語を使用する場合には、消費者にたばこの消費と健康との関係に関して誤解を生じさせないため、それらの用語は健康に及ぼす影響が他のたばここと比べて小さいことを意味するものではない旨を明らかにする文言をそれらの用語を使用しているたばこの包装に表示しなければならないとの規定が設けられています。平成17年7月1日から、製造たばこの販売に際しては、これらの規定に従っております。

また、平成16年3月、財務省は、「製造たばこに係る広告を行う際の指針」を改正しました。改正後の同指針は、屋外におけるたばこ製品の広告（ポスター・看板等）は原則として行わないこととするほか、たばこ広告に記載される注意文言の表示及び内容に関する事項を含んでいます。

ii 日本たばこ産業株式会社法（昭和59年8月10日法律第69号）

	内容
1. 会社の目的	日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を営営することを目的とする株式会社とする。（第1条）
2. 株式	<p>政府は、常時、日本たばこ産業株式会社（以下「会社」という。）の成立の時に政府に無償譲渡された会社の株式の総数の2分の1以上に当たる株式を保有していなければならない。（第2条第1項）</p> <p>前項に規定する株式については、株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率（2以上の段階にわたる分割又は併合があった場合は、全段階の比率の積に相当する比率）を乗じて得た数をもって、その株式の数とする。（第2条第2項）</p> <p>政府が前2項の規定により保有する株式は、会社の発行済株式の総数の3分の1を超えるものでなければならない。（第2条第3項）</p> <p>会社が発行する株式若しくは新株予約権を引き受ける者の募集をしようとする場合、又は株式交換に際して株式（自己株式を除く。）、新株予約権（自己新株予約権を除く。）若しくは新株予約権付社債（自己新株予約権付社債を除く。）を交付しようとする場合には、財務大臣の認可を受けなければならない。（第2条第4項）</p> <p>政府の保有する会社の株式の処分は、その年度の予算をもって国会の議決を経た限度数の範囲内でなければならない。（第3条）</p>
3. 事業の範囲	<p>会社は、上記1に記載の目的を達成するため、次の事業を営むものとする。</p> <p>(1) 製造たばこの製造、販売及び輸入の事業</p> <p>(2) 前号の事業に附帯する事業</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な事業</p> <p>なお、会社は上記(3)に掲げる事業を営もうとするときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第5条）</p>
4. 監督	<p>(1) 会社の取締役、執行役及び監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。（第7条）</p> <p>(2) 会社の定款の変更、剰余金の処分（損失の処理を除く。）、合併、分割又は解散の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。（第8条）</p> <p>(3) 会社は、毎事業年度の開始前に事業計画を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（第9条）</p> <p>(4) 会社は、毎事業年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を財務大臣に提出しなければならない。（第10条）</p> <p>(5) 会社は、製造工場及びこれに準ずる重要な財産を譲渡しようとする等のときは、財務大臣の認可を受けなければならない。（第11条）</p> <p>(6) 財務大臣は、この法律及びたばこ事業法の定めるところに従い会社を監督するものとし、これらの法律を施行するため、必要な措置をとることができる。（第12条及び第13条）</p>

iii たばこ税に係る法律（たばこ特別税を含む）

	内容			
	国たばこ税	たばこ特別税	地方たばこ税	
1. 税目（注） 1.	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税 （都に準用）	市町村たばこ税 （特別区に準用）
2. 納税義務者（注） 2.	製造たばこの製造者又は製造たばこを保税地域から引き取る者		製造たばこを小売販売業者に売り渡す製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	
3. 課税標準（注） 3.	製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）		小売業者への売渡しに係る製造たばこの本数（紙巻たばこ以外は所定の本数換算）	
4. 税率（注） 4.	千本につき3,552円	千本につき820円	千本につき1,074円	千本につき3,298円
旧三級品 （注） 5.	千本につき1,686円	千本につき389円	千本につき511円	千本につき1,564円
5. 申告納付（注） 6.	製造たばこの製造者については毎月分を移出した月の翌月末日までに申告納付し、保税地域から引き取る者については引き取る時までに申告納付		道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該道府県に申告納付	市町村の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る売渡しについて、毎月分を当該売渡しを行なった月の翌月末日までに当該市町村に申告納付

（注） 1. たばこ税法第3条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第4条並びに地方税法第1条第2項、第4条及び第5条

2. たばこ税法第4条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第5条並びに地方税法第74条の2第1項及び第465条第1項

3. たばこ税法第10条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第7条並びに地方税法第74条の4及び第467条

4. たばこ税法第11条第1項、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第1項、地方税法第74条の5及び第468条

5. たばこ税法附則第2条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第8条第2項、地方税法附則第12条の2及び附則第30条の2

6. たばこ税法第17条～第20条、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第12条並びに地方税法第74条の10及び第473条

7. 「4. 税率」に関して

旧三級品とは昭和60年4月1日に廃止された製造たばこ定価法に規定する紙巻たばこ三級品であった製造たばこで、同法廃止の時に品目と同一のものをいいますが、当分の間、上記の税率が適用されることとされております。

8. (i) 高負担の個別物品税が課せられているたばこに係る税制については、一般的には、各年度の政府の予算編成の中で税制改正の一環として検討が行なわれ、税制の改正を行なおうとする場合には、税制調査会等の審議を通じて政府としての方針決定後、立法府での審議・議決を経て決定されることとなります。なお、政府としての方針が決定されるに当たっては、国たばこ税については、税制改正大綱が閣議に報告された後、税制改正要綱として閣議決定された上で、法律案が確定され、また、地方たばこ税については、予算編成における地方財政対策の策定の中で方針が決定された後、法律案が確定されます。

(ii) 昭和60年4月の専売納付金制度からたばこ消費税制度に移行後、たばこに係る税制改正は、次頁のとおりです。

[たばこ税制をめぐる主な動きと当社の対応]

年月	項目	内容	当社の対応
昭和61年5月	昭和61年度税制改正	1,000本当たり900円に相当する増税が行われました。	増税額相当分の定価改定を行いました。
平成元年4月	平成元年度税制改正	消費税導入に伴い、たばこ消費税の名称をたばこ税に改めるとともに、課税方式が従量税に一本化されました。	基本的に定価改定の必要はありませんでした。
平成9年4月	平成9年度税制改正	[地方税法改正] 地方たばこ税について道府県たばこ税から市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
		[消費税法改正] 消費税率が3%から5%へ改定されました。	全体として消費税率改定分に相当する定価改定となるよう、一部銘柄について1箱10円の値上げを行いました。
平成10年12月	平成10年度税制改正	一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律が制定され、たばこ特別税が導入されました。	基本的に1本1円の値上げを行いました。
平成11年5月	平成11年度税制改正	[租税特別措置法及び地方税法改正] たばこ税から道府県たばこ税、市町村たばこ税への税源移譲が行われました。	定価改定の必要はありませんでした。
平成15年7月	平成15年度税制改正	所得税法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり820円の増税が行われました。	概ね1本1円程度の値上げを行いました。
平成18年7月	平成18年度税制改正	所得税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法等の一部を改正する法律が制定され、1,000本当たり852円の増税が行われました。	全銘柄について増税額相当分を価格転嫁するとともに、一部銘柄については、増税額相当分以上の値上げを行いました。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

研究開発活動は、主として当社のたばこ中央研究所、医薬総合研究所等で推進しており、研究開発スタッフは約720名で行っております。

当連結会計年度における当社グループ全体の研究開発費は、451億円となっており、事業の種類別セグメントの研究目的、研究開発費等は次のとおりです。

なお、上記研究開発費には、当社コーポレート部門で行っている各セグメントに属さない基礎研究（植物バイオテクノロジー関連の研究等）に係る研究開発費6億円を含んでおります。

(1) 国内及び海外たばこ事業

当社グループの研究開発機能最適化の観点から、主として当社が担い、当社のたばこ中央研究所、葉たばこ研究所を中心に、お客様のニーズにマッチした新製品開発を意欲的に推進するとともに、葉たばこ生産から原料加工、香料、材料、製造工程に至るまで、幅広く技術開発を進め、商品価値向上とコスト低減に努めております。

国内たばこ事業に係る研究開発費は159億円、海外たばこ事業に係る研究開発費は33億円です。

(2) 医薬事業

国際的に通用する特色ある研究開発主導型事業の構築を目指し、主に糖・脂質代謝、ウイルス、免疫・炎症、骨の領域で医薬品の研究開発を行っており、当社の医薬総合研究所を中心に、研究開発を進めております。

開発状況としては、自社開発品11品目が臨床試験の段階にあります。

当該事業に係る研究開発費は244億円です。

(3) 食品事業

当社の食品開発センターを中心として、お客様のニーズ及び飲食シーンに応じた清涼飲料水、加工食品、調味料の開発を行っております。

当該事業に係る研究開発費は7億円です。

7【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、有価証券の減損、たな卸資産の評価、減価償却資産の耐用年数の設定、退職給付債務及び年金資産の認識、繰延税金資産の計上、偶発債務の認識等の重要な会計方針に関する見積り及び判断を行っております。当社の経営陣は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づき、見積り及び判断を行い、それらに対して継続して評価を行っております。また、実際の結果は、見積りによる不確実性があるため、これらのお見積りと異なる場合があります。

なお、当社グループが行っている会計上の見積りのうち、特に重要なものとしては、次のものがあります。退職給付引当金については、算出の前提条件の主なものである割引率は債券の利回りを基に、期待運用収益率は年金資産の運用実績等を踏まえて決定しており、共済年金給付負担に係る債務額については、受給者の各年毎の状況等を基に割引率を決定しております。繰延税金資産については、実現可能性のある継続的な税務計画を考慮した将来の課税所得の見積額を基に、回収可能性を検討した上で計上しております。海外の連結子会社で発生したのれんについては、将来のキャッシュ・フローに基づく公正価値を見積り、減損の有無を判定しております。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

①売上高

売上高は、6兆4,097億円（前年度比34.4%増）となりました。事業の種類別セグメントの売上高は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

販売数量の減少により、売上高は、3兆3,623億円（前年度比1.6%減）となりました。

〔海外たばこ事業〕

Gallaher の連結等により、売上高は、2兆6,399億円（前年度比164.1%増）となりました。

〔医薬事業〕

ビラセプトロイヤリティの減収等があったものの、平成16年10月にロシュ社へ導出した脂質代謝異常治療薬「JTT-705」の開発の進展に伴うマイルストーン収入や、鳥居薬品㈱における増収により、売上高は、490億円（前年度比7.9%増）となりました。

〔食品事業〕

加工食品事業における農薬混入事案の影響があったものの、加ト吉グループの連結等により、売上高は、3,364億円（前年度比17.4%増）となりました。

〔その他事業〕

不動産賃料収入の増加等により、売上高は、218億円（前年度比2.0%増）となりました。

②売上原価

海外たばこ事業における Gallaher の連結及び国内たばこ事業における原材料費の増加等により、売上原価は、5兆2,289億円（前年度比36.0%増）となりました。

③販売費及び一般管理費

海外たばこ事業における Gallaher の連結及び国内たばこ事業における販売促進費の増加等により、販売費及び一般管理費は、7,502億円（前年度比26.6%増）となりました。

④営業利益

営業利益は、4,305億円（前年度比29.7%増）となりました。事業の種類別セグメントの営業利益は、次のとおりです。

〔国内たばこ事業〕

販売数量の減少に伴う利益の減に加え販売促進費及び原材料費の増加等により、営業利益は、2,223億円（前年度比9.4%減）となりました。

〔海外たばこ事業〕

Gallaher の連結等により、営業利益は、2,053億円（前年度比153.3%増）となりました。

〔医薬事業〕

ケリックス・バイオフィーマシューティカルズ社からの高リン血症治療薬の導入に伴う契約一時金を含めた研究開発費の増加等があったものの、マイルストーン収入により、営業損失は、96億円（前年度は112億円の営業損失）となりました。

〔食品事業〕

原材料費の増加及び加ト吉グループの買収に伴い発生したのれんの償却等により、営業利益は、6億円（前年度比90.1%減）となりました。

〔その他事業〕

不動産賃料収入の増加等により、営業利益は、104億円（前年度比12.0%増）となりました。

⑤当期純利益

連結子会社の保有する投資有価証券の評価損の発生、成人識別自販機導入費用の増加及び海外たばこ事業における統合作業の進捗に伴う合理化費用の発生等があるものの、当期純利益は、2,387億円（前年度比13.3%増）となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

①資金需要

設備投資、運転資金、外部資源の獲得、借入の返済及び利息の支払い並びに配当及び法人税の支払い等に資金を充当しております。

②資金の源泉

主として営業活動によるキャッシュ・フロー、金融機関からの借入及び長期社債の発行により、必要とする資金を調達しております。

③キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における連結ベースでの現金及び現金同等物は、前年度末に比べ9,645億円減少し、2,150億円となりました（前年度末残高1兆1,795億円）。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、1,450億円の収入（前年度は4,359億円の収入）となりました。これは、たばこ事業によるキャッシュ・フローの創出力が、Gallaher が加わることによりさらに高まった一方、金融機関の休日の影響から国内たばこ事業に係るたばこ税の支払額が、前年度は11ヶ月分、当連結会計年度は13ヶ月分となり、当連結会計年度の支払額が前年度に比べ2ヶ月分相当額多かった一時的な影響等によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、1兆6,686億円の支出（前年度は1,496億円の支出）となりました。これは、主に Gallaher 社株式及び加ト吉株式を取得したことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、5,190億円の収入（前年度は326億円の支出）となりました。これは、主に Gallaher 社株式取得に係る資金調達を目的として、社債の発行及び金融機関からの借入を実施したことによるものです。

④社債、長期借入金及び短期借入金

当連結会計年度末の有利子負債は1兆3,892億円です。このうち社債（一年以内償還予定の社債を含む）が7,166億円を占め、金融機関からの長期借入金（一年以内返済予定の長期借入金を含む）は4,035億円です。また、金融機関からの短期借入金は2,690億円です。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループでは、全体で1,295億円の設備投資を実施いたしました。

国内たばこ事業につきましては、製品製造工程の合理化、製品多様化に対応した需給対応機能の強化、新製品対応、自動販売機置換等に伴う投資を中心に572億円の設備投資を行いました。海外たばこ事業につきましては、生産能力増強等のため484億円の設備投資を行いました。医薬事業につきましては、生産・研究設備の充実等のため42億円の設備投資を行いました。食品事業につきましては、生産設備の強化等のため60億円の設備投資を行いました。その他事業については、不動産開発等を中心に147億円の設備投資を行いました。

なお、設備投資に関する所要資金については自己資金を充当しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 提出会社

(平成20年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）						従業員数 (人)
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	器具及 び備品	合計	
			面積 (千㎡)	金額					
北関東工場 (栃木県宇都宮市) ※2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	149	2,062	4,186	13,793	146	20,188	346
東海工場 (静岡県磐田市) ※2	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	223	2,308	3,677	5,886	114	11,987	291
関西工場 (京都市伏見区)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	116	5,818	6,359	10,272	210	22,661	451
九州工場 (福岡県筑紫野市)	国内たばこ 事業	たばこ製造設 備	165	4,040	2,939	5,271	193	12,445	232
その他10工場 (各市区町村) ※2	国内たばこ 事業	主にたばこ 製造設備	1,010	5,276	15,592	13,285	532	34,687	1,244
たばこ中央研究所 (横浜市青葉区) ※2	国内たばこ 事業	研究開発設備	34	641	2,813	53	1,275	4,783	106
医薬総合研究所 (大阪府高槻市)	医薬事業	研究開発設備	94	2,722	12,699	52	1,330	16,805	540
本社 (東京都港区)	会社全般の 管理業務	その他設備	7	21,486	22,186	133	2,247	46,053	1,459
支店（25支店） (各市区町村)	国内たばこ 事業 (管理業務を 含む)	その他設備	76	4,674	5,168	51	230	10,125	1,004

(2) 国内子会社

(平成20年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
TSネットワーク㈱ 本社他32物流基地等 (本社・東京都台東区) ※2	国内たばこ 事業	物流設備	12	636	3,766	868	281	5,553	1,340
日本フィルター工業㈱ 本社他5工場等 (本社・東京都渋谷区) ※1	国内たばこ 事業	材料製造設備	167	2,236	3,786	6,445	300	12,769	564
鳥居薬品㈱ 本社他14支店等 (本社・東京都中央区) ※1	医薬事業	その他設備	30	853	1,657	18	129	2,658	759
鳥居薬品㈱佐倉工場 (千葉県佐倉市)	医薬事業	医薬品製造設 備	53	336	2,061	1,577	192	4,167	93
㈱ジャパンビバレッジ 本社他6支社等 (本社・東京都新宿区) ※1	食品事業	販売物流設備	34	3,091	1,478	58	398	5,026	4,057
㈱加ト吉 本社他7工場等 (本社・香川県観音寺市) ※1、※2	食品事業	冷凍食品生産 設備	187	5,908	6,726	4,089	162	16,887	974
㈱ジェイティ財務サービス (東京都大田区)	その他事業	その他設備	—	—	7	1,005	42,354	43,367	34
ジェイティ不動産㈱ 本社他3支店 (本社・東京都渋谷区)	その他事業	不動産事業設 備	10	419	4,695	14	315	5,445	84

(3) 海外子会社

(平成19年12月31日現在)

事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			土地		建物及 び構築 物	機械装 置及び 運搬具	器具及 び備品		合計
			面積 (千㎡)	金額					
JT International Germany GmbH (ドイツ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	345	345	10,743	13,901	2,691	27,681	1,350
LLC Petro (ロシア) ※1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	383	25	12,994	21,493	2,155	36,669	1,940
JTI Tütün Urunleri Sanayi A.S. (トルコ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	148	334	2,790	5,234	83	8,442	417
JTI-Macdonald Corp. (カナダ)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	520	26	1,721	4,122	324	6,193	475
Gallaher Ltd. (イギリス)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	596	6,835	16,807	8,432	1,092	33,167	1,630
Austria Tabak GmbH (オーストリア)	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	211	4,018	7,990	7,364	605	19,979	708
Liggett-Ducat CJSC (ロシア) ※1	海外たばこ 事業	たばこ製造設 備	35	—	4,856	9,477	351	14,685	1,197

(注) 1. ※1は、連結会社以外のものから賃借している土地があります。

2. ※2は、連結会社以外のものへ賃貸している土地があります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度後1年間の設備投資計画（新設・拡充）は、1,490億円であり、事業の種類別セグメントごとの内訳は次のとおりです。

なお、各設備の新設、除却等の計画は、当社及び連結子会社の個々のプロジェクトの内容が多岐にわたるため、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっております。

事業の種類別 セグメントの名称	平成20年3月末計画金額 (億円)	設備等の主な内容・目的	資金調達方法
国内たばこ事業	630	生産性向上・コスト削減	自己資金
海外たばこ事業	560	生産能力増強	同上
医薬事業	30	研究開発体制の整備・強化	同上
食品事業	230	生産・営業設備の整備・強化	同上
その他事業	40	不動産開発	同上

(注) 1. 金額には消費税等を含んでおりません。

2. 経常的な設備の更新のための除売却を除き、重要な設備の除売却はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000,000	10,000,000	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所 札幌証券取引所	—
計	10,000,000	10,000,000	—	—

(注) 当社の株式は、日本たばこ産業株式会社法第2条の規定により、当社の成立のときに政府に無償で譲渡された株式(株式の分割又は併合があった場合は、その株式の数に分割又は併合の比率を乗じて得た数)の2分の1以上に当たり、かつ、発行済株式総数の3分の1を超える株式を政府が保有することとされております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数	426個	426個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	426株(注)1	426株(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年1月9日から 平成50年1月8日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	1個当たり581,269円	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額	① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。 ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
新株予約権の取得条項	(注)2	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	同左

(注) 1. 新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 以下の①、②または③の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権1個につき、次の算式により算出される1株当たりの価額に付与株式数（上記（注）1に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

3. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に準じて決定する。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
 組織再編成行為の効力発生日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
 新株予約権を譲渡するには、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
 上記（注）2に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成18年4月1日	8,000	10,000	—	100,000	—	736,400

(注) 平成18年4月1日付をもって、1株につき5株の割合で株式を分割いたしました。これにより、発行済株式の総数は8,000千株増加して10,000千株となっております。

(5) 【所有者別状況】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	144	52	363	752	9	48,008	49,329	—
所有株式数(株)	5,001,716	1,274,179	54,812	78,745	2,885,182	44	705,322	10,000,000	—
所有株式数の割合(%)	50.02	12.74	0.55	0.79	28.85	0.00	7.05	100.00	—

(注) 1. 自己株式419,920株は、「個人その他」に含まれております。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が237株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

(平成20年3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	5,001,716	50.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	244,574	2.45
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	199,849	2.00
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	175,623	1.76
ザチェースマンハッタンバンク385036 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	360 N.CRESCENT DRIVE BEVERLY HILLS,CA 90210 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	97,337	0.97
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	97,278	0.97
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE,COLEMAN STREET LONDON EC 2 P 2 HD,ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	94,835	0.95
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC 4 A 2 BB,U.K (東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ 森タワー)	88,383	0.88
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク (常任代理人 モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK,NEW YORK 10036,U.S.A. (東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	78,061	0.78
ユービーエスエーローンドンアカウントアイピービーセグリゲイテッドクライアントアカウント (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	AESCHENVORSTADT 48 CH-4002 BASEL SWITZERLAND (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	72,149	0.72
計	—	6,149,805	61.50

(注) 1. 上記のほか、自己株式が419,920株あります。

2. アライアンス・バーンスタイン株式会社及びその共同保有者であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問株式会社から、平成19年4月13日現在合計367,613株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.68%)を所有している旨の大量保有に係る変更報告書の写しの送付を受けておりますが、当事業年度末における実質所有株式数が確認できないため、上記の大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 419,920	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,580,080	9,580,080	—
端株	—	—	—
発行済株式総数	10,000,000	—	—
総株主の議決権	—	9,580,080	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が237株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数237個が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成20年3月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
日本たばこ産業株式会社	東京都港区虎ノ門二丁目2番1号	419,920	—	419,920	4.20
計	—	419,920	—	419,920	4.20

(8) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、以下のとおりです。

(平成19年6月22日定時株主総会、平成19年12月21日取締役会決議)

会社法に基づき、当社の取締役及び執行役員に対して株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を発行することを、平成19年6月22日開催の第22回定時株主総会、平成19年12月21日開催の取締役会において決議されたものです。

決議年月日	平成19年6月22日、平成19年12月21日
付与対象者の区分及び人数	取締役 11名 執行役員(取締役である者を除く) 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	取締役に対し233株、執行役員に対し193株、合計426株 (新株予約権1個につき1株) (注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)を次の算式により調整をする。
調整後付与株式数=調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、小数点第2位まで計算し、小数点第3位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	419,920	—	419,920	—

3【配当政策】

当社は、積極的な事業投資による持続的な利益成長の実現を通じて、企業価値を中長期的に増大させていくことが、株主の皆様の利益を増大させることの基本と考えております。

配当につきましては、中期経営計画「JT2008」において、当面、連結配当性向20%を目指すこととしておりますが、この連結配当性向の算定の基礎となる連結純利益からは、のれんの償却影響を除いた上で、連結配当性向20%の達成に努めます。引き続き、中長期的な成長戦略の実施状況及び連結業績見通しを踏まえつつ、資本市場における競争力ある株主還元を目指すことを基本方針とし、さらなる配当水準の向上に努めてまいります。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会です。

なお、当期の期末配当につきましては、2,600円といたしました。従いまして、年間では中間配当2,200円を含め、1株当たり4,800円となります。

また、内部留保資金につきましては、その用途として、足許及び将来の事業投資、外部資源の獲得に充当するとともに、有利子負債の圧縮、経営の選択肢拡大に向けた自己株式の取得等に備え充実を図ってまいります。

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、第23期の剰余金の配当は以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年10月31日 取締役会決議	21,076	2,200.00
平成20年6月24日 定時株主総会決議	24,908	2,600.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第19期	第20期	第21期	第22期	第23期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	818,000	1,330,000	2,150,000 ※435,000	604,000	708,000
最低(円)	644,000	764,000	1,190,000 ※406,000	362,000	492,000

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

2. ※印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価です。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	693,000	699,000	708,000	681,000	621,000	583,000
最低(円)	627,000	608,000	634,000	522,000	517,000	492,000

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 会長		涌井 洋治	昭和17年2月5日生	昭和39年4月 大蔵省入省 平成7年5月 同省大臣官房長 平成9年7月 同省主計局長 平成11年7月 社団法人日本損害保険協会 副会長 平成16年6月 当社代表取締役会長 平成18年6月 当社取締役会長 (現任)	平成20年 6月から 2年	49
※代表取締役 社長		木村 宏	昭和28年4月23日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年1月 当社経営企画部長 平成11年5月 当社たばこ事業本部事業企 画室調査役 JT International S.A. Executive Vice President 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社取締役退任 平成17年6月 当社取締役 平成18年6月 当社代表取締役社長 (現 任)	平成20年 6月から 2年	59
※代表取締役 副社長		武田 宗高	昭和24年8月22日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成11年7月 同省関東財務局長 平成13年1月 内閣府大臣官房審議官 平成13年7月 同府沖縄振興局長 平成15年7月 同府政策統括官 平成17年9月 同府審議官 平成19年2月 当社顧問 平成19年4月 当社専務執行役員 財務責 任者 平成19年6月 当社代表取締役副社長 (現 任)	平成20年 6月から 2年	6
※代表取締役 副社長		住川 雅明	昭和25年10月11日生	昭和49年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社食品事業部部長 平成10年6月 当社総務部長 平成12年7月 当社人事部長 平成15年6月 当社執行役員 不動産・ア グリ事業・印刷事業・特機 事業担当 平成16年1月 当社執行役員 不動産・印 刷事業・特機事業担当 平成16年6月 当社常勤監査役 平成20年6月 当社代表取締役副社長 (現 任)	平成20年 6月から 2年	70

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※代表取締役 副社長		熊倉 一郎	昭和27年1月24日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成9年7月 当社たばこ事業本部研究開発企画部長 平成12年6月 当社たばこ事業本部研究開発統括部長 平成13年6月 当社執行役員 たばこ事業本部研究開発統括部長 平成14年6月 当社執行役員 たばこ事業本部研究開発統括部長 兼 渉外企画担当 平成15年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部研究開発統括部長 兼 渉外企画担当 平成16年6月 当社常務執行役員 たばこ事業本部研究開発統括部長 平成18年6月 当社代表取締役副社長（現任）	平成20年 6月から 2年	63
※代表取締役 副社長		山田 良一	昭和27年5月13日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成11年7月 当社食品事業本部食品事業部長 平成12年7月 当社総務部長 平成15年6月 当社執行役員 総務部長 兼 制度対策担当 平成16年7月 当社執行役員 総務責任者 平成17年6月 当社常務執行役員 総務責任者 平成18年6月 当社代表取締役副社長（現任）	平成20年 6月から 2年	59
※取締役	常務執行役員 医薬事業部長	大久保 憲朗	昭和34年5月22日生	昭和58年4月 日本専売公社入社 平成12年4月 当社医薬事業部国際企画部長 平成14年6月 当社医薬事業部事業企画部長 平成16年6月 当社取締役 執行役員 医薬事業部長 平成18年6月 当社取締役 常務執行役員 医薬事業部長（現任）	平成20年 6月から 2年	29

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
※取締役	常務執行役員 たばこ事業本 部マーケティング&セール ス責任者	小泉 光臣	昭和32年4月15日生	昭和56年4月 日本専売公社入社 平成13年6月 当社経営企画部長 平成15年6月 当社執行役員 人事労働グ ループリーダー 平成16年6月 当社執行役員 たばこ事業 本部事業企画室長 平成18年6月 当社常務執行役員 たばこ 事業本部事業企画室長 平成19年6月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部営業統括部 長 平成19年7月 当社取締役 常務執行役員 たばこ事業本部マーケティング&セールス責任者 (現 任)	平成20年 6月から 2年	65
※取締役	常務執行役員 食品事業本部長	古谷 貞雄	昭和30年9月1日	昭和54年4月 日本専売公社入社 平成14年3月 当社企画グループ部長 平成16年7月 当社関連企業室長 平成17年7月 当社たばこ事業本部製造部 調査役 平成18年6月 当社執行役員 企画責任者 平成20年6月 当社取締役 常務執行役員 食品事業本部長 (現任)	平成20年 6月から 2年	46
取締役		新貝 康司	昭和31年1月11日生	昭和55年4月 日本専売公社入社 平成13年7月 当社財務企画部長 平成16年6月 当社執行役員 財務グルー プリーダー 兼 財務企画 部長 平成16年7月 当社執行役員 財務責任者 平成17年6月 当社取締役 執行役員 財 務責任者 平成18年6月 当社取締役 (現任) JT International S.A. Executive Vice President (現任)	平成20年 6月から 2年	49
取締役相談役		本田 勝彦	昭和17年3月12日生	昭和40年4月 日本専売公社入社 平成元年7月 当社企画部長 平成4年6月 当社取締役 人事部長 平成6年6月 当社常務取締役 人事労働 グループリーダー 平成7年6月 当社常務取締役 たばこ事 業本部長 平成8年6月 当社専務取締役 たばこ事 業本部長 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成12年6月 当社代表取締役社長 平成18年6月 当社取締役相談役 (現任)	平成20年 6月から 2年	281

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		立石 久雄	昭和21年12月23日生	昭和46年4月 大蔵省入省 平成9年7月 国税庁関東信越国税局長 平成11年7月 総務庁人事局次長 平成13年1月 総務省人事・恩給局次長 平成13年7月 (財)地域総合整備財団常務理事 平成15年7月 国家公務員共済組合連合会常務理事 平成17年9月 同連合会専務理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	平成19年 6月から 4年	2
常勤監査役		塩澤 義介	昭和27年4月18日生	昭和51年4月 日本専売公社入社 平成7年8月 当社資金部長 平成11年9月 当社食品事業本部事業企画部調査役 平成14年4月 当社食品事業本部飲料事業部調査役 平成15年6月 当社執行役員 食品事業本部事業企画部長 平成17年6月 当社執行役員 食品事業本部飲料事業部長 平成20年6月 当社常勤監査役(現任)	平成20年 6月から 3年	53
監査役		村山 弘義	昭和12年1月13日生	昭和35年4月 司法修習生 昭和37年4月 札幌地方検察庁検事 平成11年4月 東京高等検察庁検事長 平成11年12月 同庁 辞職 平成12年1月 弁護士登録 平成15年6月 当社監査役(現任)	平成19年 6月から 4年	52
監査役		藤田 太寅	昭和13年1月17日生	昭和38年4月 日本放送協会入社 平成2年6月 同協会解説委員 平成7年1月 同協会退職 平成11年4月 関西学院大学総合政策学部教授 平成17年4月 同大学総合政策学部 客員教授(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	平成19年 6月から 4年	21
計						904

- (注) 1. 監査役 立石久雄、村山弘義及び藤田太寅は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
2. 当社では、迅速かつ高品質の意思決定・業務執行を実現するため、平成13年6月に執行役員制度を導入しております。

「役名」欄中、※を付している者は、執行役員を兼務しております。

なお、その他の執行役員は、下村隆一(法務責任者)、岩波正(たばこ事業本部R&D責任者)、飯島謙二(たばこ事業本部製造統括部長)、久野辰也(たばこ事業本部原料統括部長)、石黒繁夫(医薬事業部医薬総合研究所長)、岩井睦雄(企画責任者)、志水雅一(コミュニケーション責任者)、藤崎義久(たばこ事業本部ブランド統括部長)、前島宏敏(たばこ事業本部R&D副責任者)、佐伯明(たばこ事業本部事業企画室長 兼 渉外企画責任者)、永田亮子(食品事業本部飲料事業部長)、松本智(人事責任者)、宮崎秀樹(財務責任者 兼 税務室長)、千々岩良二(総務責任者 兼 総務部長)で、計14名です。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の増大に向けて、経営環境・社会環境の変化に適切に対処するためには、より迅速かつ高品質の意思決定、業務執行を実現していくことが不可欠であるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題の一つととらえ、積極的に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況（提出日現在）

①コーポレート・ガバナンス体制

i 会社の機関の内容

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに、業務執行を監督し、取締役から業務執行状況の報告を受けております。

当社は、全社として高品質の業務執行を持続するため執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。また、会長は代表権を持たない取締役として経営の監督に専念することとしております。

また、経営に関する中長期の方向性もしくはこれに準ずる重要事項について広い見地からの助言を得る機関として、5名の外部有識者から成るアドバイザー・コミッティを設置し、コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組みを推進しております。

経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成され、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。

ii 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社はこれまで、コンプライアンス、内部監査、リスクマネジメント等の取組みを通じて業務の適正を確保するための体制の運用を図り、また、監査役会設置会社として、監査役への報告体制の整備等、監査役による監査の実効性の確保に向けた取組みを行ってまいりました。

今後も、現行の体制を継続的に随時見直しながら取組みを進め、適正な業務執行のため、以下のような企業体制の維持・向上に努めてまいります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制については、その体制に係る規程に基づき、取締役・執行役員及び従業員が法令、定款及び社会規範等を遵守した行動をとるための行動指針を定め、その徹底を図るため取締役会に直結する機関として外部専門家を加えたコンプライアンス委員会を設置し、会長が委員長を務めております。また、コンプライアンス統括室を設置し、全社横断的な体制の整備・推進及び問題点の把握に努めるとともに、役職員を対象にした各種研修等を通じて教育啓蒙活動を行うことにより、コンプライアンスの実効性の向上に努めております。

内部通報体制については、通報相談窓口を設置しており、そこに寄せられた通報についてはコンプライアンス統括室が内容を調査し、担当部門と協議のうえ、全社的に再発防止策を実施するとともに、重要な問題についてはコンプライアンス委員会に付議し、審議を求めることとしております。

財務報告の信頼性を確保するための体制については、金融商品取引法等に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備・運用するとともに、これを評価・報告する体制を適正な人員配置のもとに構築し、信頼性の維持向上を図っております。

内部監査体制については、監査部（当連結会計年度末現在24名）が所管し、事業活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から検討・評価し、会社財産の保全及び経営効率性の向上を図っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は法令、社内規程に基づいて、適切に保存管理しております。

その他の重要な業務執行や契約の締結等の意思決定に係る情報は、社内の責任権限に関する規程（以下、「責任権限規程」）に基づき責任部署及び保存管理責任を明らかにし、その意思決定手続・調達・経理処理上の管理に関する規程を定め、保存管理しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

金融・財務リスクについては社内規程等を定めるとともに、四半期毎に経営会議へ報告を行っております。

その他のリスクの把握・報告については責任権限規程により定められた部門毎の責任権限に基づき、責任部署が適切に管理を行うとともに、重要性に応じて、経営会議へ報告・付議しております。

監査部には内部監査組織として必要な人員を配置し、他の業務執行組織から独立した客観的な視点で、重要性とリスクを考慮してグループ会社を含む社内管理体制を検討・評価し、社長に対して報告・提言を行うとともに、取締役会に対して報告を行っております。

有事に備え、危機管理及び災害対策について対応マニュアルを定め、危機や災害の発生時には事務局を経営企画部として緊急プロジェクト体制を立ち上げ、経営トップの指揮のもと、関係部門の緊密な連携により、迅速・適切に対処することができる体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、原則毎月1回の開催に加え、必要に応じ機動的に開催し、法令で定められた事項及び重要事項の決定を行うとともに業務執行を監督しております。また、経営会議は、社長及び社長の指名する者をもって構成し、取締役会に付議する事項の他、業務全般にわたる経営方針及び基本計画に関する事項等を中心に、経営上の重要事項に関する審議を行っております。

当社は執行役員制度を導入しており、取締役会が任命する執行役員は、取締役会の決定する全社経営戦略等に基づき、各々の領域において委譲された権限のもと、適切に業務執行を行っております。

全社として業務の効率性柔軟性に資する運営を行うため、組織及び職制に関する社内規程により基本事項を定めるとともに、各部門の役割を明確に示しております。また、迅速な意思決定を行えるよう、業務執行上の責任部署を責任権限規程により定めております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、「すべてのステークホルダーの方々に『かけがえのないDelight』を約束・実現していく」ことをJTグループミッション「JTブランディング宣言」として定め、グループ内で共有しております。グループマネジメントを行うにあたりましては、グループマネジメントポリシーに基づき、全体に共通する機能・規程等を定義し、JTグループ全体最適を図っております。

また、コンプライアンス体制（通報体制を含む）、内部監査体制、財務管理体制等についてはグループ企業と連携を図り、整備しております。

6. 監査役の職務を補助する使用人及び監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務を支援する組織として必要な人員を配置した監査役室を置いており、必要に応じ監査役会と協議の上、人員配置体制の見直しを行うこととしております。また、監査役室の人事等については、監査役会が関与することにより、取締役からの独立性を確保するものとしております。

取締役及び執行役員は、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事実を発見した場合における当該事実について、監査役会に報告しております。また、上記の他、取締役・執行役員及び従業員は、計算書類等及び不正又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合における当該事実その他の会社の経営に関する重要な事項等について、監査役会に報告を行っております。

監査役は取締役会に加えその他の重要な会議に出席できることとしており、経営会議に概ね出席しております。取締役・執行役員及び従業員は、監査役から重要な文書の閲覧、実地調査、報告を求められたときは、迅速かつ適切に対応しております。

この他、取締役は監査役による監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置しております。また、監査部及びコンプライアンス統括室は、監査役との間で情報交換を行い、連携をとっております。

iii 監査役監査及び会計監査の状況

<監査役監査及び会計監査>

- ・当社は、監査役制度を採用しており、監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、取締役及び執行役員の職務の執行を監査することにより、会社の健全な経営と社会的信用の維持向上に努めております。
- ・会計監査人（監査法人トーマツ）は、会社法及び金融商品取引法に基づき、会計監査を実施しております。平成20年3月期に係る会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

（会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等）

五十嵐 達朗 氏（3年）、桃木 秀一 氏（3年）、飯塚 智 氏（1年）

※（ ）内の数字：連続して監査関連業務に社員として関与した年数

（会計監査業務に係る補助者の構成）

公認会計士 8名、会計士補等 7名、その他 4名

監査役監査、内部監査、会計監査はそれぞれ独立して適切に実施されておりますが、監査結果について相互に情報共有する等、適切な監査を行うための連携強化に努めております。

iv 役員報酬及び監査報酬

当期における取締役及び監査役に対する役員報酬等、及び監査法人トーマツに対する監査証明に係る報酬等は以下のとおりです。

<役員報酬等>

取締役及び監査役に対する役員報酬等

取締役 11名 664百万円

監査役 4名 78百万円

※当連結会計年度末日において在任の取締役及び監査役に対する報酬を記載しております。

なお、役員報酬等には、退職慰労金（平成19年6月22日付をもって、退職慰労金制度を廃止しておりますので、役員退職慰労引当金の平成19年4月から平成19年6月までの期間における増加額）を含めております。

また、取締役の役員報酬等には役員賞与及びストックオプション報酬を含めております。

<監査証明に係る報酬等>

当社、当社及び当社の連結子会社が監査法人トーマツと締結した監査契約による、「会社法」及び「金融商品取引法」に基づく監査証明に係る報酬等は以下のとおりです。

（当社との契約に基づくもの）

公認会計士法第2条第1項に規定する
業務に基づく監査証明に係る報酬 : 169百万円

上記以外の報酬 : 80百万円

合計 : 250百万円

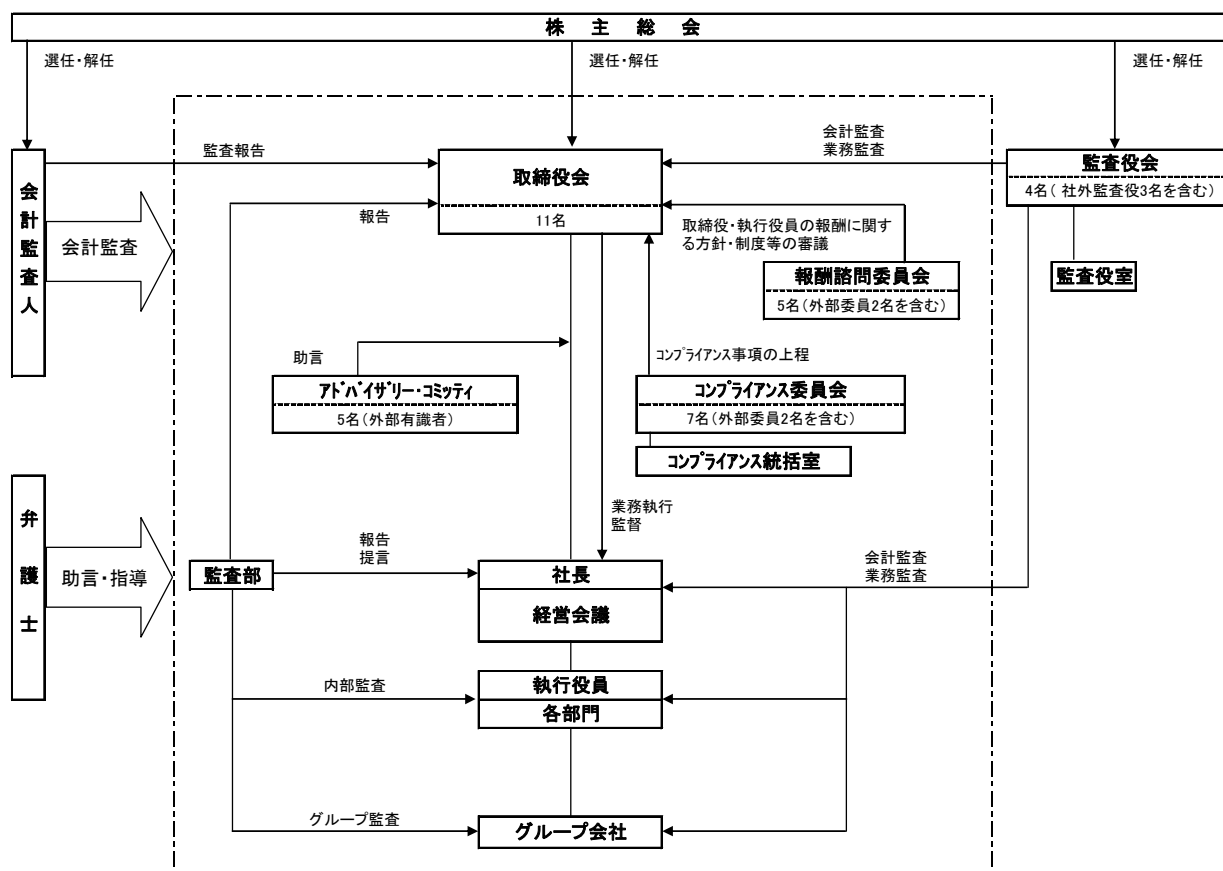
（当社及び当社の連結子会社との契約に基づくもの）

公認会計士法第2条第1項に規定する
業務に基づく監査証明に係る報酬 : 253百万円

上記以外の報酬 : 91百万円

合計 : 345百万円

当社のコーポレート・ガバナンス体制の整備の状況を模式図で示すと以下のとおりとなります。



②当社と当社の社外監査役の利害関係の概要

当社の社外監査役は3名です。そのうち、村山弘義氏は三菱電機㈱の社外取締役であり、当社は同社との間に軽微な取引はありますが、社外監査役個人が直接利害関係を有するものではありません。

なお、その他2名の社外監査役につきましては、該当する事項はありません。

③取締役の定数

当社の取締役は、15名以内とする旨定款に定めております。

④取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

⑤株主総会決議事項を取締役会で決議できることとしている事項

(自己株式の取得)

当社は、事業環境の変化に対応した機動的な経営を遂行するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(中間配当)

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。

⑥株主総会の特別決議要件

当社は、特別決議の定足数を緩和することにより株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2

項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表について、監査法人トーマツにより監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
I. 流動資産						
1. 現金及び預金	※3	555,653		213,885		
2. 受取手形及び売掛金		149,384		325,075		
3. 有価証券		578,066		4,952		
4. たな卸資産		417,276		558,850		
5. 繰延税金資産		18,171		32,008		
6. その他	※4	123,794		104,427		
貸倒引当金		△1,539		△4,504		
流動資産合計		1,840,808	54.7	1,234,695	24.3	
II. 固定資産						
1. 有形固定資産						
(1) 建物及び構築物	※3	598,557		679,899		
減価償却累計額		△369,538	229,019	△398,157	281,742	
(2) 機械装置及び運搬具	※3	567,494		704,663		
減価償却累計額		△414,594	152,900	△485,689	218,973	
(3) 器具及び備品	※3	203,214		220,932		
減価償却累計額		△144,727	58,486	△147,817	73,114	
(4) 土地	※3		131,817		157,380	
(5) 建設仮勘定	※3		28,211		32,120	
有形固定資産合計		600,435	17.9	763,332	15.0	
2. 無形固定資産						
(1) のれん			360,681		2,106,887	
(2) 商標権			154,980		613,496	
(3) その他			27,218		39,023	
無形固定資産合計			542,880	16.1	2,759,407	54.2

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
3. 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券	※1	262,616		132,173	
(2) 長期貸付金		808		4,409	
(3) 繰延税金資産		75,456		110,708	
(4) その他	※1	43,255		112,743	
貸倒引当金		△1,230		△30,075	
投資評価引当金		△368		△180	
投資その他の資産合計		380,538	11.3	329,778	6.5
固定資産合計		1,523,855	45.3	3,852,518	75.7
資産合計		3,364,663	100.0	5,087,214	100.0

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I. 流動負債					
1. 支払手形及び買掛金		129,764		175,369	
2. 短期借入金	※3	53,706		269,034	
3. 一年以内償還予定の社債		—		73,054	
4. 一年以内返済予定の長期借入金	※3	10,549		6,668	
5. 未払金		93,567		79,014	
6. 未払たばこ税	※5	134,573		200,875	
7. 未払たばこ特別税	※5	21,991		10,898	
8. 未払地方たばこ税	※5	181,374		88,839	
9. 未払法人税等		60,108		71,693	
10. 未払消費税等		35,756		62,654	
11. 繰延税金負債		2,246		6,547	
12. 賞与引当金		29,312		—	
13. その他の引当金	※2	1,997		—	
14. 引当金	※2	—		41,481	
15. その他	※3	58,246		198,265	
流動負債合計		813,196	24.2	1,284,396	25.2
II. 固定負債					
1. 社債	※3	150,000		643,631	
2. 長期借入金	※3	5,012		396,907	
3. 繰延税金負債		43,435		174,395	
4. 退職給付引当金		282,377		283,387	
5. 役員退職慰労引当金		1,017		743	
6. 債務保証損失引当金		—		257	
7. その他	※3	45,007		148,866	
固定負債合計		526,851	15.6	1,648,188	32.4
負債合計		1,340,047	39.8	2,932,584	57.6

区分	注記 番号	前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I. 株主資本					
1. 資本金		100,000	3.0	100,000	2.0
2. 資本剰余金		736,400	21.9	736,400	14.5
3. 利益剰余金		1,158,337	34.4	1,344,490	26.4
4. 自己株式		△74,578	△2.2	△74,578	△1.5
株主資本合計		1,920,159	57.1	2,106,311	41.4
II. 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差 額金		33,329	1.0	21,338	0.4
2. 繰延ヘッジ損益		14,580	0.4	219	0.0
3. 海外連結子会社の年金 債務調整額		△15,560	△0.5	△10,711	△0.2
4. 為替換算調整勘定		7,745	0.3	△41,085	△0.8
評価・換算差額等合計		40,094	1.2	△30,238	△0.6
III. 新株予約権		—	—	185	0.0
IV. 少数株主持分		64,362	1.9	78,370	1.6
純資産合計		2,024,615	60.2	2,154,629	42.4
負債純資産合計		3,364,663	100.0	5,087,214	100.0

②【連結損益計算書】

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I. 売上高			4,769,387	100.0		6,409,726	100.0
II. 売上原価	※1		3,844,768	80.6		5,228,925	81.6
売上総利益			924,619	19.4		1,180,801	18.4
III. 販売費及び一般管理費	※2, ※5		592,628	12.4		750,247	11.7
営業利益			331,991	7.0		430,553	6.7
IV. 営業外収益							
1. 受取利息		10,384			11,238		
2. 受取配当金		1,718			2,171		
3. その他		3,930	16,033	0.3	8,122	21,533	0.3
V. 営業外費用							
1. 支払利息		6,939			41,758		
2. 為替差損		14,464			31,789		
3. たばこ災害援助金		3,504			2,004		
4. 共済年金給付費用		2,713			2,333		
5. その他		8,357	35,980	0.8	11,519	89,405	1.3
経常利益			312,044	6.5		362,681	5.7
VI. 特別利益							
1. 固定資産売却益	※3	47,506			66,747		
2. その他		3,348	50,854	1.1	2,217	68,964	1.1

区分	注記 番号	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
VII. 特別損失							
1. 固定資産売却損		3,151			3,261		
2. 固定資産除却損	※4	10,402			6,306		
3. 投資有価証券評価損		—			11,154		
4. 減損損失		2,712			3,825		
5. 事業構造強化費用	※6	—			6,442		
6. 成人識別自販機導入費用	※7	5,746			12,878		
7. 冷凍食品回収関連費用	※8	—			5,623		
8. その他		3,690	25,703	0.5	9,539	59,032	1.0
税金等調整前当期純利益			337,195	7.1		372,614	5.8
法人税、住民税及び事業税		84,480			117,271		
法人税等調整額		36,923	121,404	2.6	11,107	128,379	2.0
少数株主利益			5,018	0.1		5,532	0.1
当期純利益			210,772	4.4		238,702	3.7

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	972,511	△74,578	1,734,333
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（注1）			△17,244		△17,244
剰余金の配当			△17,244		△17,244
役員賞与（注1）			△196		△196
当期純利益			210,772		210,772
持分法適用会社減少に伴う減少額			△79		△79
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） (注2)			9,818		9,818
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	185,825	—	185,825
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	1,158,337	△74,578	1,920,159

	評価・換算差額等					少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	海外連結子 会社の年金 債務調整額 (注2)	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計		
平成18年3月31日 残高 (百万円)	35,531	—	—	△7,353	28,178	57,561	1,820,073
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当（注1）							△17,244
剰余金の配当							△17,244
役員賞与（注1）							△196
当期純利益							210,772
持分法適用会社減少に伴う減少額							△79
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） (注2)	△2,202	14,580	△15,560	15,098	11,915	6,800	28,534
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△2,202	14,580	△15,560	15,098	11,915	6,800	204,542
平成19年3月31日 残高 (百万円)	33,329	14,580	△15,560	7,745	40,094	64,362	2,024,615

(注) 1. 剰余金の配当及び役員賞与は、平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

2. 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

なお、従来利益剰余金に含めていた、米国会計基準を適用している海外連結子会社で発生した最小年金債務の減少額は、利益剰余金の「株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）」に計上しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	1,158,337	△74,578	1,920,159
連結会計年度中の変動額					
米国会計基準適用子会社の新会計基準適用による利益剰余金の 変動額（注2）			△10,548		△10,548
剰余金の配当			△42,152		△42,152
当期純利益			238,702		238,702
持分法適用会社減少に伴う増加 額			151		151
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	186,152	—	186,152
平成20年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	1,344,490	△74,578	2,106,311

	評価・換算差額等					新株 予約権	少数 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	海外連結子 会社の年金 債務調整額 (注1)	為替換算 調整勘定	評価・ 換算 差額等 合計			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	33,329	14,580	△15,560	7,745	40,094	—	64,362	2,024,615
連結会計年度中の変動額								
米国会計基準適用子会社の新会計基準適用による利益剰余金の 変動額（注2）								△10,548
剰余金の配当								△42,152
当期純利益								238,702
持分法適用会社減少に伴う増加 額								151
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	△11,990	△14,360	4,848	△48,831	△70,333	185	14,008	△56,139
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△11,990	△14,360	4,848	△48,831	△70,333	185	14,008	130,013
平成20年3月31日 残高 (百万円)	21,338	219	△10,711	△41,085	△30,238	185	78,370	2,154,629

(注) 1. 評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」は、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。

2. 当連結会計年度より、米国会計基準を適用している海外連結子会社において、「Accounting for Uncertainty in Income Taxes(法人所得税の不確実性に関する会計処理)」（米国財務会計基準審議会解釈指針第48号）を適用し、適用初年度の影響額を利益剰余金の変動額として計上しております。

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前当期純利益		337,195	372,614
減価償却費		130,105	167,658
減損損失		2,712	3,825
固定資産除売却損益		△39,284	△60,768
のれん償却額		2,537	3,883
投資有価証券評価損		—	11,154
退職給付引当金の増減額 (減少: △)		△21,163	△4,932
受取利息及び受取配当金		△12,103	△13,410
支払利息		6,939	41,758
売上債権の増減額 (増加: △)		△9,476	47,484
たな卸資産の増減額 (増加: △)		△6,171	27,114
仕入債務の増減額 (減少: △)		△12,877	△16,650
未払金の増減額 (減少: △)		△22,087	△39,955
未払たばこ税等の増減額 (減少: △)		160,020	△213,133
長期未払金の増減額 (減少: △)		△43,141	—
その他		14,359	△31,029
小計		487,566	295,612
利息及び配当金の受取額		12,071	18,226
利息の支払額		△6,493	△36,083
法人税等の支払額		△57,185	△132,724
営業活動によるキャッシュ・フロー		435,958	145,030

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△330,715	△2,353
有価証券の売却及び償還による収入		386,189	4,224
有形固定資産の取得による支出		△96,717	△124,832
有形固定資産の売却による収入		57,093	83,335
無形固定資産の取得による支出		△7,927	△6,830
投資有価証券の取得による支出		△158,385	△22,562
投資有価証券の売却及び償還による収入		5,345	—
連結範囲変更を伴う子会社株式の取得による支出		△4,085	△1,608,080
連結範囲変更を伴う子会社株式の売却による収入		—	1,449
連結範囲変更を伴う子会社株式の売却による支出		△387	—
その他		△101	7,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		△149,692	△1,668,634

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額 (減少:△)		18,571	136,063
長期借入れによる収入		—	378,862
長期借入金の返済による支出		△19,840	△90,198
社債の発行による収入		—	149,723
社債の償還による支出		—	△10,000
少数株主からの払込による収入		4,927	—
配当金の支払額		△34,488	△42,152
少数株主への配当金支払額		△1,474	△2,889
その他		△330	△407
財務活動によるキャッシュ・フロー		△32,634	519,000
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		5,749	40,090
V 現金及び現金同等物の増減額 (減少:△)		259,380	△964,513
VI 現金及び現金同等物の期首残高		920,141	1,179,522
VII 現金及び現金同等物の期末残高		1,179,522	215,008

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>・連結子会社の数 153社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>JT International AD Senta (AD. Duvanska Industrija Sentaより名称変更)、JTI (UK) MANAGEMENT LTD等3社につきましては、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であった(株)ジャパンビバレッジ四国等4社につきましては、合併に伴い消滅したため、また、ジェイティートシ(株)等2社につきましては、清算が終了したため、連結の範囲から除いております。また、関東住電装(株)(ジェイティエス電装(株)より名称変更)につきましては、株式の売却により議決権が減少し、連結子会社から持分法適用の関連会社になっております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>・連結子会社の数 299社</p> <p>主要な連結子会社は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。</p> <p>国内では株式会社加ト吉等合計21社を、海外ではGallaher Group Ltd.、Gallaher Ltd.、Gallaher Capital Ltd.、Gallaher Europe Finance、Harrigan Ltd.、Austria Tabak GmbH、HABET Handels-Beteiligungsgesellschaft mbH & Co. KG Nahrungs- und Genussmittel等合計130社を当連結会計年度より連結の範囲に含めております。</p> <p>前連結会計年度まで連結子会社であったフロンティア・リート・マネジメント(株)につきましては、全株式の売却により、Eagle Collection (M) Sdn. Bhd.等4社につきましては、清算が終了したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>非連結子会社については、いずれも小規模会社であり、その総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等それぞれの合計額は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の関連会社</p> <p>ジェイティシイエムケイ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・データ・ウェーブ等の11社であります。</p> <p>なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった、(株)ジェイティニフコ及び(株)九州ジェイティニフコにつきましては、株式の譲渡により重要な影響を及ぼさなくなったため持分法適用の範囲から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の関連会社</p> <p>シンワオックス(株)、(株)ハブ等の25社であります。</p> <p>なお、当連結会計年度より、Gallaher Group Ltd.、株式会社加ト吉を連結の範囲に含めたこと等により、持分法適用の関連会社が14社増加しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。</p> <p>(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。</p>	<p>(2) 同左</p> <p>(3) 同左</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>連結子会社のうち、海外子会社の決算日は主として12月31日であります。</p> <p>また、連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。</p>	同左
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……償却原価法（定額法）によっております。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）</p> <p>時価のないもの……主として移動平均法による原価法によっております。</p> <p>② デリバティブ……時価法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券 満期保有目的の債券 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……同左</p> <p>時価のないもの……同左</p> <p>② デリバティブ……同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>③ たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。 なお、当社は、原材料及び半製品について必要な評価減を実施しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産…主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 8年</p>	<p>③ たな卸資産……主として総平均法による原価法によっております。 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が平成20年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>なお、当社は、従来実施していた原材料及び半製品についての評価減は、当連結会計年度から廃止しております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>① 有形固定資産…主として定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しておりますが、一部の国内連結子会社では定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 38～50年 機械装置及び運搬具 8年</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>② 無形固定資産…定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p style="text-align: center;">商標権 10年</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>② 投資評価引当金 投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して計上しております。</p> <p>③ 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、当連結会計年度より、法人税法改正に伴い、平成19年 4月 1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>② 無形固定資産…同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 同左</p> <p>② 投資評価引当金 同左</p> <p>③ 賞与引当金 従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>④ 退職給付引当金</p> <p>従業員(取締役でない執行役員を含む)の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金</p> <p>役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。</p>	<p>④ 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p> <p>⑤ 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>⑥ 債務保証損失引当金</p> <p>債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等について今後の見通しを勘案し、損失負担見込額を計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨オプション ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>c. ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。</p>	<p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は当連結会計年度の損益として処理しております。なお、海外の連結子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法</p> <p>同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>① ヘッジ会計の方法</p> <p>同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象</p> <p>a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>b. ヘッジ手段…通貨オプション ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>c. ヘッジ手段…通貨スワップ ヘッジ対象…外貨建予定取引</p> <p>③ ヘッジ方針</p> <p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。</p> <p>(7) 海外連結子会社の会計処理基準 JT International S.A. 他海外連結子会社は、主として米国で一般に認められた会計処理基準を採用しております。このうち当社が採用している会計処理基準と相違している主なものは次のとおりであります。</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法 主として先入先出法、総平均法による低価法によっております。</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…主として見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>ii 無形固定資産…商標権は主として20年間で均等償却しており、その他の無形固定資産は、見積耐用年数による定額法によっております。</p> <p>③ 退職給付会計 退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性の評価方法 同左</p> <p>(7) 海外連結子会社の会計処理基準 同左</p> <p>① たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>② 重要な減価償却資産の減価償却方法</p> <p>i 有形固定資産…同左</p> <p>ii 無形固定資産…同左</p> <p>③ 退職給付会計 退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上しております。退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上しております。</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更)</p> <p>従来、主な海外の連結子会社において、退職給付引当金が未積立累積退職給付債務を下回る場合には、追加最小年金債務として退職給付引当金を追加認識する方法によっておりましたが、当連結会計年度より、米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金制度及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理－米国財務会計基準審議会基準書第87号、第88号、第106号及び第132号（改訂版）の改訂」に基づき、退職給付債務と年金資産の公正価値との差額を連結貸借対照表上、資産又は負債として計上し、退職給付費用として未だ認識されていない数理計算上の差異及び過去勤務債務については、税効果相当額控除後の金額により海外連結子会社の年金債務調整額として純資産の部の評価・換算差額等の区分に計上する方法に変更しております。この変更による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>④ デリバティブの処理方法 ヘッジ目的で通貨関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>④ デリバティブの処理方法 ヘッジ目的で通貨関連及び金利関連のデリバティブを利用しており、すべてのデリバティブは公正価額により、資産又は負債として認識し、その公正価額の変動は損益に計上しております。</p> <p>(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左

項目	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
6. のれんの償却に関する事項	のれんの償却については、実質的に償却年数を見積もり、その年数で償却することとしております。なお、償却年数は5年から20年であります。ただし、金額が僅少な場合は発生年度にその全額を償却しております。また、海外の連結子会社で発生したのれんは、償却を行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐れを示す事象が発生した都度、減損の有無を判定しております。	同左
7. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,945,673百万円であります。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>	—————

表示方法の変更

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において、無形固定資産の「連結調整勘定」及び無形固定資産の「その他」に含めておりました「営業権」(前連結会計年度1,295百万円)については、当連結会計年度においては「のれん」と表示しております。</p> <p>(連結損益計算書) 前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「成人識別自販機導入費用」(前連結会計年度158百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度においては独立掲記しております。</p> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「長期預り保証金の増減額」(当連結会計年度△2,479百万円)は、重要性が乏しいことから、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。 2. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローの「連結調整勘定償却額」及び営業活動によるキャッシュ・フローの「減価償却費」に含めておりました「営業権償却額」(前連結会計年度782百万円)は、当連結会計年度においては「のれん償却額」と表示しております。 3. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「定期預金の払出による収入」(当連結会計年度627百万円)は、重要性が乏しいことから、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(連結貸借対照表) 前連結会計年度において連結貸借対照表に区分掲記しておりました「賞与引当金」(当連結会計年度39,626百万円)及び「その他の引当金」(当連結会計年度1,854百万円)については、重要性が乏しいことから当連結会計年度においては、流動負債の「引当金」として表示しております。</p> <hr/> <p>(連結キャッシュ・フロー計算書) 1. 前連結会計年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「長期未払金の増減額」(当連結会計年度△5,778百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。 2. 前連結会計年度において、投資活動によるキャッシュ・フローに区分掲記しておりました「投資有価証券の売却及び償還による収入」(当連結会計年度2,153百万円)は、重要性が減少したため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。</p>

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																		
<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">2,405百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	2,405百万円	<p>※1. 非連結子会社及び関連会社に対する投資は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">投資有価証券</td> <td style="text-align: right;">34,640百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他(出資金)</td> <td style="text-align: right;">616百万円</td> </tr> </table>	投資有価証券	34,640百万円	その他(出資金)	616百万円																												
投資有価証券	2,405百万円																																		
投資有価証券	34,640百万円																																		
その他(出資金)	616百万円																																		
<p>※2. 流動負債「その他の引当金」は、売上割戻引当金等であります。</p>	<p>※2. 流動負債「引当金」は、賞与引当金及び売上割戻引当金等であります。</p>																																		
<p>※3. (1) 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">5,055百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">7,891百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,065百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">14,013百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">3,001百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">3,127百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,129百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	5,055百万円	機械装置及び運搬具	7,891百万円	その他	1,065百万円	計	14,013百万円	長期借入金	3,001百万円	その他	3,127百万円	計	6,129百万円	<p>※3. (1) 同左</p> <p>(2) 一部の連結子会社において担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">建物及び構築物</td> <td style="text-align: right;">7,409百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">機械装置及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">7,384百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">土地</td> <td style="text-align: right;">3,733百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,506百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,033百万円</td> </tr> </table> <p>上記に対応する債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">4,623百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,605百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">一年以内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">2,404百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">1,109百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">10,742百万円</td> </tr> </table>	建物及び構築物	7,409百万円	機械装置及び運搬具	7,384百万円	土地	3,733百万円	その他	1,506百万円	計	20,033百万円	長期借入金	4,623百万円	短期借入金	2,605百万円	一年以内返済予定の長期借入金	2,404百万円	その他	1,109百万円	計	10,742百万円
建物及び構築物	5,055百万円																																		
機械装置及び運搬具	7,891百万円																																		
その他	1,065百万円																																		
計	14,013百万円																																		
長期借入金	3,001百万円																																		
その他	3,127百万円																																		
計	6,129百万円																																		
建物及び構築物	7,409百万円																																		
機械装置及び運搬具	7,384百万円																																		
土地	3,733百万円																																		
その他	1,506百万円																																		
計	20,033百万円																																		
長期借入金	4,623百万円																																		
短期借入金	2,605百万円																																		
一年以内返済予定の長期借入金	2,404百万円																																		
その他	1,109百万円																																		
計	10,742百万円																																		
<p>※4. 流動資産の「その他」には現先取引が含まれており、その相手先から担保として受入れている有価証券の期末時価は51,969百万円であります。</p>																																			
<p>※5. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったために未払いとなった次の額が含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">未払たばこ税</td> <td style="text-align: right;">44,958百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払たばこ特別税</td> <td style="text-align: right;">10,378百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">未払地方たばこ税</td> <td style="text-align: right;">85,301百万円</td> </tr> </table>	未払たばこ税	44,958百万円	未払たばこ特別税	10,378百万円	未払地方たばこ税	85,301百万円																													
未払たばこ税	44,958百万円																																		
未払たばこ特別税	10,378百万円																																		
未払地方たばこ税	85,301百万円																																		
	<p>6. 受取手形割引高 受取手形割引高は1,008百万円であります。</p>																																		

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																					
	<p>7. 偶発債務</p> <p>取引先及び関係会社の金融機関からの借入金等に対し次のとおり保証等を行っております。</p> <table border="0"> <tr> <td>コトブキ商事(株)</td> <td>733百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舟山港明食品有限公司</td> <td>569百万円</td> <td>(37百万元) (332千US\$)</td> </tr> <tr> <td>三豊ケーブルテレビ放送(株)</td> <td>406百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>舟山加藤佳食品有限公司</td> <td>380百万円</td> <td>(24百万元) (349千US\$)</td> </tr> <tr> <td>コック食品(株)</td> <td>240百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他 2社</td> <td>126百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2,455百万円</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。</p>	コトブキ商事(株)	733百万円		舟山港明食品有限公司	569百万円	(37百万元) (332千US\$)	三豊ケーブルテレビ放送(株)	406百万円		舟山加藤佳食品有限公司	380百万円	(24百万元) (349千US\$)	コック食品(株)	240百万円		その他 2社	126百万円		計	2,455百万円	
コトブキ商事(株)	733百万円																					
舟山港明食品有限公司	569百万円	(37百万元) (332千US\$)																				
三豊ケーブルテレビ放送(株)	406百万円																					
舟山加藤佳食品有限公司	380百万円	(24百万元) (349千US\$)																				
コック食品(株)	240百万円																					
その他 2社	126百万円																					
計	2,455百万円																					

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																				
<p>※1. 原材料及び半製品のうち、翌連結会計年度以降の事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分について必要な評価減を実施し、売上原価に計上しております。当連結会計年度の評価減洗替差益は、9,585百万円であります。</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">23,453百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">128,069百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報酬・給料手当</td> <td style="text-align: right;">98,551百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">10,838百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">17,036百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員賞与</td> <td style="text-align: right;">11,487百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">20,659百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">57,424百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">41,239百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却益のうち主なものは、土地45,977百万円であります。</p> <p>※4. 固定資産除却損のうち主なものは、建物6,821百万円であります。</p> <p>※5. 研究開発費は、総額41,239百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに連結子会社が保有する自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	広告宣伝費	23,453百万円	販売促進費	128,069百万円	報酬・給料手当	98,551百万円	退職給付費用	10,838百万円	法定福利費	17,036百万円	従業員賞与	11,487百万円	賞与引当金繰入額	20,659百万円	減価償却費	57,424百万円	研究開発費	41,239百万円	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>※2. 販売費及び一般管理費の主要な費目と金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">広告宣伝費</td> <td style="text-align: right;">22,917百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">販売促進費</td> <td style="text-align: right;">163,689百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">報酬・給料手当</td> <td style="text-align: right;">126,966百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">12,318百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定福利費</td> <td style="text-align: right;">21,958百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">従業員賞与</td> <td style="text-align: right;">11,992百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">32,836百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却費</td> <td style="text-align: right;">80,392百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費</td> <td style="text-align: right;">45,162百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 固定資産売却益のうち主なものは、土地63,197百万円であります。</p> <p>※4. 固定資産除却損のうち主なものは、建物3,353百万円であります。</p> <p>※5. 研究開発費は、総額45,162百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※6. 事業構造強化費用は、事業構造強化施策に伴う費用であり、主なものは海外たばこ事業の統合過程における合理化費用であります。</p> <p>※7. 同左</p> <p>※8. 冷凍食品回収関連費用は、当社グループにて輸入販売しておりました冷凍食品の一部について自主回収を実施した回収費用等であります。</p>	広告宣伝費	22,917百万円	販売促進費	163,689百万円	報酬・給料手当	126,966百万円	退職給付費用	12,318百万円	法定福利費	21,958百万円	従業員賞与	11,992百万円	賞与引当金繰入額	32,836百万円	減価償却費	80,392百万円	研究開発費	45,162百万円
広告宣伝費	23,453百万円																																				
販売促進費	128,069百万円																																				
報酬・給料手当	98,551百万円																																				
退職給付費用	10,838百万円																																				
法定福利費	17,036百万円																																				
従業員賞与	11,487百万円																																				
賞与引当金繰入額	20,659百万円																																				
減価償却費	57,424百万円																																				
研究開発費	41,239百万円																																				
広告宣伝費	22,917百万円																																				
販売促進費	163,689百万円																																				
報酬・給料手当	126,966百万円																																				
退職給付費用	12,318百万円																																				
法定福利費	21,958百万円																																				
従業員賞与	11,992百万円																																				
賞与引当金繰入額	32,836百万円																																				
減価償却費	80,392百万円																																				
研究開発費	45,162百万円																																				

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注)	2,000	8,000	—	10,000
合計	2,000	8,000	—	10,000
自己株式				
普通株式(注)	83	335	—	419
合計	83	335	—	419

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,000千株及び自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月23日 定時株主総会	普通株式	17,244	9,000	平成18年3月31日	平成18年6月26日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	17,244	1,800	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	21,076	利益剰余金	2,200	平成19年3月31日	平成19年6月25日

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（千株）	当連結会計年度 増加株式数 （千株）	当連結会計年度 減少株式数 （千株）	当連結会計年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	10,000	—	—	10,000
合計	10,000	—	—	10,000
自己株式				
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			前連結 会計 年度末	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションと しての新株予約権	—	—	—	—	—	185
合計		—	—	—	—	—	185

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	21,076	2,200	平成19年3月31日	平成19年6月25日
平成19年10月31日 取締役会	普通株式	21,076	2,200	平成19年9月30日	平成19年11月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	24,908	利益剰余金	2,600	平成20年3月31日	平成20年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成19年3月31日現在)	1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年3月31日現在)
百万円	百万円
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
555,653	213,885
預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	預金のうち、預入期間が3ヶ月を超える定期預金等
△2,216	△1,391
容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資	容易に換金可能で価値変動リスクが僅少な運用期間が3ヶ月以内の短期投資(有価証券)
(有価証券) 574,115	2,514
(その他流動資産) 51,969	現金及び現金同等物 215,008
現金及び現金同等物 1,179,522	2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳
	株式の取得により新たにGallaher及び株式会社加ト吉を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。
	百万円
	流動資産 499,850
	固定資産 835,045
	のれん 1,833,074
	流動負債 △490,524
	固定負債 △774,010
	少数株主持分 △11,530
	前連結会計年度以前に取得した株式の取得価額 △166,312
	為替の変動による差額 △47,825
	当連結会計年度に取得した株式の取得価額 1,677,767
	現金及び現金同等物 69,679
	差引: 当連結会計年度における取得のための支出 1,608,088

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
[借手側]				[借手側]				
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)
機械装置及び運搬具	5,149	2,193	2,955	機械装置及び運搬具	7,212	3,402	—	3,809
器具及び備品	18,495	8,935	9,560	器具及び備品	20,903	10,338	9	10,555
その他	2,454	476	1,978	その他	3,231	1,291	4	1,935
合計	26,099	11,605	14,494	合計	31,347	15,032	14	16,300
(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高相当額の割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。				(注) 取得価額相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高相当額の割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。				
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定の期末残高				
1年内			4,462百万円	1年内				5,234百万円
1年超			10,032百万円	1年超				11,079百万円
合計			14,494百万円	合計				16,314百万円
(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。				リース資産減損勘定の残高 8百万円				
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に基づき、支払利子込み法によっております。				
				(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額及び減価償却費相当額				
支払リース料			4,836百万円	支払リース料				5,230百万円
減価償却費相当額			4,836百万円	リース資産減損勘定の取崩額				1百万円
(4) 減価償却費相当額の算定方法				減価償却費相当額 5,230百万円				
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左				
2. オペレーティング・リース取引				2. オペレーティング・リース取引				
未経過リース料				未経過リース料				
1年内			4,510百万円	1年内				7,723百万円
1年超			9,919百万円	1年超				25,290百万円
合計			14,430百万円	合計				33,014百万円

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																																																				
<p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p> <p>[貸手側]</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: center;">73</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">1,335</td> <td style="text-align: center;">520</td> <td style="text-align: center;">815</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,436</td> <td style="text-align: center;">594</td> <td style="text-align: center;">841</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">290百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">633百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">924百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、営業債権の期末残高等に占めるその割合が低い ため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に 基づき、受取利子込み法によっております。</p> <p>3. 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">253百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">240百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置及び 運搬具	100	73	26	器具及び備品	1,335	520	815	合計	1,436	594	841	1年内	290百万円	1年超	633百万円	合計	924百万円	受取リース料	253百万円	減価償却費	240百万円	<p>[貸手側]</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 (百万円)</th> <th>減価償却累 計額 (百万円)</th> <th>期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び 運搬具</td> <td style="text-align: center;">128</td> <td style="text-align: center;">104</td> <td style="text-align: center;">24</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">1,679</td> <td style="text-align: center;">678</td> <td style="text-align: center;">1,001</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">1,808</td> <td style="text-align: center;">782</td> <td style="text-align: center;">1,025</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">367百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">768百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,136百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、営業債権の期末残高等に占めるその割合が低い ため、連結財務諸表規則第15条の3の規定に 基づき、受取利子込み法によっております。</p> <p>3. 受取リース料及び減価償却費</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取リース料</td> <td style="text-align: right;">362百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">347百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高 (百万円)	機械装置及び 運搬具	128	104	24	器具及び備品	1,679	678	1,001	合計	1,808	782	1,025	1年内	367百万円	1年超	768百万円	合計	1,136百万円	受取リース料	362百万円	減価償却費	347百万円
	取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																		
機械装置及び 運搬具	100	73	26																																																		
器具及び備品	1,335	520	815																																																		
合計	1,436	594	841																																																		
1年内	290百万円																																																				
1年超	633百万円																																																				
合計	924百万円																																																				
受取リース料	253百万円																																																				
減価償却費	240百万円																																																				
	取得価額 (百万円)	減価償却累 計額 (百万円)	期末残高 (百万円)																																																		
機械装置及び 運搬具	128	104	24																																																		
器具及び備品	1,679	678	1,001																																																		
合計	1,808	782	1,025																																																		
1年内	367百万円																																																				
1年超	768百万円																																																				
合計	1,136百万円																																																				
受取リース料	362百万円																																																				
減価償却費	347百万円																																																				

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成19年3月31日）			当連結会計年度（平成20年3月31日）		
		連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	599	599	0	599	600	1
	小計	599	599	0	599	600	1
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	598	594	△4	300	299	△0
	(2) その他	502	500	△1	1,268	1,268	△0
	小計	1,101	1,095	△6	1,568	1,567	△0
合計		1,701	1,695	△5	2,168	2,168	0

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	前連結会計年度（平成19年3月31日）			当連結会計年度（平成20年3月31日）		
		取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）	取得原価 （百万円）	連結貸借対照表計上額 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	28,060	79,396	51,336	19,322	55,560	36,237
	(2) 債券	2,084	2,164	79	2,067	2,158	91
	(3) その他	4,179	10,340	6,160	4,587	7,041	2,453
	小計	34,324	91,901	57,577	25,978	64,761	38,782
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	164,081	163,043	△1,037	17,405	13,731	△3,674
	(2) 債券	—	—	—	1,469	1,469	△0
	(3) その他	12	12	0	9,914	9,871	△43
	小計	164,093	163,055	△1,037	28,790	25,072	△3,717
合計		198,417	254,957	56,539	54,768	89,833	35,064

3. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度 （自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）				当連結会計年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）			
種類	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）	種類	売却原価 （百万円）	売却額 （百万円）	売却損益 （百万円）
—	—	—	—	その他	300	293	△6
売却の理由				売却の理由 金融商品会計に関する実務指針83①に掲げる債券の発行者の信用状態の著しい悪化によるためであります。			

4. 前連結会計年度及び当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
9,228	2,125	3	1,902	566	43

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
その他有価証券		
(1) 非上場株式 (百万円)	4,272	5,681
(2) 非上場債券 (百万円)	88,280	3,522
(3) 譲渡性預金 (百万円)	484,928	—
(4) その他 (百万円)	4,136	1,280

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)				当連結会計年度 (平成20年3月31日)			
	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)	1年以内 (百万円)	1年超5年 以内 (百万円)	5年超10年 以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 債券	83,308	3,143	1	—	4,952	4,364	1	0
コマーシャルペーパー	79,986	—	—	—	2,497	—	—	—
金融債	3,000	—	—	—	—	—	—	—
その他	322	3,143	1	—	2,455	4,364	1	0
(2) 譲渡性預金	484,700	—	—	—	—	—	—	—
(3) その他	—	10,250	—	—	—	17,632	463	—
合計	568,008	13,394	1	—	4,952	21,996	464	0

(注) 減損処理した金額は以下のとおりになっております。

(前連結会計年度) ————— (当連結会計年度) 11,154百万円

当該有価証券の減損にあたっては、下落率が50%以上の場合及び30%以上50%未満については個々の銘柄の下落額が財務諸表に重要な影響を与える場合に、「著しく下落した」と認識しております。

なお、時価が「著しく下落した」と判断された有価証券については、回復可能性の判定を行い、明らかに回復する見込みがあると判断された銘柄以外の有価証券について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ等

(2) 取組方針及び目的

当社及び国内連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を主な目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
金利スワップ	借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、債券運用等における受取利息等及び借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務及び将来発生する外貨建取引または将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えております。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	前連結会計年度末（平成19年3月31日）			
		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	買建	2,972	—	3,113	140
	売建	40,623	—	40,838	△215
	通貨スワップ取引				
	売建	2,615	2,193	△317	△317
合計	—	—	—	△391	

(注) 1. 時価の算定は、先物為替相場によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

当連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

為替予約、通貨スワップ、通貨オプション、金利スワップ、金利キャップ、金利スワップション

(2) 取組方針及び目的

当社及び国内連結子会社におけるデリバティブ取引については、外貨建金銭債務及び将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としており、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行っておりません。

なお、デリバティブ取引を利用してヘッジ会計を行っております。

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合には振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段	ヘッジ対象
為替予約	外貨建予定取引
通貨オプション	外貨建予定取引
通貨スワップ	外貨建予定取引

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程である「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールに基づき、主として将来発生する外貨建取引に係る為替リスクの回避あるいは軽減、借入金等における利払等に対する金利リスクの回避を目的としてデリバティブ取引を利用しております。

④ヘッジ有効性の評価方法

原則として、ヘッジ手段の変動額の累計額とヘッジ対象の変動額の累計額を比較して有効性を判定しております。

ただし、振当処理によっている為替予約は、有効性の評価を省略しております。

(3) リスクの内容

主なリスクとしては、市場リスクとして、「金利・為替の市場価格等の変動により、当該取引の時価が減少するリスク」、また、信用リスクとして、「その時点において、契約の相手方が債務不履行となった場合に損失を被るリスク」が存在いたします。

当社及び連結子会社におけるデリバティブ取引は、主に市場リスクを低減させるため、外貨建債権・債務及び将来発生する外貨建取引または将来の収益・費用を確定させる目的で取り組んでおります。また、取引においては高い格付を有する金融機関との取引をベースとしているため、重大な信用リスクはないと考えております。

(4) リスク管理体制

当社及び主要な連結子会社では「金融リスク管理規程」あるいはそれに準ずるルールを定めており、当該規程等に準拠して取引の開始に当たっては、利用目的・利用範囲及び取引相手方の選定について担当役員等の決裁を受けております。また、毎月金融機関から送付される残高通知書により担当部長が取引内容及び運用状況を確認しております。

2. 取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	当連結会計年度末（平成20年3月31日）			
		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	312,993	8,066	323,739	10,746
	売建	607,955	—	610,758	△2,803
	通貨スワップ取引				
	買建	7,784	7,784	△306	△306
	売建	2,193	927	△151	△151
	通貨オプション				
買建	1,934	—	0	0	
合計		—	—	—	7,487

(注) 1. 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているものについては、記載を省略しております。

金利関連

区分	種類	当連結会計年度末（平成20年3月31日）			
		契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引				
	受取固定・支払変動	139,189	62,782	△1,218	2,211
	金利キャップ取引				
買建	279,667	279,667	718	718	
合計		—	—	—	2,929

(注) 時価の算定は、金融機関から提示された価格によっております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度、確定給付企業年金制度等、及び確定拠出年金制度を採用しております。また、海外連結子会社においても確定給付型の制度を採用しており、一部の海外連結子会社については、退職後医療給付制度も採用しております。

なお、従業員の退職等に際して、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

また、当社は平成18年4月1日に退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
① 退職給付債務 (百万円)	△322,121	△567,044
② 年金資産 (百万円)	203,483	449,588
③ 未積立退職給付債務 (①+②) (百万円)	△118,637	△117,455
④ 未認識数理計算上の差異 (百万円)	△17,535	12,033
⑤ 未認識過去勤務債務 (百万円)	27,349	8,093
⑥ 連結貸借対照表計上額純額 (③+④+⑤) (百万円)	△108,823	△97,328
⑦ 海外連結子会社の年金債務調整額 (注) 2 (百万円)	△18,721	△12,211
⑧ 前払年金費用 (百万円)	18,897	49,387
⑨ その他流動負債 (注) 3 (百万円)	△1,994	△3,341
⑩ 退職給付引当金 (⑥+⑦-⑧-⑨) (注) 4 (百万円)	△144,446	△155,586

(注) 1. 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

2. 会計処理基準に関する事項「(7)海外連結子会社の会計処理基準」に記載のとおり、米国会計基準を適用している海外連結子会社において計上された未積立債務であります。連結株主資本等変動計算書においては、評価・換算差額等の「海外連結子会社の年金債務調整額」として記載しております。

3. 米国会計基準を適用している海外連結子会社において退職給付に係る債務の内、翌期の支払予測額が該当する退職給付制度に対応する年金資産を超過する部分について、その他流動負債に計上しております。

4. 会計処理基準に関する事項「(3)重要な引当金の計上基準」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る引当額を上記⑩とは別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しており、その金額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 137,930百万円 (当連結会計年度) 127,800百万円

5. 当社の国内連結子会社の一部は複数事業主制度に加入しており、要拠出額は退職給付費用として処理しております。なお、当該複数事業主制度のうち、東京薬業厚生年金基金(総合型)に関する事項については、次のとおりです。

(イ) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成19年3月31日現在)

年金資産の額	461,860 百万円
年金財政計算上の給付債務の額	469,729 百万円
差引額	△7,869 百万円

(ロ) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合 (平成20年3月31日現在)

1.2 %

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
① 勤務費用(注)1(百万円)	9,684	13,114
② 利息費用(百万円)	9,684	20,149
③ 期待運用収益(百万円)	△6,829	△19,782
④ 数理計算上の差異の費用処理額(注)2 (百万円)	315	△430
⑤ 過去勤務債務の費用処理額(注)2 (百万円)	1,502	1,530
⑥ 退職給付費用(①+②+③+④+⑤) (百万円)	14,356	14,582

(注) 1. 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「① 勤務費用」に計上しております。

2. 割増退職金は以下のとおりであり、特別損失として計上しております。なお、早期退職に伴い一時に費用処理した数理計算上の差異及び過去勤務債務の費用処理額を含めております。

(前連結会計年度) 790百万円 (当連結会計年度) 3,406百万円

3. 上記の他に確定拠出年金に係る要拠出額等を計上しており、計上額は以下のとおりであります。

(前連結会計年度) 3,002百万円 (当連結会計年度) 4,207百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
① 退職給付見込額の期間配分方法	主として期間定額基準によって おります。	同左
② 割引率	主として2.5%であります。	同左
③ 期待運用収益率	主として2.5%であります。	同左
④ 過去勤務債務の額の処理年数	主として10年であります。(発 生時の従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定額 法により、費用処理してしま す。)	同左
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	主として10年であります。(各 連結会計年度の発生時における 従業員の平均残存勤務期間以内 の一定の年数による定額法によ り按分した額をそれぞれ発生 の翌連結会計年度から費用処理 することとしております。)	主として10年であります。(主 に各連結会計年度の発生時にお ける従業員の平均残存勤務期 間以内の一定の年数による定額 法により按分した額をそれぞれ 発生 の翌連結会計年度から費用 処理することとしております。)

(追加情報)

当連結会計年度より、「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その2)」(企業会計基準第14号 平成19年5月15日)を適用しております。

(共済年金給付関係)

会計処理基準に関する事項「(3) 重要な引当金の計上基準」に記載の共済年金給付負担に係る負債額の算定等に関する内容は以下のとおりであります。

1. 共済年金給付負担に係る債務額に関する事項

	前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)
① 共済年金給付負担に係る債務額(注)1 (百万円)	△139,569	△127,870
② 未認識数理計算上の差異(注)2(百万円)	1,638	69
③ 共済年金給付負担に係る引当金(①+②) (注)3(百万円)	△137,930	△127,800

(注)1. 当社の公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前の給付対象期間に係る共済年金給付の将来負担見込額の割引現在額であります。

2. 共済年金給付負担に係る債務額の数理計算に用いた見積数値と実績との差異等であります。

3. 連結貸借対照表上、退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 共済年金給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
① 利息費用(百万円)	2,288	2,093
② 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	425	239
③ 共済年金給付費用(①+②)(百万円)	2,713	2,333

3. 共済年金給付負担に係る債務額の計算基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
① 割引率	1.5%であります。	同左
② 数理計算上の差異の処理年数	10年であります。(定額法により按分した額を各発生連結会計年度の翌連結会計年度から費用処理することとしております。)	同左

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
 販売費及び一般管理費 185百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役員(取締役である者を除く) 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注) 1	普通株式 426株
付与日	平成20年1月8日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	平成19年6月22日 平成20年6月24日
権利行使期間(注) 2	平成20年1月9日 平成50年1月8日

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

2 スtock・オプションの権利行使に関する条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り新株予約権を行使できるものとする。

なお、新株予約権者との間における、新株予約権の割当契約において、当該新株予約権が行使可能となる日を、当該地位を喪失した日から起算して1年を経過した日の翌日と定めている(ただし、取締役会がやむを得ない事由があると認めた場合に限り、当該地位を喪失した日から1年以内においても新株予約権を行使することができることとしている。)

- ② 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成20年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	426
失効	—
権利確定	320
未確定残	106
権利確定後(株)	

前連結会計年度末	—
権利確定	320
権利行使	—
失効	—
未行使残	320

② 単価情報

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権
権利行使価格（円）	1
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な 評価単価（円）	581,269

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- ② 主な基礎数値及び見積方法

	日本たばこ産業株式会社 2007年度新株予約権
株価変動性（注） 1	32.22%
予想残存期間（注） 2	15年
予想配当（注） 3	4,400円/株
無リスク利率（注） 4	1.83%

（注） 1 上場日以後の期間（平成6年10月27日から平成20年1月8日）の株価実績に基づき算出しております。

- 2 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積っております。
- 3 平成19年3月期期末配当実績及び平成20年3月期中間配当実績によっております。
- 4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年3月31日)																																																																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">37,677百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">55,655百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">16,853百万円</td> </tr> <tr> <td>退職応諾者未払金</td> <td style="text-align: right;">10,793百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">59,976百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">180,956百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△20,370百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">160,585百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△31,927百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△34,254百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△23,169百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△23,287百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△112,639百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right;">47,946百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">18,171百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">75,456百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">2,246百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">43,435百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td>海外連結会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△6.99%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">3.06%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△0.42%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">36.00%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	37,677百万円	共済年金給付負担金	55,655百万円	繰越欠損金	16,853百万円	退職応諾者未払金	10,793百万円	その他	59,976百万円	繰延税金資産小計	180,956百万円	評価性引当額	△20,370百万円	繰延税金資産合計	160,585百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△31,927百万円	買収会計に関わる評価アップ	△34,254百万円	有価証券評価差額金	△23,169百万円	その他	△23,287百万円	繰延税金負債合計	△112,639百万円	繰延税金資産の純額	47,946百万円	流動資産－繰延税金資産	18,171百万円	固定資産－繰延税金資産	75,456百万円	流動負債－繰延税金負債	2,246百万円	固定負債－繰延税金負債	43,435百万円	国内の法定実効税率 (調整)	40.35%	海外連結会社の税率差異	△6.99%	損金不算入額	3.06%	その他	△0.42%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.00%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金資産</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">57,341百万円</td> </tr> <tr> <td>共済年金給付負担金</td> <td style="text-align: right;">51,567百万円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">37,313百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">96,187百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">242,410百万円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">△44,963百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right;">197,446百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">繰延税金負債</td> </tr> <tr> <td>圧縮記帳積立金</td> <td style="text-align: right;">△31,772百万円</td> </tr> <tr> <td>買収会計に関わる評価アップ</td> <td style="text-align: right;">△122,961百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">△13,220百万円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">△26,286百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">△41,431百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right;">△235,672百万円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">38,225百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>流動資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">32,008百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産－繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">110,708百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">6,547百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債－繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">174,395百万円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>国内の法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.35%</td> </tr> <tr> <td>海外連結会社の税率差異</td> <td style="text-align: right;">△9.67%</td> </tr> <tr> <td>海外源泉徴収税</td> <td style="text-align: right;">1.22%</td> </tr> <tr> <td>損金不算入額</td> <td style="text-align: right;">2.34%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.21%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right;">34.45%</td> </tr> </table>	繰延税金資産		退職給付引当金	57,341百万円	共済年金給付負担金	51,567百万円	繰越欠損金	37,313百万円	その他	96,187百万円	繰延税金資産小計	242,410百万円	評価性引当額	△44,963百万円	繰延税金資産合計	197,446百万円	繰延税金負債		圧縮記帳積立金	△31,772百万円	買収会計に関わる評価アップ	△122,961百万円	有価証券評価差額金	△13,220百万円	前払年金費用	△26,286百万円	その他	△41,431百万円	繰延税金負債合計	△235,672百万円	繰延税金負債の純額	38,225百万円	流動資産－繰延税金資産	32,008百万円	固定資産－繰延税金資産	110,708百万円	流動負債－繰延税金負債	6,547百万円	固定負債－繰延税金負債	174,395百万円	国内の法定実効税率 (調整)	40.35%	海外連結会社の税率差異	△9.67%	海外源泉徴収税	1.22%	損金不算入額	2.34%	その他	0.21%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.45%
繰延税金資産																																																																																																							
退職給付引当金	37,677百万円																																																																																																						
共済年金給付負担金	55,655百万円																																																																																																						
繰越欠損金	16,853百万円																																																																																																						
退職応諾者未払金	10,793百万円																																																																																																						
その他	59,976百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	180,956百万円																																																																																																						
評価性引当額	△20,370百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計	160,585百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
圧縮記帳積立金	△31,927百万円																																																																																																						
買収会計に関わる評価アップ	△34,254百万円																																																																																																						
有価証券評価差額金	△23,169百万円																																																																																																						
その他	△23,287百万円																																																																																																						
繰延税金負債合計	△112,639百万円																																																																																																						
繰延税金資産の純額	47,946百万円																																																																																																						
流動資産－繰延税金資産	18,171百万円																																																																																																						
固定資産－繰延税金資産	75,456百万円																																																																																																						
流動負債－繰延税金負債	2,246百万円																																																																																																						
固定負債－繰延税金負債	43,435百万円																																																																																																						
国内の法定実効税率 (調整)	40.35%																																																																																																						
海外連結会社の税率差異	△6.99%																																																																																																						
損金不算入額	3.06%																																																																																																						
その他	△0.42%																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.00%																																																																																																						
繰延税金資産																																																																																																							
退職給付引当金	57,341百万円																																																																																																						
共済年金給付負担金	51,567百万円																																																																																																						
繰越欠損金	37,313百万円																																																																																																						
その他	96,187百万円																																																																																																						
繰延税金資産小計	242,410百万円																																																																																																						
評価性引当額	△44,963百万円																																																																																																						
繰延税金資産合計	197,446百万円																																																																																																						
繰延税金負債																																																																																																							
圧縮記帳積立金	△31,772百万円																																																																																																						
買収会計に関わる評価アップ	△122,961百万円																																																																																																						
有価証券評価差額金	△13,220百万円																																																																																																						
前払年金費用	△26,286百万円																																																																																																						
その他	△41,431百万円																																																																																																						
繰延税金負債合計	△235,672百万円																																																																																																						
繰延税金負債の純額	38,225百万円																																																																																																						
流動資産－繰延税金資産	32,008百万円																																																																																																						
固定資産－繰延税金資産	110,708百万円																																																																																																						
流動負債－繰延税金負債	6,547百万円																																																																																																						
固定負債－繰延税金負債	174,395百万円																																																																																																						
国内の法定実効税率 (調整)	40.35%																																																																																																						
海外連結会社の税率差異	△9.67%																																																																																																						
海外源泉徴収税	1.22%																																																																																																						
損金不算入額	2.34%																																																																																																						
その他	0.21%																																																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.45%																																																																																																						

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,416,273	999,658	45,452	286,554	21,448	4,769,387	—	4,769,387
(2) セグメント間内部売上高又は振替高	45,005	26,354	—	109	25,876	97,346	(97,346)	—
計	3,461,278	1,026,013	45,452	286,663	47,325	4,866,733	(97,346)	4,769,387
営業費用	3,215,891	944,928	56,659	279,958	37,993	4,535,430	(98,034)	4,437,396
営業利益又は営業損失(△)	245,387	81,085	△11,206	6,704	9,331	331,302	688	331,991
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	1,180,395	1,275,044	106,164	158,817	249,603	2,970,026	394,636	3,364,663
減価償却費	79,964	31,583	3,009	3,893	12,254	130,705	(600)	130,105
減損損失	709	112	—	44	—	865	1,846	2,712
資本的支出	55,242	32,017	3,045	4,866	8,054	103,226	(1,079)	102,147

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品(商品又は役務を含む)

- ① 国内たばこ……………製造たばこ(国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。)
- ② 海外たばこ……………製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金(現預金及び有価証券)、長期投資資金(投資有価証券の一部)、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

(前連結会計年度) 583,491百万円 (当連結会計年度) 584,863百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別の連結調整勘定償却額及びのれん償却額は以下のとおりであります。

連結調整勘定償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,088	—	—	501	—	1,590

のれん償却額

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
当連結会計年度	1,117	—	—	1,419	—	2,537

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品(輸入たばこ製品)の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,216,248百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成18年1月1日から平成18年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益								
売上高								
(1) 外部売上高	3,362,397	2,639,968	49,063	336,420	21,876	6,409,726	—	6,409,726
(2) セグメント間内部売上高又は振替高	48,980	35,341	—	115	22,331	106,768	(106,768)	—
計	3,411,378	2,675,309	49,063	336,535	44,207	6,516,495	(106,768)	6,409,726
営業費用	3,189,030	2,469,949	58,707	335,868	33,759	6,087,316	(108,143)	5,979,173
営業利益又は営業損失(△)	222,347	205,359	△9,643	666	10,448	429,179	1,374	430,553
II 資産、減価償却費、減損損失及び資本的支出								
資産	847,123	3,804,413	111,422	353,283	90,000	5,206,242	(119,028)	5,087,214
減価償却費	83,290	65,397	3,374	4,891	11,606	168,559	(900)	167,658
減損損失	344	345	—	380	—	1,069	2,755	3,825
資本的支出	57,201	48,430	4,257	6,033	14,792	130,715	(1,160)	129,554

(注) 1. 事業区分は、製品の種類、性質、販売市場等から総合的に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品（商品又は役務を含む）

- ① 国内たばこ……………製造たばこ（国内免税市場及び当社の中国事業部が管轄する中国、香港、マカオ市場におけるたばこ事業を含んでおります。）
- ② 海外たばこ……………製造たばこ
- ③ 医薬……………医薬品
- ④ 食品……………清涼飲料水、加工食品
- ⑤ その他……………不動産賃貸、リース、エンジニアリング他

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社資産の金額は、以下のとおりであります。その主なものは、当社での余資運用資金（現預金及び有価証券）、長期投資資金（投資有価証券の一部）、基礎的研究に係る資産、事業の用に供していない土地等であります。

（前連結会計年度） 584,863百万円 （当連結会計年度） 99,421百万円

4. 前連結会計年度、当連結会計年度において、営業費用に含まれているセグメント別ののれん償却額は以下のとおりであります。

	国内たばこ (百万円)	海外たばこ (百万円)	医薬 (百万円)	食品 (百万円)	その他 (百万円)	連結 (百万円)
前連結会計年度	1,117	—	—	1,419	—	2,537
当連結会計年度	1,088	—	—	2,794	—	3,883

5. 「国内たばこ」には当社の連結子会社であるTSネットワーク(株)を含んでおり、同社は当社たばこ製品の配送業務等のほか外国たばこ製品（輸入たばこ製品）の卸売販売等の業務を行っております。なお、同社を通じて販売される輸入たばこ製品の売上高は1,193,178百万円であります。

6. 「海外たばこ」に区分したJT International S.A. を中核とする海外連結子会社グループの年度決算日は12月31日であり、平成19年1月1日から平成19年12月31日までを当連結会計年度に計上しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,718,450	353,830	697,106	4,769,387	—	4,769,387
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	47,350	156,414	23,330	227,095	(227,095)	—
計	3,765,800	510,245	720,436	4,996,482	(227,095)	4,769,387
営業費用	3,517,318	529,055	618,885	4,665,258	(227,862)	4,437,396
営業利益又は営業損失 (△)	248,482	△18,810	101,551	331,223	767	331,991
II 資産	1,487,678	1,023,182	304,630	2,815,491	549,171	3,364,663

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、フランス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	日本 (百万円)	西欧 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	消去又は全 社 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益						
売上高						
(1) 外部売上高	3,711,762	1,678,769	1,019,194	6,409,726	—	6,409,726
(2) セグメント間内部売上高 又は振替高	52,308	181,062	29,211	262,582	(262,582)	—
計	3,764,071	1,859,832	1,048,405	6,672,309	(262,582)	6,409,726
営業費用	3,541,731	1,803,896	897,007	6,242,635	(263,462)	5,979,173
営業利益	222,339	55,936	151,398	429,674	879	430,553
II 資産	1,160,749	3,436,184	420,169	5,017,103	70,110	5,087,214

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

3. 「資産」欄の「消去又は全社」の項目に含めた全社金額及び内容は「事業の種類別セグメント情報」の「注3.」と同一であります。

【海外売上高】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	計
I 海外売上高（百万円）	1,056,762
II 連結売上高（百万円）	4,769,387
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	22.2

（注） 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	西欧	その他	計
I 海外売上高（百万円）	1,634,920	1,070,540	2,705,461
II 連結売上高（百万円）			6,409,726
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	25.5	16.7	42.2

（注） 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

2. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

3. 各区分に属する主な国又は地域

① 西 欧……………スイス、イギリス、ドイツ

② その他……………カナダ、ロシア、マレーシア

4. 海外売上高に、従来、一括表示しておりました「西欧」に係る海外売上高は、連結売上高の10%を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。なお、前連結会計年度に含まれている「西欧」の海外売上高及び連結売上高に占める海外売上高の割合は以下のとおりです。

（前連結会計年度） 326,032百万円 （6.8%）

【関連当事者との取引】

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1株当たり純資産額 204,617円68銭 1株当たり当期純利益金額 22,001円10銭	1株当たり純資産額 216,707円27銭 1株当たり当期純利益金額 24,916円51銭			
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p> <p>当社は平成18年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>前連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 183,956円07銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 21,016円96銭</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。</p>	前連結会計年度	1株当たり純資産額 183,956円07銭	1株当たり当期純利益金額 21,016円96銭	<p>潜在株式調整後</p> <p>1株当たり当期純利益金額 24,916円26銭</p>
前連結会計年度				
1株当たり純資産額 183,956円07銭				
1株当たり当期純利益金額 21,016円96銭				

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (百万円)	210,772	238,702
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	210,772	238,702
普通株式の期中平均株式数 (千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	—	0
(うち新株予約権 (千株))	(—)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(追加情報)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社) は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社 (以下RJR社) からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル (約1,146億円) の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。</p> <p>JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に “Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)” の申請を行い、平成19年3月31日 (当連結会計年度末) 現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。</p> <p>なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V. は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター (監督人) へ差し入れております。</p> <p>JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社 (現レイノルズアメリカン社他) に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。</p>	<p>1. 連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. (以下JTI-Mac社) は、ケベック州税庁より、当社によるRJRナビスコ社 (以下RJR社) からの米国以外のたばこ事業買収以前である平成2年から平成10年にかけて、たばこ密輸に関与したとして、平成16年8月11日、約13.6億カナダドル (約1,146億円) の即時支払いを求めた課税通知の送付を受けました。</p> <p>JTI-Mac社が即時に、課税額を支払わなかった場合には、事業資産の差し押え等により、通常の事業運営を継続することが困難となる恐れがあったことから同年8月24日、オンタリオ州上級裁判所に “Companies’ Creditors Arrangement Act (CCAA: 企業債権者調整法)” の申請を行い、平成20年3月31日 (当連結会計年度末) 現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続しております。</p> <p>なお、JTI-Mac社の当社グループ会社への債務の一部を履行するために、平成18年4月、当社の連結子会社であるオランダ法人JT International Holding B.V. は、同支払額相当の金融機関発行の信用状を、裁判所が指名したモニター (監督人) へ差し入れております。</p> <p>JTI-Mac社が本件に関し何らかの損害及び費用を負担した場合には、平成11年における当社とRJR社との買収時の契約に基づき、当社は本件に関わる損害及び費用を、売り手側であるRJR社 (現レイノルズアメリカン社他) に求償できる権利があると考えており、それを実行してまいります。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>2. 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing and Sales (以下JTI M&S社) は、平成16年7月モスクワ税務署より、平成12年1月から12月の期間に係る未納分の税金 (VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル (約88億円) の追加支払いを命じる課税通知を受けました。</p> <p>JTI M&S社は事実誤認があるとして、仲裁裁判所へ当該課税通知の無効を訴えておりましたが、平成17年9月、管区仲裁裁判所 (破毀審) において上訴棄却の判決を受けました。JTI M&S社はこれに対して、同年11月、最高仲裁裁判所 (監督審) へ上告しておりましたが、平成18年4月、同裁判所は、これまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所 (第一審) に差し戻す判決を下しました。</p>	<p>2. 連結子会社であるロシア法人ZAO JTI Marketing and Sales (以下JTI M&S社) は、平成16年7月、モスクワ税務署より、平成12年1月から同年12月の期間に係る未納分の税金 (VAT等)、利息、加算税の合計で約24億ルーブル (約88億円) の追加支払いを命じる課税通知を受けました。</p> <p>JTI M&S社は、当該課税通知が事実誤認に基づくものであるとして仲裁裁判所へ当該課税通知の無効確認を求める訴訟を提起しました。第一審、控訴審、破毀審では同社の請求は認められませんでした。平成18年4月、最高仲裁裁判所 (監督審) は、それまでの下級審の判断を破棄し、本件を仲裁裁判所 (第一審) に差し戻す判決を下しました。平成19年10月、仲裁裁判所 (第一審) は、JTI M&S社の主張を認め、課税通知を無効とする判決を下し、平成20年2月に控訴仲裁裁判所 (控訴審)、同年5月に管区仲裁裁判所 (破毀審) は、ともに税務当局の上訴を棄却し、JTI M&S社勝訴の判決を下しました。なお、本判決に対し、税務署側は最高仲裁裁判所 (監督審) に上告を申し立てる事ができます。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>3. 当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTD を通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd. (以下Gallaher社)) の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社としました。Gallaher社発行済株式の直接取得企業であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDは、米国で一般に認められた会計処理基準を採用しているため、当該企業結合は米国財務会計基準審議会基準書第141号「企業結合」に基づき、パーチェス法により処理しております。</p> <p>なお、当社は、平成19年8月、JTI (UK) MANAGEMENT LTDを組織再編し、連結子会社であるJT International Holding B.V.の子会社としております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>① 被取得企業の名称 Gallaher Group Plc</p> <p>② 被取得企業の事業の内容 製造たばこの製造・販売</p> <p>③ 企業結合を行った主な理由 Gallaher社を子会社とすることにより、規模の拡大によるスケールメリットの享受、市場及び価格帯においてバランスのとれた競争力のあるブランド・ポートフォリオの構築、技術・流通インフラの強化、及び事業統合による事業成長と効率的事業運営を通じたシナジーの実現が可能となるためであります。</p> <p>④ 企業結合日 平成19年4月18日</p> <p>⑤ 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得</p> <p>⑥ 取得した議決権比率 100%</p> <p>(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 被取得企業の決算日は12月31日であり、平成19年4月18日から平成19年12月31日までの業績を計上しております。</p> <p>(3) 被取得企業の取得原価 75億スターリング・ポンドであり、現金による取得であります。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <p>① 発生したのれん 1,721,368百万円</p> <p>② 発生原因 取得原価が、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため発生したものであります。</p> <p>③ のれんの償却方法及び償却期間 発生したのれんは、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」に基づき、償却を行わず年一回及び公正価値が帳簿価額を下回る恐れを示す事象が発生した都度、減損の有無を判定しております。</p> <p>(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p>流動資産： 410,572百万円 <u>固定資産： 2,531,125百万円</u> 資産 計： 2,941,697百万円</p> <p>流動負債： 405,712百万円 <u>固定負債： 749,478百万円</u> 負債 計： 1,155,191百万円</p> <p>取得原価の配分において、のれん以外の無形資産に配分されたもののうち主なものは商標権523,263百万円であり、その償却期間は20年であります。</p> <p>(注) 上記邦貨額は企業結合日の為替レートで換算しております。従って、固定資産に含まれているのれん(1,791,188百万円)は、(4)①に記載の発生したのれん(1,721,368百万円)と一致していません。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>4. 当社は平成20年1月8日、株式公開買付けにより株式会社加ト吉を子会社としました。なお、当社は、平成20年4月18日に同社の議決権のすべてを取得しております。</p> <p>(1) 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>① 被取得企業の名称 株式会社加ト吉</p> <p>② 被取得企業の事業の内容 冷凍食品、冷凍水産品等の製造、販売を主な事業内容とし、これに付帯する物流事業のほかホテル事業、外食事業などのサービス事業を展開</p> <p>③ 企業結合を行った主な理由 当該企業結合により両社の経営資源の相互補完効果及び相乗効果が得られることとなり、事業価値の更なる拡大を実現することができると考えております。</p> <p>④ 企業結合日 平成20年1月8日</p> <p>⑤ 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得</p> <p>⑥ 取得した議決権比率 93.89%</p> <p>(2) 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間 平成20年1月1日から平成20年3月31日まで</p> <p>(3) 被取得企業の取得原価 1,086億円であり、現金による取得であります。</p> <p>(4) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間</p> <p>① 発生したのれん 41,885百万円</p> <p>② 発生原因 取得原価が、被取得企業から取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため発生したものであります。</p> <p>③ のれんの償却方法及び償却期間 償却方法：定額法 償却期間：5年間</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
	<p>(5) 企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <p style="margin-left: 40px;">流動資産： 89,278百万円</p> <p style="margin-left: 40px;">固定資産： 136,994百万円</p> <hr style="width: 100%; margin-left: 40px;"/> <p style="margin-left: 40px;">資産 計： 226,273百万円</p> <p style="margin-left: 40px;">流動負債： 84,812百万円</p> <p style="margin-left: 40px;">固定負債： 24,532百万円</p> <hr style="width: 100%; margin-left: 40px;"/> <p style="margin-left: 40px;">負債 計： 109,344百万円</p>

(重要な後発事象)

<p>前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (以下「Gallaher社」)の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社としました。当該企業結合は、当社を取得企業、Gallaher社を被取得企業とするパーチェス法適用取引に該当するものであります。</p> <p>I. 企業結合の内容</p> <p>1. 被取得企業の名称及び事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式及び取得した議決権比率</p> <p>(1) 被取得企業の名称 Gallaher Group Plc</p> <p>(2) 被取得企業の事業内容 製造たばこの製造・販売</p> <p>(3) 企業結合を行った主な理由 Gallaher社を子会社とすることにより、規模の拡大によるスケールメリットの享受、市場及び価格帯においてバランスのとれた競争力のあるブランド・ポートフォリオの構築、技術・流通インフラの強化、及び事業統合による事業成長と効率的事業運営を通じたシナジーの実現が可能となるためであります。</p> <p>(4) 企業結合日 平成19年4月18日</p> <p>(5) 企業結合の法的形式 現金を対価とする株式取得</p> <p>(6) 取得した議決権比率 100%</p> <p>2. 被取得企業の取得原価 約75億スターリング・ポンド (約1兆7,200億円 外貨資金調達分の換算レート238.51円/スターリング・ポンド)</p> <p>3. 発生したのれん金額、企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額等 取得した資産及び引受けた負債のうち企業結合日時点における識別可能なものの特定と時価の測定が未了であるため、のれん金額並びに企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債等の額については確定していません。</p>	<p>1. 当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、当社が保有する廃止された社宅並びに未利用倉庫等のうち、売却促進並びに売却価値向上の観点から更地による土地売却が有利であると判断した物件については、現存する建物等の取壊し工事を実施することを決議いたしました。これに伴う取壊し撤去費用を含めた関連損失額は、概ね150億円程度見込んでおり、翌連結会計年度に特別損失として計上する見込みであります。</p> <p>2. 当社は、平成20年4月25日、英国公正取引庁 (Office of Fair Trading) から、連結子会社であるGallaher Ltd.に対し、「Statement of Objections」(違反行為告知書)が発出され、当社による買収以前のGallaher Ltd.において、英国におけるたばこ製品の小売価格に関して英国競争法違反の疑いがあるとの指摘を受けました。</p> <p>今回、指摘された事項は、平成15年8月に、英国公正取引庁から旧Gallaher グループに対して、英国たばこ製品市場における小売販売事業者との取引に関する調査開始の通知を受けていたものに関する事案であり、旧Gallaher グループは資料の提供等を行うなど、かかる調査に全面的に協力していたものです。</p> <p>今後、当社及びGallaher Ltd.としては、英国競争法の定めるところにより、違反行為告知書にて指摘された内容等を十分に精査検討した上で、本件に対して適切に対処していく所存です。</p> <p>なお、現時点で、Gallaher Ltd.が英国競争法に違反したとの最終決定がなされているものではありませんが、当社グループは、Gallaher Group Plc (現Gallaher Group Ltd.)の買収に伴い実施したパーチェス法による会計処理において、英国競争法に基づいて制裁金が課されるリスクを評価した上で、一定額を連結貸借対照表の固定負債に計上しております。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月 31日)</p>																								
<p>4. その他</p> <p>平成18年12月末における国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) に基づくGallaher社の要約貸借対照表 金額は以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%; text-align: center;">百万スターリング・ポンド</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">(233.66円/スターリング・ポンド)</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">億円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動資産</td> <td style="text-align: center;">1,525</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3,563</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: center;">2,408</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5,626</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: center;">1,457</td> <td></td> <td style="text-align: center;">3,404</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: center;">2,124</td> <td></td> <td style="text-align: center;">4,962</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td style="text-align: center;">352</td> <td></td> <td style="text-align: center;">823</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、当該資産及び負債の金額は被取得企業の規模を参考として示すためのものであり、企業結合日に受入れた資産及び引受けた負債の額を示すものではありません。</p> <p>II. 資金調達の内容</p> <p>当社及びJTI (UK) MANAGEMENT LTDは、Gallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的として、以下のとおり借入契約を締結し、実行しております。</p> <p>1. 当社による借入契約についての主な内容</p> <p>(1) 借入先 株式会社みずほ銀行</p> <p>(2) 借入金額 4,500億円</p> <p>(3) 返済条件 元金一括返済</p> <p>(4) 約定金利 0.80000%及び0.84000%</p> <p>(5) 借入実行日 平成19年 4月 25日</p> <p>(6) 借入期間 1ヶ月及び3ヶ月</p> <p>株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、1,000億円については、平成19年 5月 25日に返済しており、3,500億円については、金融機関からの借入及び社債発行による中長期性の資金調達手段へのリファイナンスを検討し実行予定としております。</p> <p>なお、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している㈱ジェイティ財務サービス(連結子会社)は、国内グループ会社の運転資金目的のため金融機関と総額1,000億円のコミットメントライン契約を締結し、資金需給への対応(短期借入及び同返済)を行っております。</p>		百万スターリング・ポンド	(233.66円/スターリング・ポンド)	億円	流動資産	1,525		3,563	固定資産	2,408		5,626	流動負債	1,457		3,404	固定負債	2,124		4,962	純資産	352		823	
	百万スターリング・ポンド	(233.66円/スターリング・ポンド)	億円																						
流動資産	1,525		3,563																						
固定資産	2,408		5,626																						
流動負債	1,457		3,404																						
固定負債	2,124		4,962																						
純資産	352		823																						

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>2. JTI (UK) MANAGEMENT LTDによる借入契約についての主な内容</p> <p>(1) 借入先 Merrill Lynch International及びメリルリンチ日本証券株式会社をアレンジャー、株式会社三菱東京UFJ銀行をエージェントとする18銀行によるシンジケート団</p> <p>(2) 借入金額 19億スターリング・ポンド (4,516億円 237.69円/スターリング・ポンド)</p> <p>(3) 返済条件 元金一括返済</p> <p>(4) 約定金利 5.76908%</p> <p>(5) 借入実行日 平成19年4月26日</p> <p>(6) 借入期間 2ヶ月</p> <p>JTI (UK) MANAGEMENT LTDによる上記の借入金19億スターリング・ポンド (4,516億円) のリファイナンス等を目的として、JTI (UK) MANAGEMENT LTDをはじめとする当社グループ会社を借入人とする借入枠設定に係る契約を銀行シンジケート団と締結し、上記借入金は同借入枠からの借入により返済する予定としております。</p>	

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回国内普通社債	平成11年6月25日	150,000	150,000	1.98	あり	平成21年 6月25日
当社	第2回国内普通社債	平成19年7月24日	—	49,996	1.34	あり	平成22年 7月23日
当社	第3回国内普通社債	平成19年7月24日	—	40,000	1.53	あり	平成23年 7月22日
当社	第4回国内普通社債	平成19年7月24日	—	59,994	1.68	あり	平成24年 7月24日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成10年8月6日	—	63,054 (63,054) [375百万Eur]	5.88	なし	平成20年 8月6日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成11年5月21日	—	68,904 [300百万Gbp]	6.63	なし	平成21年 5月21日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成16年6月10日	—	134,265 [800百万Eur]	4.63	なし	平成23年 6月10日
JTI (UK) Finance Plc	英ポンド建普通社債	平成15年2月6日	—	56,580 [250百万Gbp]	5.75	なし	平成25年 2月6日
JTI (UK) Finance Plc	ユーロ建普通社債	平成18年10月2日	—	83,390 [500百万Eur]	4.50	なし	平成26年 4月2日
株式会社 加ト吉	第4回国内普通社債	平成16年3月16日	—	10,000 (10,000)	0.99	なし	平成21年 3月16日
株式会社 村さ来本社	第2回国内普通社債	平成19年2月22日	—	500	0.77	なし	平成22年 2月22日
合計		—	150,000	716,686 (73,054)	—	—	—

(注) 1. 連結決算日後5年内における償還予定額は、以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
72,550	218,818	50,000	173,440	60,000

2. 当期末残高の () 内は内書きで、1年以内償還予定の金額であります。

3. 当期末残高の [] 内は内書きで、外貨建社債の金額であります。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	53,706	269,034	4.8	—
1年以内に返済予定の長期借入金	10,549	6,668	3.2	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く)	5,012	396,907	4.6	平成21年～平成27年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く)	—	—	—	—
その他の有利子負債	—	—	—	—
合計	69,268	672,609	—	—

(注) 1. 平均利率を算出する際の利率及び残高は、期末日の数値を使用しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	149,645	203,253	21,102	1,381

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

①【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
I. 流動資産					
1. 現金及び預金		14,154		4,759	
2. 受取手形		751		—	
3. 売掛金	※2	58,464		50,447	
4. 有価証券		273,700		—	
5. 商品		2,827		2,251	
6. 製品		19,923		19,539	
7. 半製品		131,671		120,091	
8. 原材料		33,705		29,860	
9. 仕掛品		4,337		4,091	
10. 貯蔵品		8,106		8,726	
11. 前渡金	※2	291		44	
12. 前払費用	※2	1,865		4,173	
13. 繰延税金資産		10,848		18,036	
14. キャッシュ・マネー メント・システム預託 金	※3	406,205		—	
15. デリバティブ資産		28,189		—	
16. その他	※2	11,696		13,552	
貸倒引当金		△14		△15	
流動資産合計		1,006,727	39.3	275,559	9.5
II. 固定資産					
1. 有形固定資産					
(1) 建物		466,531		452,370	
減価償却累計額		△304,902	161,629	△304,663	147,707
(2) 構築物		26,371		24,275	
減価償却累計額		△21,201	5,170	△19,819	4,455

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)		
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
(3) 機械及び装置		327,474		334,071		
減価償却累計額		△263,847	63,627	△272,233	61,837	
(4) 車両及び運搬具		925		924		
減価償却累計額		△819	106	△840	84	
(5) 器具及び備品		56,789		58,482		
減価償却累計額		△46,297	10,492	△48,159	10,322	
(6) 土地			111,051		105,784	
(7) 建設仮勘定			6,623		6,439	
有形固定資産合計			358,700	14.0	336,631	11.6
2. 無形固定資産						
(1) のれん			15,470		10,313	
(2) 特許権			1,279		561	
(3) 借地権			126		126	
(4) 商標権			63,378		34,207	
(5) 意匠権			2		20	
(6) ソフトウェア			9,953		11,886	
(7) その他			209		182	
無形固定資産合計			90,419	3.5	57,299	2.0
3. 投資その他の資産						
(1) 投資有価証券			88,150		64,466	
(2) 関係会社株式			928,104		2,082,509	
(3) 関係会社出資金			2,674		2,877	
(4) 関係会社長期貸付金			19,875		20,640	
(5) 長期前払費用			5,439		5,309	
(6) 繰延税金資産			47,838		45,800	
(7) その他			20,668		22,718	
貸倒引当金			△6,734		△11,302	
投資その他の資産合計			1,106,017	43.2	2,233,018	76.9
固定資産合計			1,555,138	60.7	2,626,949	90.5
資産合計			2,561,865	100.0	2,902,509	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
I. 流動負債					
1. 買掛金	※2	15,943		15,060	
2. キャッシュ・マネージ メント・システム短期 借入金	※5	—		235,118	
3. 一年以内返済予定の長 期借入金		10,002		202	
4. 未払金	※2	77,482		52,245	
5. 未払費用	※2	2,688		3,142	
6. 未払たばこ税	※4	95,260		47,207	
7. 未払たばこ特別税	※4	21,991		10,898	
8. 未払地方たばこ税	※4	117,582		57,773	
9. 未払法人税等		41,440		44,031	
10. 未払消費税等		29,138		11,469	
11. 前受金	※2	182		144	
12. 預り金		958		641	
13. 前受収益	※2	222		199	
14. 賞与引当金		12,594		13,056	
15. その他	※2	4,342		2,272	
流動負債合計		429,831	16.8	493,466	17.0
II. 固定負債					
1. 社債	※1	150,000		299,991	
2. 長期借入金		962		80,760	
3. 退職給付引当金		209,569		200,120	
4. 役員退職慰労引当金		325		—	
5. 預り敷金及び保証金	※2	9,050		7,969	
6. 長期未払金		9,058		3,474	
固定負債合計		378,966	14.8	592,316	20.4
負債合計		808,798	31.6	1,085,782	37.4

区分	注記 番号	前事業年度 (平成19年3月31日)		当事業年度 (平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)					
I. 株主資本					
1. 資本金			100,000 3.9	100,000 3.5	
2. 資本剰余金					
(1) 資本準備金		736,400		736,400	
資本剰余金合計		736,400	28.7	736,400	25.4
3. 利益剰余金					
(1) 利益準備金		18,776		18,776	
(2) その他利益剰余金					
特別償却準備金		7		—	
圧縮記帳積立金		46,204		46,180	
圧縮記帳特別勘定		3,181		3,833	
別途積立金		743,300		836,300	
繰越利益剰余金		135,266		130,639	
利益剰余金合計		946,737	37.0	1,035,729	35.7
4. 自己株式		△74,578	△2.9	△74,578	△2.6
株主資本合計		1,708,558	66.7	1,797,551	62.0
II. 評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		29,928	1.2	18,578	0.6
2. 繰延ヘッジ損益		14,580	0.5	411	0.0
評価・換算差額等合計		44,508	1.7	18,990	0.6
III. 新株予約権		—	—	185	0.0
純資産合計		1,753,067	68.4	1,816,727	62.6
負債純資産合計		2,561,865	100.0	2,902,509	100.0

②【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)		
I. 売上高			2,330,453	100.0	2,302,704	100.0	
II. 売上原価	※1						
1. 製品・商品期首たな卸高		24,234		22,751			
2. 当期製品製造原価		309,995		316,673			
3. 当期商品仕入高		32,257		31,246			
4. 国たばこ税		591,346		588,953			
5. 国たばこ特別税		141,781		135,963			
6. 地方たばこ税		733,127		724,915			
7. 他勘定振替高	※2	1,315		743			
8. 製品・商品期末たな卸高		22,751		21,791			
9. 不動産事業原価		5,558	1,814,235	77.8	4,686	1,802,655	78.3
売上総利益			516,217	22.2	500,048	21.7	
III. 販売費及び一般管理費							
1. 広告宣伝費		12,972		12,222			
2. 販売促進費		61,031		66,354			
3. 特許権等使用料		827		1,263			
4. 運賃・保管費		21,835		22,173			
5. 報酬・給料手当		30,198		30,914			
6. 退職給付費用		4,510		4,333			
7. 法定福利費		5,659		5,486			
8. 従業員賞与		7,279		7,294			
9. 賞与引当金繰入額		7,430		7,678			
10. 委託手数料		28,836		29,367			
11. 減価償却費		46,958		44,377			
12. 研究開発費	※6	38,505		40,442			
13. その他		38,783	304,829	13.1	39,531	311,439	13.5
営業利益			211,388	9.1	188,608	8.2	

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
IV. 営業外収益					
1. 受取利息	※5	2,380		1,042	
2. 有価証券利息		4		0	
3. 受取配当金	※5	6,405		7,733	
4. 関係会社賃貸収入		1,190		1,077	
5. 買収関連費用精算益	※5	—		1,735	
6. その他	※5	4,077	14,058	3,777	15,367
			0.6		0.7
V. 営業外費用					
1. 支払利息		605		2,866	
2. 社債利息		2,410		3,984	
3. 為替差損		19,976		7,340	
4. たばこ災害援助金		3,504		2,004	
5. 共済年金給付費用		2,713		2,333	
6. 貸倒引当金繰入額		425		4,606	
7. その他		6,081	35,717	3,081	26,217
			1.6		1.2
経常利益			189,730		177,757
			8.1		7.7
VI. 特別利益					
1. 土地売却益		42,478		63,092	
2. その他固定資産売却益		960		2,969	
3. その他		2,130	45,568	1,998	68,059
			2.0		3.0

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	
		金額 (百万円)	百分比 (%)	金額 (百万円)	百分比 (%)
VII. 特別損失					
1. 固定資産売却損	※3	1,845		3,113	
2. 固定資産除却損	※4, ※5	7,988		4,774	
3. 減損損失		1,846		2,755	
4. 成人識別自販機導入費用	※7	5,746		12,878	
5. 冷凍食品回収関連費用	※8	—		5,523	
6. その他		1,846	19,273	756	29,802
税引前当期純利益			216,025		216,014
法人税、住民税及び事業税		54,267		71,031	
法人税等調整額		29,302	83,569	13,837	84,869
当期純利益			132,456		131,145

製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)		当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I. 原材料費		227,787	72.1	217,318	71.0
II. 労務費		25,325	8.0	25,554	8.4
III. 経費		62,834	19.9	62,970	20.6
当期総製造費用		315,947	100.0	305,843	100.0
期首半製品たな卸高		125,086		131,671	
期首仕掛品たな卸高		5,950		4,337	
合計		446,984		441,852	
期末半製品たな卸高		131,671		120,091	
期末仕掛品たな卸高		4,337		4,091	
他勘定振替高	※1	979		996	
当期製品製造原価		309,995		316,673	

項目	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
経費のうち主なものは次のとおりです。		
減価償却費 (百万円)	19,400	19,671

(注) ※1. 他勘定振替高の主なものは、原材料等の試験用への振替によるものであります。

原価計算の方法

主要製品であるたばこの原価計算は、葉たばこを除骨加工する工程（半製品製造工程）と除骨加工済の半製品から製品を製造する工程に区分した工程別総合原価計算を採用しております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金		利益剰余金						自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							利益剰余金合計
					特別償却準備金	圧縮記帳積立金	圧縮記帳特別勘定	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成18年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	736,400	18,776	152	57,857	3,183	633,200	135,717	848,888	△74,578	1,610,710
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩(注)					△74				74	—		—
特別償却準備金の取崩					△70				70	—		—
圧縮記帳積立金の繰入(注)						3,031			△3,031	—		—
圧縮記帳積立金の取崩(注)						△13,473			13,473	—		—
圧縮記帳積立金の繰入						2,474			△2,474	—		—
圧縮記帳積立金の取崩						△3,685			3,685	—		—
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)							1,857		△1,857	—		—
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)							△3,183		3,183	—		—
圧縮記帳特別勘定の繰入							3,181		△3,181	—		—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△1,857		1,857	—		—
別途積立金の積立(注)								110,100	△110,100	—		—
剰余金の配当(注)									△17,244	△17,244		△17,244
剰余金の配当									△17,244	△17,244		△17,244
役員賞与(注)									△119	△119		△119
当期純利益									132,456	132,456		132,456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	△145	△11,652	△1	110,100	△451	97,848	—	97,848
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	736,400	18,776	7	46,204	3,181	743,300	135,266	946,737	△74,578	1,708,558

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成18年3月31日 残高 (百万円)	32,387	—	32,387	1,643,098
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩(注)				—
特別償却準備金の取崩				—
圧縮記帳積立金の繰入(注)				—
圧縮記帳積立金の取崩(注)				—
圧縮記帳積立金の繰入				—
圧縮記帳積立金の取崩				—
圧縮記帳特別勘定の繰入(注)				—
圧縮記帳特別勘定の取崩(注)				—
圧縮記帳特別勘定の繰入				—
圧縮記帳特別勘定の取崩				—
別途積立金の積立(注)				—
剰余金の配当(注)				△17,244
剰余金の配当				△17,244
役員賞与(注)				△119
当期純利益				132,456
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△2,459	14,580	12,120	12,120
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△2,459	14,580	12,120	109,969
平成19年3月31日 残高 (百万円)	29,928	14,580	44,508	1,753,067

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本											株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金					自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金						利益 剰余金 合計	
					特別償却 準備金	圧縮記帳 積立金	圧縮記帳 特別勘定	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成19年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	736,400	18,776	7	46,204	3,181	743,300	135,266	946,737	△74,578	1,708,558
事業年度中の変動額												
特別償却準備金の取崩					△7				7	—		—
圧縮記帳積立金の繰入						5,228			△5,228	—		—
圧縮記帳積立金の取崩						△5,253			5,253	—		—
圧縮記帳特別勘定の繰入							3,833		△3,833	—		—
圧縮記帳特別勘定の取崩							△3,181		3,181	—		—
別途積立金の積立								93,000	△93,000	—		—
剰余金の配当									△42,152	△42,152		△42,152
当期純利益									131,145	131,145		131,145
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	—	—	△7	△24	651	93,000	△4,626	88,992	—	88,992
平成20年3月31日 残高 (百万円)	100,000	736,400	736,400	18,776	—	46,180	3,833	836,300	130,639	1,035,729	△74,578	1,797,551

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
平成19年3月31日 残高 (百万円)	29,928	14,580	44,508	—	1,753,067
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の取崩					—
圧縮記帳積立金の繰入					—
圧縮記帳積立金の取崩					—
圧縮記帳特別勘定の繰入					—
圧縮記帳特別勘定の取崩					—
別途積立金の積立					—
剰余金の配当					△42,152
当期純利益					131,145
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）	△11,349	△14,168	△25,518	185	△25,332
事業年度中の変動額合計 (百万円)	△11,349	△14,168	△25,518	185	63,659
平成20年3月31日 残高 (百万円)	18,578	411	18,990	185	1,816,727

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法によって おります。</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……決算日の市場価格 等に基づく時価法 によっておりま す。(評価差額は 全部純資産直入法 により処理し、売 却原価は移動平均 法により算定して おります。)</p> <p>時価のないもの……移動平均法による 原価法によってお ります。</p>	<p>子会社株式及び関連会社株式 ……同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの……同左</p> <p>時価のないもの……同左</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ……時価法によっておりま す。</p>	<p>デリバティブ……同左</p>
3. たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>総平均法による原価法によっておりま す。</p> <p>なお、原材料及び半製品について必要 な評価減を実施しております。</p>	<p>総平均法による原価法によっておりま す。</p> <p>(貸借対照表価額は収益性の低下に基づ く簿価切下げの方法により算定しており ます。)</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>「棚卸資産の評価に関する会計基 準」(企業会計基準第9号 平成18年 7月5日)が平成20年3月31日以前に 開始する事業年度に係る財務諸表から 適用できることになったことに伴い、 当事業年度から同会計基準を適用して おります。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び 税引前当期純利益への影響は軽微であ ります。</p> <p>なお、従来実施していた原材料及び 半製品についての評価減は、当事業年 度から廃止しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																
4. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="606 556 949 709"> <tr> <td>建物（建物附属設備を除く）</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="606 1769 949 1911"> <tr> <td>のれん</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td>特許権</td> <td>8年</td> </tr> <tr> <td>商標権</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5年</td> </tr> </table>	建物（建物附属設備を除く）	38～50年	機械及び装置	8年	のれん	5年	特許権	8年	商標権	10年	ソフトウェア	5年	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <table data-bbox="1069 556 1412 709"> <tr> <td>建物（建物附属設備を除く）</td> <td>38～50年</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>8年</td> </tr> </table> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報)</p> <p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>なお、この変更による営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同左</p>	建物（建物附属設備を除く）	38～50年	機械及び装置	8年
建物（建物附属設備を除く）	38～50年																	
機械及び装置	8年																	
のれん	5年																	
特許権	8年																	
商標権	10年																	
ソフトウェア	5年																	
建物（建物附属設備を除く）	38～50年																	
機械及び装置	8年																	

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	同左
6. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号平成17年11月29日)を適用しております。これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員(取締役でない執行役員を含む)の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した金額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同左</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>従業員及び役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、実際支給見込基準により計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>また、公的年金負担に要する費用のうち、昭和31年6月以前(公共企業体職員等共済組合法施行日前)の給付対象期間に係る共済年金給付の負担について、当該共済年金負担に係る負債額を算定し退職給付引当金に含めて計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、 内規に基づく期末要支給額を計上して おります。	(4) 役員退職慰労引当金 ————— (追加情報) 平成19年6月22日開催の定時株主総 会において、役員退職慰労金制度の廃 止を決議いたしました。これに伴い、 打ち切り支給額として確定した未払額 (345百万円)については、「長期未 払金」に振替えております。
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転する と認められるもの以外のファイナンス・ リース取引については、通常の賃貸借取 引に係る方法に準じた会計処理によっ ております。	同左
8. ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 なお、為替予約については、振当処 理の要件を満たしている場合には振当 処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 a. ヘッジ手段…為替予約 ヘッジ対象…外貨建予定取引 b. ヘッジ手段…通貨オプション ヘッジ対象…外貨建予定取引 (3) ヘッジ方針 デリバティブ取引に関する内部規程 である「金融リスク管理規程」に基づ き、主として将来発生する外貨建取引 に係る為替の変動リスクの回避あるい は軽減、債券運用等における受取利息 等及び借入金等における利払等に対す る金利リスクの回避を目的としてデリ バティブ取引を利用しております。 (4) ヘッジ有効性の評価方法 原則として、ヘッジ手段の変動額の 累計額とヘッジ対象の変動額の累計額 を比較して有効性を判定しておりま す。ただし、振当処理によっている為 替予約は、有効性の評価を省略してお ります。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性の評価方法 同左
9. その他財務諸表作成のた めの重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,738,487百万円であります。</p> <p>なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>	—————

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>1. 前事業年度において、無形固定資産に「営業権」として掲記していたものは、当事業年度から「のれん」と表示しております。</p> <p>2. 前事業年度において、流動負債の「その他」に含めておりました「未払消費税等」(前事業年度20,883百万円)は、負債及び純資産の合計額の100分1を超えたため、当事業年度においては個別掲記しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において、特別損失の「その他」に含めておりました「成人識別自販機導入費用」(前事業年度158百万円)は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度においては個別掲記しております。</p>	—————

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)														
<p>※1. 日本たばこ産業株式会社法第6条の規定により、会社の財産を社債の一般担保に供しております。</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">27,260百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社に対する負債</td> <td style="text-align: right;">30,944百万円</td> </tr> </table> <p>※3. 「キャッシュ・マネージメント・システム預託金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)への資金の預託であります。</p> <p>※4. 未払たばこ税、未払たばこ特別税及び未払地方たばこ税については、当事業年度の末日が金融機関の休日であったために未払いとなった次の額が含まれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払たばこ税</td> <td style="text-align: right;">44,958百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払たばこ特別税</td> <td style="text-align: right;">10,378百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払地方たばこ税</td> <td style="text-align: right;">55,342百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">—————</td> <td></td> </tr> </table>	売掛金	27,260百万円	関係会社に対する負債	30,944百万円	未払たばこ税	44,958百万円	未払たばこ特別税	10,378百万円	未払地方たばこ税	55,342百万円	—————		<p>※1. 同左</p> <p>※2. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社に対する資産</td> <td style="text-align: right;">32,793百万円</td> </tr> </table> <p>—————</p> <p>※5. 「キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金」は、当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)からの資金の借入であります。</p>	関係会社に対する資産	32,793百万円
売掛金	27,260百万円														
関係会社に対する負債	30,944百万円														
未払たばこ税	44,958百万円														
未払たばこ特別税	10,378百万円														
未払地方たばこ税	55,342百万円														
—————															
関係会社に対する資産	32,793百万円														

前事業年度 (平成19年3月31日)			当事業年度 (平成20年3月31日)		
6. 偶発債務			6. 偶発債務		
関係会社の金融機関からの借入金に対して次のとおり保証等を行なっております。			関係会社の金融機関からの借入金及び社債に対して次のとおり保証等を行なっております。		
	百万円		借入金	百万円	
JT International Germany GmbH	16,627	(105,630千Eur)	JT International Holding B.V.	344,068	(1,055百万Eur) (885百万Gbp)
JT International S.A.	13,003	(53,650千Chf) (30,340千Eur) (690,000千Thb) (3,130千US\$) (1,130千Tnd) (50,740千Sit) (40千Sgd)	(株)ジェイティ財務サービス	75,001	
JT International Manufacturing (Romania) SA	11,112	(60千US\$) (236百万Ron)	JT International Germany GmbH	17,410	(110百万Eur)
JT International Korea Inc.	10,669	(85,007百万Krw)	JT International S.A.	13,638	(59百万US\$) (29百万Eur) (28百万Chf) (1百万Tnd) (50百万Sit) (0百万Sgd)
JT International (Romania) SRL	10,652	(700千US\$) (225百万Ron)	JT International Company Netherlands B.V.	11,573	(73百万Eur)
JT International Company Netherlands B.V.	9,256	(58,810千Eur)	JT International Manufacturing (Romania) SA	8,256	(193百万Ron)
JT International Marketing and Sales d.o.o.	6,942	(5,090千US\$) (3,207百万Csd)	JT Tobacco International Taiwan Corp.	5,931	(1,800百万Twd)
Cres Neva LLC	6,821	(1,503百万Rub)	JT International Ukraine	5,715	(288百万Uah)
JT Tobacco International Taiwan Corp.	6,427	(1,800百万Twd)	JT International (Romania) SRL	5,713	(134百万Ron)
JT International Ukraine	6,162	(14,863千US\$) (188百万Uah)	JT International AD Senta	5,108	(2,657百万Rsd)
JT International Hellas A.E.B.E.	4,934	(31,350千Eur)	JT International Hellas A.E.B.E.	3,941	(25百万Eur)
OAo JTI Yelets	3,851	(848百万Rub)	JT International (India) Private Limited	3,459	(1,377百万Inr)
JT International Company Ukraine ZAT	2,947	(110千US\$) (125百万Uah)	JT International Spol. s.r.o.	2,696	(428百万Czk)
JT International (India) Private Limited	2,731	(1,004,100千Inr)	JT International Company Ukraine ZAT	2,690	(135百万Uah)
JT International (Thailand) Limited	2,610	(715,564千Thb)	JT International Marketing and Sales d.o.o.	2,679	(1,394百万Rsd)
JT International AD Senta	2,177	(1,101百万Csd)	JTI Services Switzerland SA	2,489	(25百万Chf)
LLC Petro (000 Petro)	1,467	(11,350千US\$) (28百万Rub)	SIA JTI Marketing and Sales	2,484	(10百万Lvl)
SIA JTI Marketing and Sales	1,413	(6,370千Lvl)	JT International Korea Inc.	2,002	(19,690百万krw)
その他(20社)	6,460		JTI-Macdonald TM Corp.	1,904	(19百万Cad)
計	126,270		LLC Petro	1,143	(268百万Rub)
(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為替相場により円換算しております。			その他(24社)	6,208	
			計	524,117	

前事業年度 (平成19年3月31日)	当事業年度 (平成20年3月31日)
	社債
	百万円
	JTI (UK) Finance 390,095 (1,736百万Eur) PLC (569百万Gbp)
	計 390,095
	(注) 上記のうち外貨建保証債務は、決算日の為 替相場により円換算しております。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)																						
<p>※1. 原材料及び半製品のうち、翌事業年度以降の事業活動に最低限必要な在庫を超過する部分について必要な評価減を実施し、売上原価に計上しております。当期の評価減洗替差益は、9,585百万円であります。</p> <p>※2. 他勘定振替高は製品・商品の振替で見本用払出等であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p> <p>※4. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">6,659百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">2,036百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">4,966百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外収益のその他</td> <td style="text-align: right;">3,332百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産除却損</td> <td style="text-align: right;">6,814百万円</td> </tr> </table> <p>※6. 研究開発費は、総額38,505百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※7. 成人識別自販機導入費用は、未成年者喫煙防止を目的として、平成20年に全国導入を予定しているICカード方式成人識別装置システム構築展開費用等並びに当社がリース契約により借り受けている自動販売機を成人識別機能対応機とするために要する費用であります。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	建物	6,659百万円	受取利息	2,036百万円	受取配当金	4,966百万円	営業外収益のその他	3,332百万円	固定資産除却損	6,814百万円	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>※2. 同左</p> <p>※3. 固定資産売却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,438百万円</td> </tr> </table> <p>※4. 固定資産除却損のうち主なものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">3,048百万円</td> </tr> </table> <p>※5. 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">受取利息</td> <td style="text-align: right;">694百万円</td> </tr> <tr> <td>受取配当金</td> <td style="text-align: right;">5,676百万円</td> </tr> <tr> <td>買収関連費用精算益</td> <td style="text-align: right;">1,735百万円</td> </tr> <tr> <td>営業外収益のその他</td> <td style="text-align: right;">1,393百万円</td> </tr> </table> <p>※6. 研究開発費は、総額40,442百万円であり、すべて一般管理費として計上しております。</p> <p>※7. 同左</p> <p>※8. 冷凍食品回収関連費用は、当社子会社であるジェイティブーズ(株)を通じて輸入販売しておりました冷凍食品の一部について自主回収を実施した回収費用等であります。</p>	土地	1,438百万円	建物	3,048百万円	受取利息	694百万円	受取配当金	5,676百万円	買収関連費用精算益	1,735百万円	営業外収益のその他	1,393百万円
建物	6,659百万円																						
受取利息	2,036百万円																						
受取配当金	4,966百万円																						
営業外収益のその他	3,332百万円																						
固定資産除却損	6,814百万円																						
土地	1,438百万円																						
建物	3,048百万円																						
受取利息	694百万円																						
受取配当金	5,676百万円																						
買収関連費用精算益	1,735百万円																						
営業外収益のその他	1,393百万円																						

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式(注)	83	335	—	419
合計	83	335	—	419

(注) 普通株式の自己株式の増加335千株は、平成18年4月1日をもって普通株式1株につき5株の割合で株式を分割したことによるものであります。

当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	419	—	—	419
合計	419	—	—	419

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	当事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)																																																																
<p>[借手側]</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">2,674</td> <td style="text-align: center;">1,791</td> <td style="text-align: center;">883</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">54,540</td> <td style="text-align: center;">28,064</td> <td style="text-align: center;">26,475</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">983</td> <td style="text-align: center;">252</td> <td style="text-align: center;">730</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">58,199</td> <td style="text-align: center;">30,108</td> <td style="text-align: center;">28,090</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">14,517百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">15,371百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,889百万円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">15,563百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">15,294百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">673百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	2,674	1,791	883	器具及び備品	54,540	28,064	26,475	その他	983	252	730	合計	58,199	30,108	28,090	1年内	14,517百万円	1年超	15,371百万円	合計	29,889百万円	支払リース料	15,563百万円	減価償却費相当額	15,294百万円	支払利息相当額	673百万円	<p>[借手側]</p> <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: center;">2,549</td> <td style="text-align: center;">1,408</td> <td style="text-align: center;">1,140</td> </tr> <tr> <td>器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">57,003</td> <td style="text-align: center;">27,950</td> <td style="text-align: center;">29,052</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: center;">974</td> <td style="text-align: center;">286</td> <td style="text-align: center;">687</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">60,527</td> <td style="text-align: center;">29,645</td> <td style="text-align: center;">30,881</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">15,928百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">16,963百万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">32,892百万円</td> </tr> </table> <p>3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">18,807百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">18,132百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">846百万円</td> </tr> </table> <p>4. 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>5. 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	車両及び運搬具	2,549	1,408	1,140	器具及び備品	57,003	27,950	29,052	その他	974	286	687	合計	60,527	29,645	30,881	1年内	15,928百万円	1年超	16,963百万円	合計	32,892百万円	支払リース料	18,807百万円	減価償却費相当額	18,132百万円	支払利息相当額	846百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
車両及び運搬具	2,674	1,791	883																																																														
器具及び備品	54,540	28,064	26,475																																																														
その他	983	252	730																																																														
合計	58,199	30,108	28,090																																																														
1年内	14,517百万円																																																																
1年超	15,371百万円																																																																
合計	29,889百万円																																																																
支払リース料	15,563百万円																																																																
減価償却費相当額	15,294百万円																																																																
支払利息相当額	673百万円																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																														
車両及び運搬具	2,549	1,408	1,140																																																														
器具及び備品	57,003	27,950	29,052																																																														
その他	974	286	687																																																														
合計	60,527	29,645	30,881																																																														
1年内	15,928百万円																																																																
1年超	16,963百万円																																																																
合計	32,892百万円																																																																
支払リース料	18,807百万円																																																																
減価償却費相当額	18,132百万円																																																																
支払利息相当額	846百万円																																																																

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

種類	前事業年度 (平成19年 3月31日)			当事業年度 (平成20年 3月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	41,580	30,628	△10,952	150,184	128,906	△21,277
合計	41,580	30,628	△10,952	150,184	128,906	△21,277

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年 3月31日)	当事業年度 (平成20年 3月31日)
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 21,742百万円</p> <p>共済年金給付負担金 55,655百万円</p> <p>退職応諾者未払金 10,793百万円</p> <p>その他 34,346百万円</p> <p>繰延税金資産合計 122,537百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>圧縮記帳積立金 △31,255百万円</p> <p>有価証券評価差額金 △20,746百万円</p> <p>その他 △11,848百万円</p> <p>繰延税金負債合計 △63,850百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 58,686百万円</p>	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p>退職給付引当金 29,046百万円</p> <p>共済年金給付負担金 51,567百万円</p> <p>賞与引当金 5,268百万円</p> <p>その他 31,181百万円</p> <p>繰延税金資産合計 117,064百万円</p> <p>繰延税金負債</p> <p>圧縮記帳積立金 △31,239百万円</p> <p>有価証券評価差額金 △10,842百万円</p> <p>その他 △11,145百万円</p> <p>繰延税金負債合計 △53,227百万円</p> <p>繰延税金資産の純額 63,836百万円</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>同左</p>

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)			
1株当たり純資産額 182,990円92銭 1株当たり当期純利益金額 13,826円19銭	1株当たり純資産額 189,616円56銭 1株当たり当期純利益金額 13,689円35銭			
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 当社は平成18年4月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報については、以下のとおりとなります。	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 13,689円21銭			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>前事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 171,499円53銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 13,167円86銭</td> </tr> </tbody> </table>	前事業年度	1株当たり純資産額 171,499円53銭	1株当たり当期純利益金額 13,167円86銭	
前事業年度				
1株当たり純資産額 171,499円53銭				
1株当たり当期純利益金額 13,167円86銭				
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。				

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	132,456	131,145
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	132,456	131,145
普通株式の期中平均株式数(千株)	9,580	9,580
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	0
(うち新株予約権(千株))	(—)	(0)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>当社は、平成19年4月18日、連結子会社であるJTI (UK) MANAGEMENT LTDを通じて、英国法上の買収手続であるスキーム・オブ・アレンジメントに基づき、英国を所在地とするGallaher Group Plc (以下「Gallaher社」) の発行済株式を取得し、Gallaher社を完全子会社(間接出資)としました。当該取引に係る主な内容については、連結財務諸表における重要な後発事象に記載しております。</p> <p>また、当社は、Gallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的として、以下のとおり借入契約を締結し、実行しております。</p> <p>(1) 借入先 株式会社みずほ銀行</p> <p>(2) 借入金額 4,500億円</p> <p>(3) 返済条件 元金一括返済</p> <p>(4) 約定金利 0.80000%及び0.84000%</p> <p>(5) 借入実行日 平成19年4月25日</p> <p>(6) 借入期間 1ヶ月及び3ヶ月</p> <p>株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、1,000億円については、平成19年5月25日に返済しており、新たに当社グループにおいて国内グループ会社を対象としたキャッシュ・マネージメント・システムを統括している(株)ジェイティ財務サービス(連結子会社)からの短期借入を実行しております。</p> <p>また、株式会社みずほ銀行からの上記の借入金のうち、3,500億円については、金融機関からの借入及び社債発行による中長期性の資金調達手段へのリファイナンスを検討し実行予定としております。</p> <p>なお、当社はJTI (UK) MANAGEMENT LTDによるGallaher社株式取得に要する資金の調達を主たる目的としたシンジケートローンに対して19億スターリング・ポンド(4,516億円 237.69円/スターリング・ポンド)の債務保証を、また、(株)ジェイティ財務サービスによる国内グループ会社運転資金目的のコミットメントラインに対して総額1,000億円の債務保証を行っております。</p>	<p>当社は、平成20年4月18日開催の取締役会において、当社が保有する廃止された社宅並びに未利用倉庫等のうち、売却促進並びに売却価値向上の観点から更地による土地売却が有利であると判断した物件については、現存する建物等の取壊し工事を実施することを決議いたしました。これに伴う取壊し撤去費用を含めた関連損失額は、概ね150億円程度を見込んでおり、翌事業年度に特別損失として計上する見込みであります。</p>

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

		銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	KT&G Corporation	2,864,904	22,476
		(株)みずほフィナンシャルグループ	12,750	4,654
		(株)ユニマットライフ	3,739,500	4,420
		(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	5,015,750	4,313
		(株)ドトール・日レスホールディングス	1,320,000	2,597
		(株)三井住友フィナンシャルグループ	3,409	2,236
		(株)セブン&アイ・ホールディングス	852,000	2,130
		東海旅客鉄道(株)	1,000	1,030
		(株)菱食	531,300	1,002
		日本通運(株)	1,730,400	991
		その他70銘柄	11,922,641	9,968
		計	27,993,655	55,820

【債券】

		銘柄	券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	転換社債 (2銘柄)	80	133
		計	80	133

【その他】

		種類及び銘柄	投資口数等 (口)	貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券	その他有価証券	不動産投資信託受益証券	8,200	6,953
		優先出資証券	1,115,540	999
		出資証券	50,000	500
		投資事業有限責任組合出資金 (2組合)	101	59
		計	—	8,512

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	466,531	11,495	25,656 (2,610)	452,370	304,663	11,669	147,707
構築物	26,371	268	2,364 (31)	24,275	19,819	584	4,455
機械及び装置	327,474	15,968	9,372	334,071	272,233	16,751	61,837
車両及び運搬具	925	20	21	924	840	38	84
器具及び備品	56,789	4,143	2,451	58,482	48,159	4,054	10,322
土地	111,051	163	5,430 (112)	105,784	—	—	105,784
建設仮勘定	6,623	32,709	32,894	6,439	—	—	6,439
有形固定資産計	995,767	64,769	78,190 (2,755)	982,347	645,716	33,098	336,631
無形固定資産							
のれん	33,095	—	—	33,095	22,781	5,156	10,313
特許権	37,154	38	—	37,193	36,631	756	561
借地権	126	—	—	126	—	—	126
商標権	296,774	456	—	297,230	263,022	29,626	34,207
意匠権	193	20	—	214	193	2	20
ソフトウェア	42,365	6,118	425	48,059	36,172	4,111	11,886
その他	1,029	6	22	1,013	830	21	182
無形固定資産計	410,740	6,640	447	416,932	359,633	39,674	57,299
長期前払費用	12,194	1,305	995	12,504	7,195	1,149	5,309

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額及び当期減少額のうち主な内訳は次のとおりであります。

建 物	増加額	不動産事業用 建物及び附属設備	7,807百万円
	増加額	工場用 建物及び附属設備	1,766百万円
	増加額	事務所用 建物及び附属設備	1,638百万円
	減少額	廃止社宅等	13,746百万円
	減少額	不動産事業用 建物及び附属設備	11,143百万円
機械及び装置	増加額	製造たばこ製造設備等	15,033百万円
	減少額	製造たばこ製造設備等	9,055百万円
土 地	減少額	廃止社宅等	2,897百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金 (注1)	6,748	5,117	26	521	11,317
賞与引当金	12,594	13,056	12,594	—	13,056
役員退職慰労引当金 (注2)	325	67	47	345	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額14百万円及び回収等による取崩額507百万円であります。

2. 役員退職慰労引当金の「当期減少額 (その他)」は、役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給額の「長期未払金」への振替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成20年3月31日現在）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

①資産の部

a. 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	1,787
預金の種類	
当座預金	9
普通預金	2,852
定期預金	110
小計	2,972
合計	4,759

b. 売掛金

イ. 相手先別内訳

相手先名	金額（百万円）
ジェイティフーズ（株）	11,539
JT International S.A.	7,459
（株）ローソン	3,147
（株）ファミリーマート	2,345
Japan Tobacco (Hong Kong) Limited	1,701
その他	24,253
合計	50,447

ロ. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	次期繰越高 （百万円）	回収率（%）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{366}$
58,464	2,415,466	2,423,483	50,447	98.0	8.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記の当期発生高には消費税等が含まれております。

c. たな卸資産

イ. 商品

品名	金額（百万円）
食品事業関連商品	2,161
その他	90
合計	2,251

ロ. 製品

品名	金額 (百万円)
製造たばこ	16,708
その他	2,831
合計	19,539

ハ. 半製品

品名	金額 (百万円)
製造たばこ用原料加工済品 (除骨葉)	120,076
その他	14
合計	120,091

ニ. 原材料

品名	金額 (百万円)
葉たばこ	26,426
その他	3,433
合計	29,860

ホ. 仕掛品

品名	金額 (百万円)
製造たばこ	4,086
その他	5
合計	4,091

ヘ. 貯蔵品

品名	金額 (百万円)
製造たばこ用	4,626
その他	4,099
合計	8,726

d. 関係会社株式

銘柄	金額（百万円）
JT Europe Holding B.V.	1,831,099
株式会社加ト吉	108,604
（株）ジャパンビバレッジ	47,564
鳥居薬品（株）	41,580
日本フィルター工業（株）	12,521
その他	41,139
合計	2,082,509

②負債の部

a. 買掛金

相手先名	金額（百万円）
日本フィルター工業（株）	2,327
JT International S.A.	1,930
北海製罐（株）	991
（株）トッパンプロスプリント	824
キーコーヒー（株）	597
その他	8,389
合計	15,060

b. キャッシュ・マネージメント・システム短期借入金

内容は、「(1) 財務諸表 注記事項（貸借対照表関係）」に記載しております。

c. 社債

内訳は、「1. 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 ⑤ 連結附属明細表 社債明細表」に記載しております。

d. 退職給付引当金

イ. 退職給付関係

区分	金額（百万円）
退職給付債務	162,422
年金資産	△103,576
未認識数理計算上の差異	985
未認識過去勤務債務	△7,629
前払年金費用	20,117
小計	72,320

ロ. 共済年金給付関係 (注)

区分	金額 (百万円)
共済年金給付負担に係る債務額	127,870
未認識数理計算上の差異	△69
小計	127,800
合計 (百万円)	200,120

(注) 「(1) 財務諸表 重要な会計方針 6. 引当金の計上基準 (3) 退職給付引当金」に記載のとおり、当社は共済年金給付負担に係る負債額を別に算定し、退職給付引当金に含めて計上しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	1株券、10株券、100株券、1,000株券、その他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	該当事項なし
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	新たに発行する株券に係る印紙税相当額
株券喪失登録に伴う手数料	1. 喪失登録 1件につき3,500円 2. 喪失登録株券 1枚につき 360円
単元未満株式の買取り	
取扱場所	該当事項なし
株主名簿管理人	該当事項なし
取次所	該当事項なし
買取手数料	該当事項なし
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載することとしており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.jti.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月31日及び9月30日現在の株主名簿（実質株主名簿含む。）に記載された1株以上所有の株主に対し、一律に2,000円相当の自社商品（グループ会社の商品及び社名入り贈答品・記念品を含む。）を贈呈。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類（事業年度(第22期)(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日))
平成19年6月22日関東財務局長に提出
- (2) 半期報告書（(第23期中)（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日））
平成19年12月27日関東財務局長に提出
- (3) 臨時報告書
平成19年5月7日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書です。
平成19年5月18日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書です。
平成19年12月21日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストックオプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書です。
平成20年1月8日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書です。
平成20年6月23日関東財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号（特定子会社の異動）に基づく臨時報告書です。
- (4) 有価証券報告書の訂正報告書
平成19年6月18日関東財務局長に提出
平成18年6月23日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書です。
平成19年7月9日関東財務局長に提出
平成19年6月22日提出の有価証券報告書に係る訂正報告書です。
- (5) 半期報告書の訂正報告書
平成20年5月1日、平成20年6月23日関東財務局長に提出
平成19年12月27日提出の半期報告書に係る訂正報告書です。
- (6) 臨時報告書の訂正報告書
平成20年1月8日関東財務局長に提出
平成19年12月21日提出の臨時報告書に係る訂正報告書です。
- (7) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成19年5月25日関東財務局長に提出
- (8) 訂正発行登録書
平成19年5月7日、平成19年5月18日関東財務局長に提出
平成17年5月27日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。
平成19年6月18日、平成19年6月22日、平成19年7月9日、平成19年12月21日、平成19年12月27日、平成20年1月8日、平成20年5月1日、平成20年6月23日関東財務局長に提出
平成19年5月25日提出の発行登録書（普通社債）に係る訂正発行登録書です。
- (9) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付資料
平成19年7月18日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓔ
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

- 追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp. は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成19年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓔ
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓔ
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

追加情報に記載のとおり、連結子会社であるカナダ法人JTI-Macdonald Corp.は、平成16年8月11日にケベック州税庁より約13.6億カナダドルの課税通知の送付を受け、同年8月24日にオンタリオ州上級裁判所に「Companies' Creditors Arrangement Act（企業債権者調整法）」の申請を行い、平成20年3月31日現在同法の適用下で事業資産が保全され、事業を継続している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月22日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓔ
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	吉田 英司	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年4月18日に英国Gallaher社を買収した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

日本たばこ産業株式会社

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	五十嵐 達朗	Ⓔ
----------------	-------	--------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	桃木 秀一	Ⓔ
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	Ⓔ
----------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本たばこ産業株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本たばこ産業株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。